西東京市一般廃棄物処理基本計画

（素案）

令和　年　月改定

西東京市

目　次

第１章 一般廃棄物処理基本計画 1

第１節 基本的事項 1
1 計画策定の趣旨 1
2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け 4
3 計画の対象範囲 5
4 計画の目標年度 5
5 計画の進行管理 6

第２節 市の概要 7
1 位置・地形 7
2 人口 8
3 産業別人口 10
4 土地利用 11

第３節 ごみ・資源の処理状況 12
1 社会的情勢 12
2 ごみ処理体制 21
3 ごみ排出量の実績 27
4 減量・資源化の実績 31
5 中間処理の実績 35
6 最終処分の実績 38
7 ごみ質の分析 38
8 ごみ処理経費 44
9 ごみ処理状況の評価 46

第４節 ごみ・資源の処理における課題 51
1 排出に関する課題 51
2 収集運搬に関する課題 52
3 処理・処分に関する課題 52
4 処理経費に関する課題 54

第５節 ごみ量の推計及び目標値の設定 55
1 現状施策を継続した場合のごみ量推計（現状推計） 55
2 ごみ減量・資源化のための施策を実施した場合のごみ量推計（目標推計） 57
3 目標の設定 60

第６節 ごみ処理基本計画 61

１　ごみ処理の基本方針.....61
２　基本目標達成のための各主体の役割.....62
基本方針１：つくる責任、つかう責任（SDGs）の意識の醸成.....63
基本方針２：協働によるごみの発生抑制・資源化の推進.....66
基本方針３：環境負荷の少ない資源循環の推進.....68
基本方針４：安全・安定な適正処理・処分の実施.....78

第２章 生活排水処理基本計画.....80

第１節 生活排水処理の体系.....80
１　生活排水処理フロー.....80
２　生活排水の現状.....81
３　生活排水の処理における課題.....83

第２節 生活排水処理量の推計.....84

第３節 生活排水の適正処理計画.....85
１　基本方針.....85
２　目標年度.....85
３　計画目標.....85
４　収集・運搬計画.....85
５　中間処理計画.....85

資　料　編.....86

第１節 将来ごみ量の推計.....86
１　推計方法.....86
２　将来人口推計.....87
３　将来ごみ量推計.....88
４　推計結果.....89

第２節 将来生活排水処理量の推計.....98
１　推計方法.....98
２　将来生活排水処理量.....98

第３節 西東京市廃棄物減量等推進審議会等.....99
１　審議経過.....99
２　委員名簿.....99
３　市民参加.....99

第１章　一般廃棄物処理基本計画

第１節　基本的事項

１　計画策定の趣旨

西東京市（以下、「本市」という。）では令和５年度に、令和 15 年度を計画目標年度とした「西東京市第３次基本構想・基本計画」（以下、「基本構想」という。）を策定し、「ともにみらいにつなぐ　やさしさといこいの西東京」を基本理念に掲げ、達成のための基本目標の一つとして、「環境にやさしい持続可能なまち」を目指すこととしています。また同年度には「西東京市第３次環境基本計画」を策定し、基本理念である「良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」の実現のために、「循環型社会の構築に向けて取り組みます」を基本方針として掲げています。

廃棄物の処理に関しては、本市は令和４年３月に、令和 18 年度を計画目標年度とした「西東京市一般廃棄物処理基本計画」を策定（以下、「前回計画」という。）し、これを指針としてごみの発生抑制、資源化、適正処理を推進してきました。

令和４年３月の改定から５年が経過し、この間に国では、令和６年度に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画では、資源を持続可能な形で効率的・循環的に有効利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を、関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と位置付けています。このサーキュラーエコノミーへの移行は、環境・経済・社会それぞれの課題を解決しながら国民の生活の質を高め、持続可能な開発目標（SDGs）を達成することに資するものとされています。さらに、持続可能な社会の基盤として、廃棄物の適正処理や、大規模災害に備えた災害廃棄物処理の体制構築の推進も掲げています。*（→p.2【コラム：サーキュラーエコノミー】、p.3【コラム：持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）】参照）*

また東京都では令和７年度に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、「資源ロス削減と循環利用の強化・徹底」、「持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革の加速」、「社会課題に対応した強靭で安定的な廃棄物処理システムの確保」を柱に、サーキュラーエコノミーへの移行を促進する取り組みの推進を掲げています。

さらに、令和２年度以降の新型コロナウイルス感染症による影響（以下、「コロナ禍」という。）が収束したアフターコロナである現在、生活様式はコロナ禍以前から変化しています。

今回改定する「西東京市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）は、以上のような社会情勢の変化を踏まえて前回計画を見直すとともに、本市の基本理念を実現するために、循環型社会の形成を目指し、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理について市民・事業者・行政が連携し協働する取り組みを総合的、計画的に実践するための指針として、廃棄物処理法第６条に基づき策定するものです。

【コラム：サーキュラーエコノミー】

○サーキュラーエコノミーとは…

資源を全てリユース・リサイクルして効率的に循環させ続け、資源が廃棄物となることを抑制するとともに、これまで廃棄物であったものに付加価値を与えて新たな資源として活用することで、持続可能な社会と経済成長を両立させる社会経済システムです。

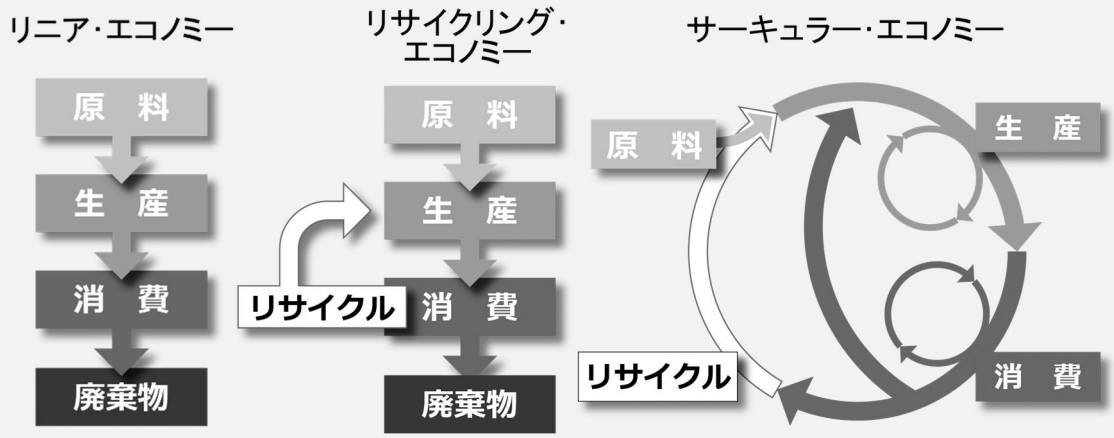
かつての日本は、大量生産・大量消費・大量廃棄を基本とした**「リニアエコノミー」**であり、モノは原料、生産、消費、廃棄の一方通行となっていました。

その後、３Ｒ（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））等の浸透により、**「リサイクリングエコノミー」**にシフトしてきました。

リサイクリングエコノミーでは、廃棄物のうちまだ使えるモノをリユースすることで、廃棄物を減らすことができるほか、リサイクルされた資源でモノを生産することで、新たな原料（天然資源）の使用が少なくて済みます。ただし、リユースやリサイクルを繰り返す中で段々とモノの質は下がってきてしまうため、最終的には廃棄されることになります。

そこで、**「サーキュラーエコノミー」**では、製品の設計段階から、長持ちし、資源化しやすい設計とするとともに、本市でも実施している「ボトルtoボトル」のように、モノの質を低下させずに同等品へリサイクルする「水平リサイクル」を活用すること等により、資源を循環させ続けることを目指しています。

実際には廃棄物を発生させないことは難しいですが、可能な限り資源循環をすることが重要です。



【コラム：持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）】

○持続可能な開発目標（SDGs）とは…

2030年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための、国際社会共通の目標です。17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成されています。



○本計画やごみに関係するゴールは…

ゴール12「つくる責任　つかう責任」において、食品ロスの削減や、３Ｒ（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））による廃棄物の削減を目指しています。

そのほかにも、ゴール３「すべての人に健康と福祉を」、ゴール６「安全な水とトイレを世界中に」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」（災害対策）、ゴール14「海の豊かさを守ろう」等とも密接な関係があります。

「ごみを減らす」という皆さんの取り組みが、持続可能でよりよい世界を目指すための、大きな一歩となります。

２　一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画の位置付けを図　１－１に示します。

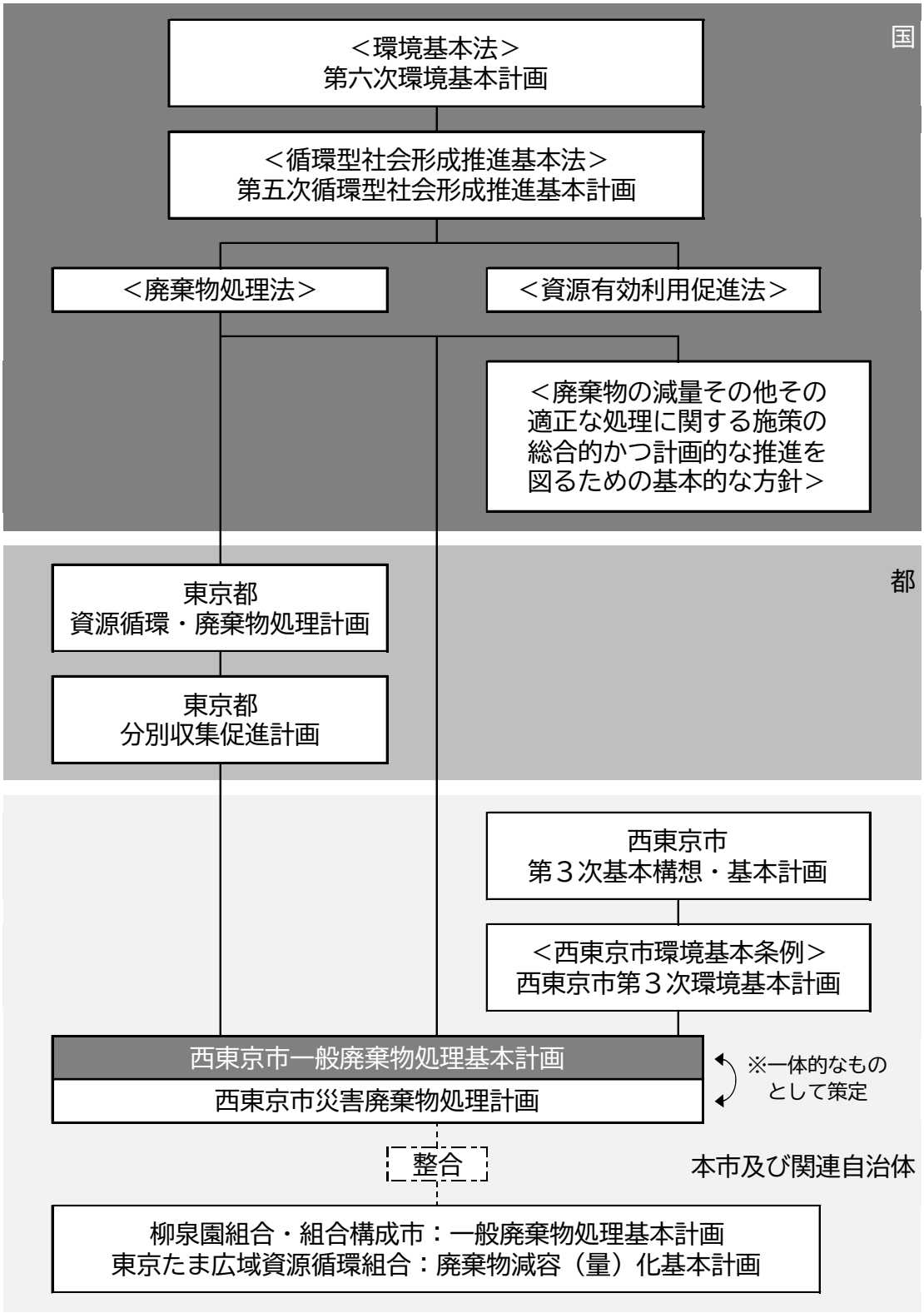


図　１－１　計画の位置付け

３　計画の対象範囲

本計画は、本市内で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とします。

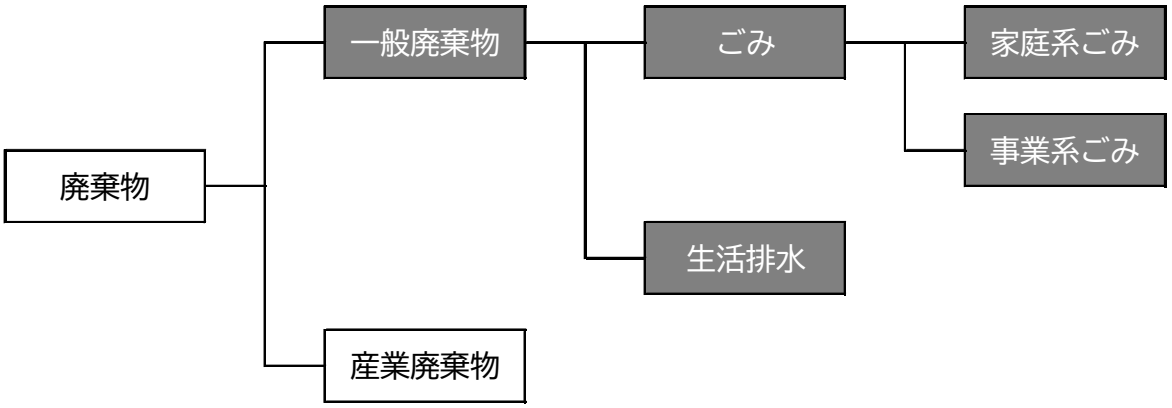


図　１－２　一般廃棄物処理基本計画の対象範囲

４　計画の目標年度

本計画の計画期間は、令和９年度を初年度とし、令和 18 年度を目標年度とする 10 年間とします。なお、本計画は５年後の令和 14 年度（第２期計画期間の計画目標年度）を目処として見直しを行います。

また、計画の推進を図るため、各分野の状況の把握及びその効果等についての検討を定期的に行い、必要に応じて新たな対策を講じ、市民にも広く公表します。

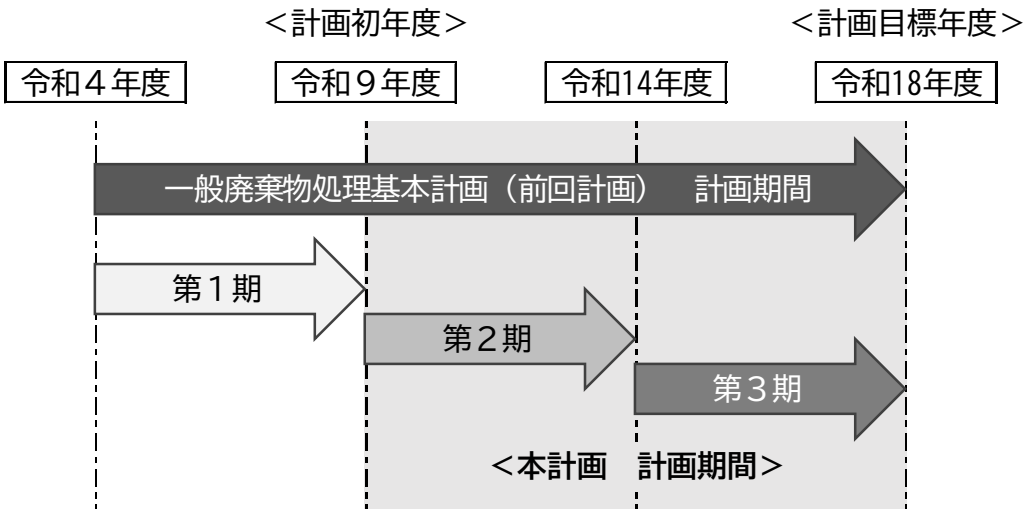


図　１－３　計画の目標年度

５　計画の進行管理

計画は概ね５年ごとに見直しますが、施策の進捗状況や目標の達成状況については、適宜評価を行い、その状況に応じた対策を講じ、実効性の高い計画の実施を目指します。

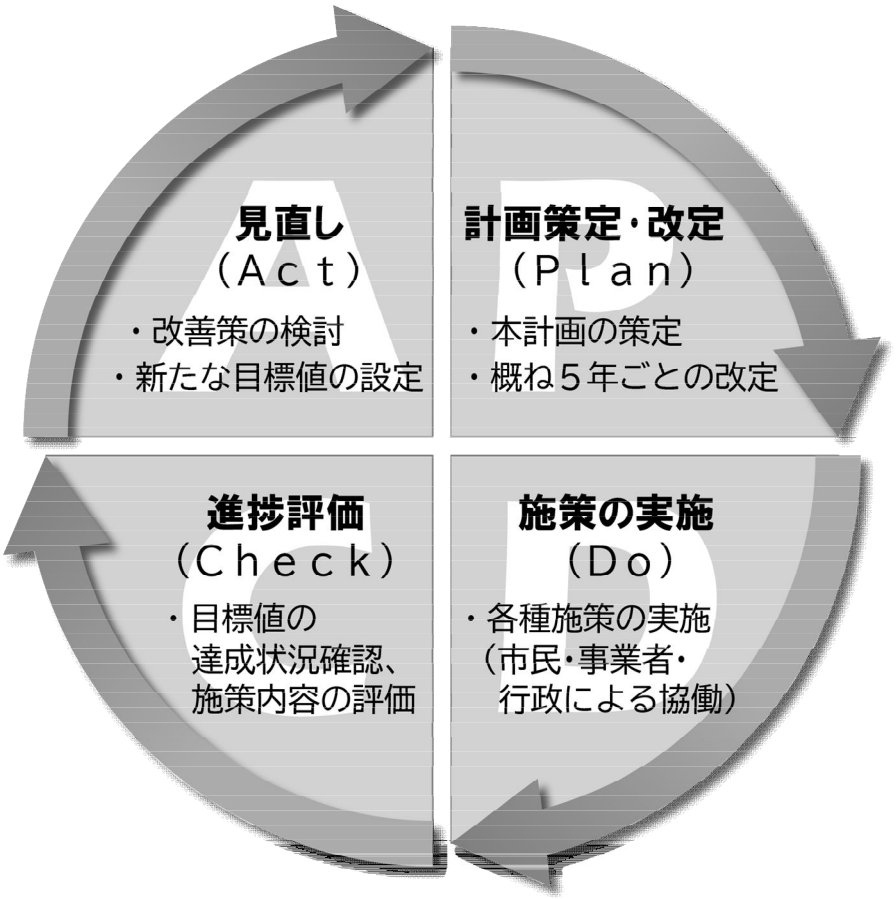


図　１－４　一般廃棄物処理基本計画における PDCA サイクル

第２節　市の概要

１　位置・地形

本市は、東京都心の北西部、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。

標高は 47～67ｍで、地勢は北に白子川、中央部に新川（白子川支流）、南部に石神井川があり、その沿岸が２～３ｍの低地となっているほか、一般に西から東になだらかに傾斜した、ほぼ平坦な地域です。

市域は、東西 4.8km、南北 5.6km にわたり、面積は 15.75km^2 となっています。

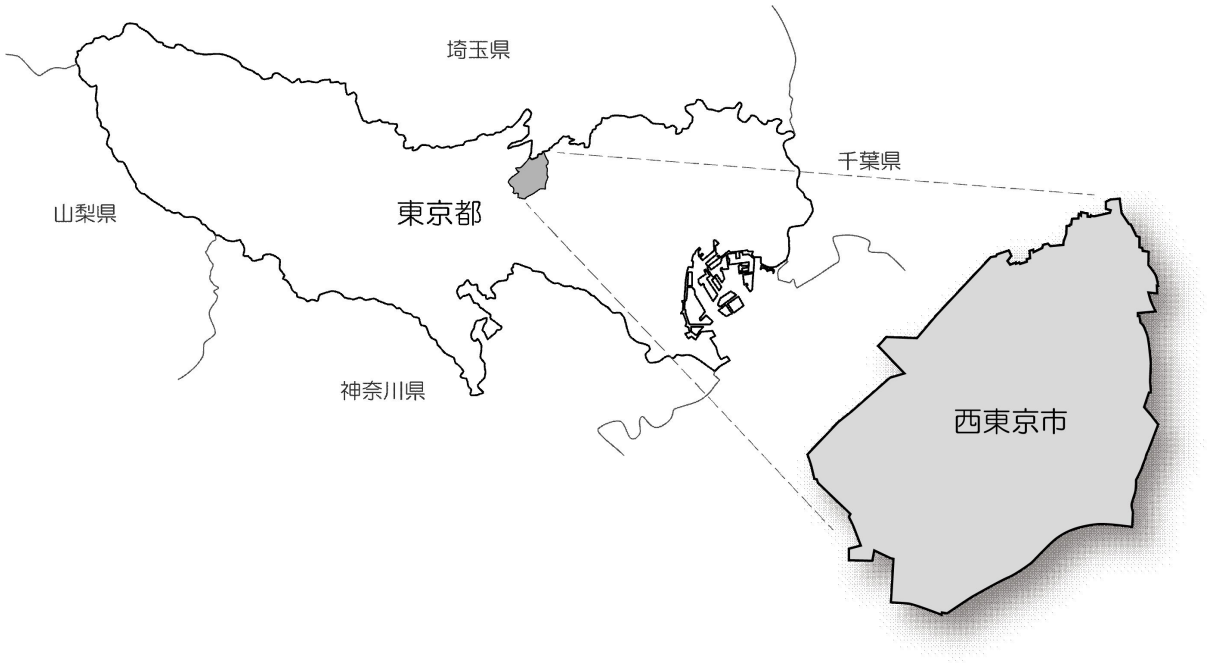


図 １－５　西東京市の位置

２　人口

平成 28 年度から令和７年度の人口の推移を表 １－１及び図 １－６に、令和３年度から令和７年度の年齢別人口の推移を表 １－２に、また令和７年度の人口ピラミッドを図 １－７に示します。

本市は平成 29 年度に人口が 20 万人を超過し、人口及び世帯数は増加傾向にあります。一方で、世帯人口は減少傾向にあります。

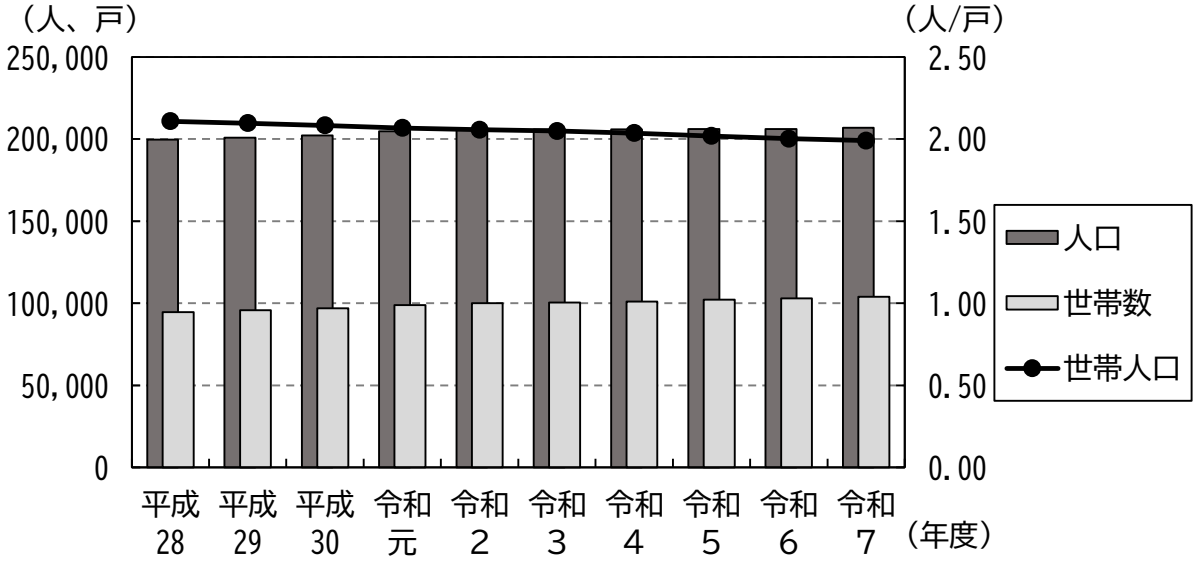
年齢別人口は、男女とも 50～54 歳が最も多く、次いで 55～59 歳が多くなっています。また、年少人口（14 歳以下）の構成比が減少しているのに対し、生産年齢人口（15 歳以上、64 歳以下）及び老齢人口（65 歳以上）の構成比が増加しています。

また、外国人人口は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的に減少したものの、全体としては増加傾向にあり、10 年間で約２倍になっています。

表 １－１　人口・世帯数・世帯人口の推移

区分	人口(人)	うち、外国人	世帯数(戸)	世帯人口(人/戸)
平成28年度	199,698	3,809	94,662	2.11
平成29年度	200,817	4,160	95,722	2.10
平成30年度	202,115	4,573	96,975	2.08
令和元年度	204,658	5,226	98,939	2.07
令和２年度	205,907	5,057	100,085	2.06
令和３年度	205,943	4,680	100,477	2.05
令和４年度	205,829	4,898	101,040	2.04
令和５年度	206,156	5,405	102,093	2.02
令和６年度	206,073	6,046	102,869	2.00
令和７年度	206,872	6,940	103,896	1.99

※資料：住民基本台帳（10月１日現在、外国人人口含む）



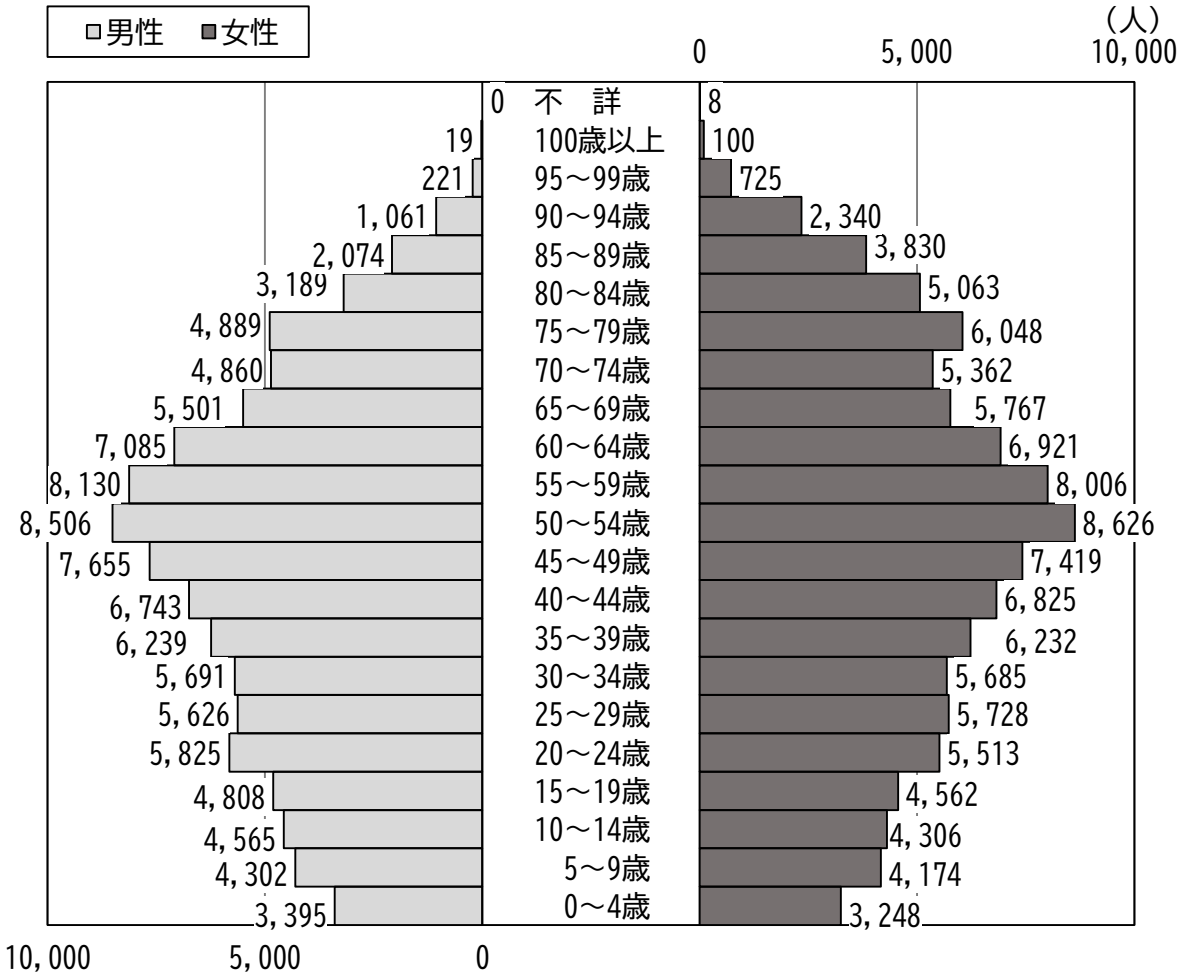
※資料：住民基本台帳（10月１日現在、外国人人口含む）

図 １－６　人口・世帯数・世帯人口の推移

表 １－２　年齢別人口の推移

区分	総数	年少人口 ～14歳		生産年齢人口 15～64歳		老齢人口 65歳～	
	人口（人）	人口（人）	構成比（%）	人口（人）	構成比（%）	人口（人）	構成比（%）
令和３年度	200,294	25,181	12.57	127,928	63.87	47,185	23.56
令和４年度	201,259	24,973	12.41	128,501	63.85	47,785	23.74
令和５年度	202,502	24,639	12.17	129,569	63.98	48,294	23.85
令和６年度	204,259	24,252	11.87	131,273	64.27	48,734	23.86
令和７年度	204,830	23,990	11.71	131,565	64.23	49,275	24.06

※構成比は四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。
※資料：西東京市ホームページ（10月１日現在、外国人人口含む）



※資料：西東京市ホームページ（10月１日現在、外国人人口含む）

図 １－７　人口ピラミッド（令和７年度）

３　産業別人口

令和６年の産業別の事業所数・従業者数をそれぞれ表　１－３に示します。

本市の事業所数の構成は第３次産業が９割近くを占め、次いで第２次産業が約１割、第１次産業が約 0.1%となっています。第３次産業の中では、「卸売業、小売業」が全体の２割以上を占め、次いで「医療、福祉」「不動産業、物品賃貸業」が多くなっています。また、従業者数の構成は事業所数と概ね比例していますが、第３次産業の中では、「医療、福祉」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」となっています。

表　１－３　産業別事業所数・従業者数（令和６年）

産業（大分類）	令和６年			
	事業所数	構成比（%）	従業者数（人）	構成比（%）
総数	3,908	100.00%	47,050	100.00%
第１次産業	5	0.13%	28	0.06%
農業、林業	5	0.13%	28	0.06%
漁業	－	－	－	－
第２次産業	494	12.64%	4,713	10.02%
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－
建設業	390	9.98%	3,396	7.22%
製造業	104	2.66%	1,317	2.80%
第３次産業	3,409	87.23%	42,309	89.92%
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.08%	3	0.01%
情報通信業	110	2.81%	1,590	3.38%
運輸業、郵便業	49	1.25%	1,332	2.83%
卸売業、小売業	819	20.96%	11,001	23.38%
金融業、保険業	61	1.56%	760	1.62%
不動産業、物品賃貸業	400	10.24%	1,900	4.04%
学術研究、専門・技術サービス業	277	7.09%	911	1.94%
宿泊業、飲食サービス業	372	9.52%	4,748	10.09%
生活関連サービス業、娯楽業	295	7.55%	2,094	4.45%
教育、学習支援業	170	4.35%	2,743	5.83%
医療、福祉	634	16.22%	11,914	25.32%
複合サービス業	20	0.51%	175	0.37%
サービス業（他に分類されないもの）	199	5.09%	3,138	6.67%

※構成比は四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合があります。
※資料：令和６年経済センサス－基礎調査

４　土地利用

令和２年から令和６年の地目別土地面積の推移を表 １－４に、令和６年の地目別土地面積の割合を図 １－８に示します。なお、この面積は固定資産税の対象となる土地面積であり、固定資産税が非課税となる土地（国・公有地、公共用地、墓地、道路、用水路、ため池、保安林、私立学校用地、宗教法人の境内等）は除きます。

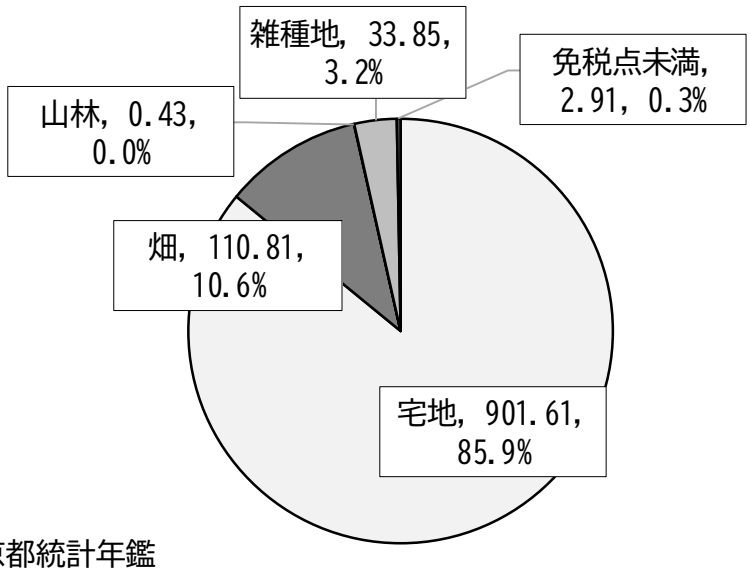
本市の地目別土地面積の構成は、宅地が８割以上を占め、次いで畑、雑種地の順で多くなっています。また、宅地面積は増加傾向にある一方、畑や山林の面積は減少傾向にあります。

表 １－４　地目別土地面積の推移

（単位：ha）

区分	宅地	畑	山林	雑種地	免税点未満	合計
令和２年	889.57	122.01	0.64	27.64	3.01	1,042.87
令和３年	892.94	119.56	0.61	27.12	2.58	1,042.81
令和４年	896.67	115.83	0.43	31.77	2.42	1,047.12
令和５年	898.38	113.59	0.43	33.19	2.84	1,048.43
令和６年	901.61	110.81	0.43	33.85	2.91	1,049.61

※資料：東京都統計年鑑



※資料：東京都統計年鑑

図 １－８　地目別土地面積割合（令和６年）

第３節　ごみ・資源の処理状況

１　社会的情勢

（１）廃棄物処理に係る関係法令

廃棄物の処理に係る関係法令の体系を図　１－９に示します。

「循環型社会形成推進基本法」（以下、「循環基本法」という。）は、廃棄物・リサイクル行政の理念の基本となっています。循環基本法は環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定める等、循環型社会の形成に関する基本法として位置付けられています。また循環基本法では、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明確にしています。

循環基本法の下で具体的に実施される個別法としては、廃棄物処理の骨格をなす「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）と、資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源有効利用促進法」という。）があります。

また、資源循環に関しては、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（以下、「再資源化事業等高度化法」という。）や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環法」という。）、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」等の各種リサイクル法があります。

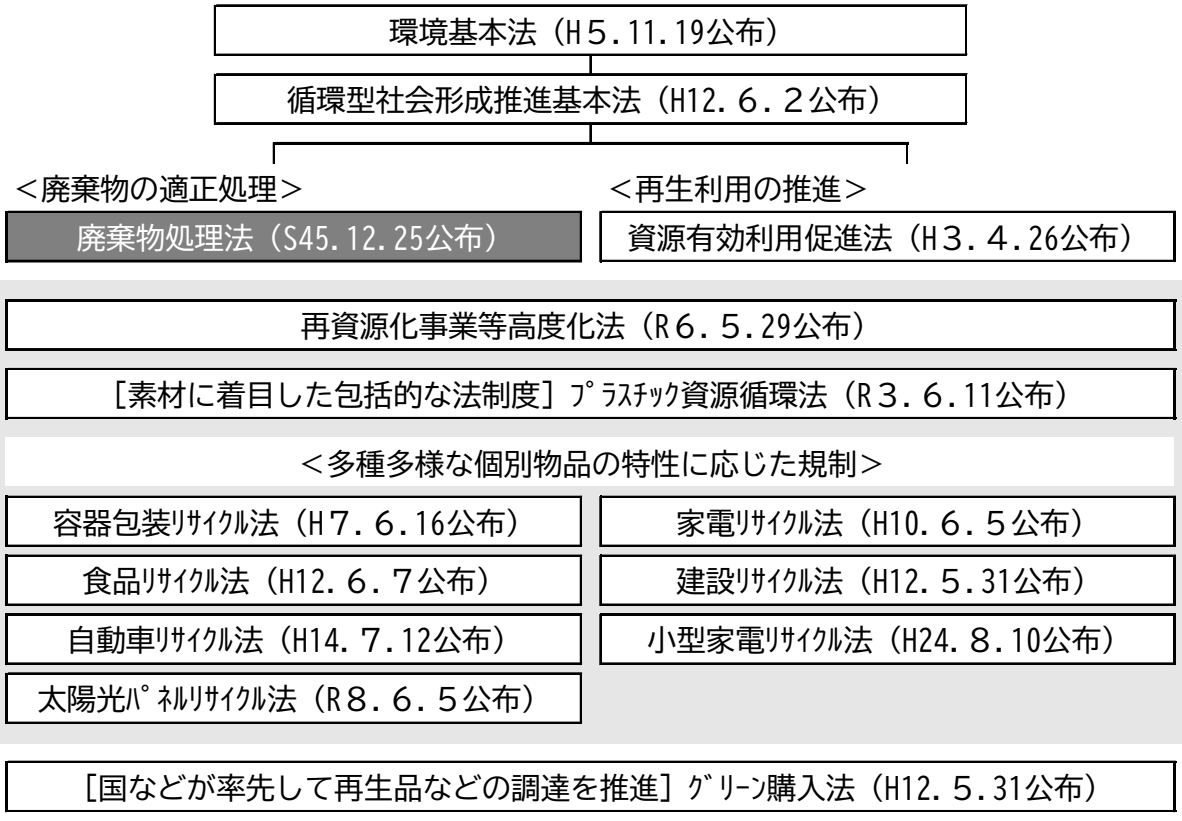


図　１－９　関係法令の体系図

（２）国の動向

近年の廃棄物処理行政にかかわる国の動向は以下のとおりです。

１）廃棄物処理基本方針（令和５年６月、令和７年２月改定）

「廃棄物処理法」に基づき、令和５年６月及び令和７年２月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）が改定されました。

廃棄物分野における脱炭素化の推進や、循環経済への移行に向けた取り組みの推進、廃棄物処理施設整備の広域化・集約化等に取り組んでいくことが示されています。

２）再資源化事業等高度化法（令和６年５月公布）

サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の促進に向けて、令和６年５月に「再資源化事業等高度化法」が公布されました。

再資源化事業を高度化し、再生材の品質と量を確保することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図り、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

３）第五次循環型社会形成推進基本計画（令和６年８月閣議決定）

「循環基本法」に基づき、令和６年８月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「第五次循環基本計画」という。）が閣議決定されています。

資源を持続可能な形で効率的・循環的に有効利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行が重要な政策課題として位置付けられたほか、持続可能な社会の基盤として、廃棄物の適正処理や、大規模災害に備えた災害廃棄物処理の体制構築の推進についても掲げられています。

４）第２次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和７年３月閣議決定）

「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、令和７年３月に「第２次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

表 １－５　第２次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の概要

項目	概要
基本的な方向	以下の理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する ＜国民各層に求められること＞ ・食べ物を無駄にしない意識を持ち ・食品ロス削減の必要性について認識したうえで ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し ・可能なものから具体的な行動に移す。
基本的施策	１　教育及び学習の振興、普及啓発等 ２　食品関連事業者等の取組に対する支援 ３　表彰 ４　実態調査及び調査・研究の推進 ５　情報の収集及び提供 ６　未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

５）市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（令和７年４月通知）

近年のリチウムイオン電池等に起因する収集運搬車両や廃棄物処理施設における火災事故の増加を踏まえ、国は、令和７年４月に「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」を通知しました。

市町村に対し、リチウムイオン電池等の分別・回収体制の構築や、適切な保管及び資源循環・適正処理の実施等が求められています。

６）廃棄物処理法等の改正（令和８年６月公布）

以下の２点を目的として、「廃棄物処理法」や「資源有効利用促進法」、「再資源化事業等高度化法」、「プラスチック資源循環法」、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」、「中間貯蔵・環境安全株式会社法」の一部が改正されました。

① 使用済みの金属やプラスチック物品の不適正な保管又は再生による、人の健康や生活環境への被害を防止するため、【保管や再生に対する許可制度の導入】や【保管、再生基準の設定】等を規定

② 災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、【市町村の災害廃棄物処理計画策定の義務化】や【市町村と事業者間の災害支援協定締結推進】、【中間貯蔵・環境安全株式会社（政府全額出資の特殊会社）の事業範囲に災害廃棄物に関する自治体への専門支援の追加】等を規定

７）太陽光パネルリサイクル法（令和８年６月公布）

近年、太陽光パネルの廃棄が著しく増加していることを受けて、令和８年６月に「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（太陽光パネルリサイクル法)」が公布されました。

太陽光パネルの最終処分量の減量及び資源の有効利用に向け、太陽光パネルのリサイクルを推進することを目的としています。

（３）東京都の動向

近年の廃棄物処理行政にかかわる都の動向は以下のとおりです。

１）東京都環境基本計画（令和４年９月策定）

令和４年９月には「東京都環境基本計画」が策定されています。

表 １－６　東京都環境基本計画の概要

項目	概要
目指す都市の姿	未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京
戦略の柱と取組の方向性	１　危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現 **２　エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用による** **ゼロエミッションの実現** ３　生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現 ４　都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現 ５　政策の実効性を高める横断的・総合的施策

２）2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～（令和７年３月策定）

東京都では令和７年３月に、2050 年代に目指す東京の姿「ビジョン」を実現するため、2035 年に向けて取り組む政策をまとめた「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」（以下、「2050 東京戦略」という。）が策定されています。

表 １－７　2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～の概要

項目	概要
全体ビジョン	「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」
2035に向けた戦略	１　ダイバーシティ 誰もが将来の夢や希望を叶え もっと一人ひとりが輝く東京へ ２　スマートシティ 東京のポテンシャルを磨き上げ もっと活力溢れる東京へ ３　セーフシティ 強靭で持続可能な都市を創造し もっと安全･安心な東京へ **戦略20【ゼロエミッション】のビジョン：** **脱炭素社会を実現し、世界のネットゼロ達成に大きく貢献** **〇サーキュラーエコノミーへの移行** ４　分野横断

３）ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ（令和７年３月策定）

2050 東京戦略において重要な柱の一つとなる「ゼロエミッション」の達成に向けた施策を具体化する計画として、令和７年３月に「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」（以下、「ゼロエミッション東京戦略」という。）が策定されています。

表 １－８　ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ

項目	概要
2050年ビジョン	脱炭素社会を実現し、世界のネットゼロ達成に大きく貢献
実効性ある取組に向けた10の政策	政策１　再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 政策２　ゼロエミッションビルの拡大 政策３　ゼロエミッションモビリティの推進 政策４　水素エネルギーの普及拡大 **政策５　サーキュラーエコノミーへの移行** **〇持続可能な資源利用の推進** **〇プラスチック対策の推進** **〇食品ロス対策の推進** 政策６　フロン対策 政策７　気候変動適応策の推進 政策８　都庁の率先行動 政策９　あらゆる主体との連携 政策10　ゼロエミッション東京の実現を支える基盤づくり

【コラム：ゼロエミッション】

○ゼロエミッションとは…

廃棄物の排出をゼロにする（排出しない）システムのことです。生産段階の廃棄物発生量を減らしたり、発生した廃棄物を徹底的に有効活用（リサイクル等）したりすることにより、最終処分量をゼロにすることを目指します。

市民は積極的にリユースやリサイクル等を行うことが、事業者は生産から廃棄までを通して、廃棄物が発生しにくい製品や仕組みを作ることが、それぞれ求められます。

○東京都が目指す（CO_2）ゼロエミッションとは…

CO_2（二酸化炭素）の排出をゼロにする（排出しない）システムのことです。

また「実質ゼロ」とは、CO_2の回収量（植物への吸収量等）と、排出量を等しくすることを指し、**「カーボンニュートラル」**とも言います。

４）東京都食品ロス削減・食品リサイクル推進計画（令和８年３月策定）

2050東京戦略及びゼロエミッション東京戦略で掲げた食品ロス削減をより一層加速するために、令和８年３月には「東京都食品ロス削減・食品リサイクル推進計画」が策定されています。

表 １－９　東京都食品ロス削減・食品リサイクル推進計画

項目	概要
計画の柱と重点施策	１　発生抑制の強化・徹底 〇消費者の行動変容の促進 〇消費者向けの新たな先進技術・サービスの利用促進 〇外食時における食品ロス対策（インバウンド対策を含む）の推進 ２　有効活用方法の拡大 〇温度管理が必要な日配品等の寄附の促進 ３　資源の循環利用の促進 〇家庭で排出される生ごみの分別収集・資源循環の促進 〇地域性を踏まえた面的な食品リサイクル・廃棄ゼロの推進 〇小規模事業者等でも取り組みやすいリサイクルルート構築 ４　３つの柱における施策推進を後押しする取組

５）東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和８年３月策定）

「東京都環境基本計画」の中の個別分野の計画として、令和８年３月には「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が策定されています。

表 １－１０　東京都資源循環・廃棄物処理計画の概要

項目	概要
計画期間	令和８（2026）年度～令和12（2030）年度
３つの柱と10の施策領域	１　資源ロス削減と循環利用の強化・徹底 ①　重点対策分野における包括的な資源循環施策の展開 ②　２R（リデュース・リユース）を基調としたライフスタイルへの転換 ③　廃棄物の循環利用のさらなる促進 ２　持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革の加速 ④　資源循環の機運醸成と時代に対応した新たな仕組みづくり ⑤　多様な主体との連携・協働の促進 ⑥　持続可能な資源利用の主流化 ３　社会課題に対応した強靭で安定的な廃棄物処理システムの確保 ⑦　社会構造の変化に対応した廃棄物処理システムの更なる充実・強化 ⑧　資源循環・廃棄物処理の基盤を成す適正処理の確実な遂行 ⑨　災害廃棄物対策の一層の推進 ⑩　廃棄物処理システムの脱炭素化とシナジー施策の展開

（４）市の廃棄物処理の動向

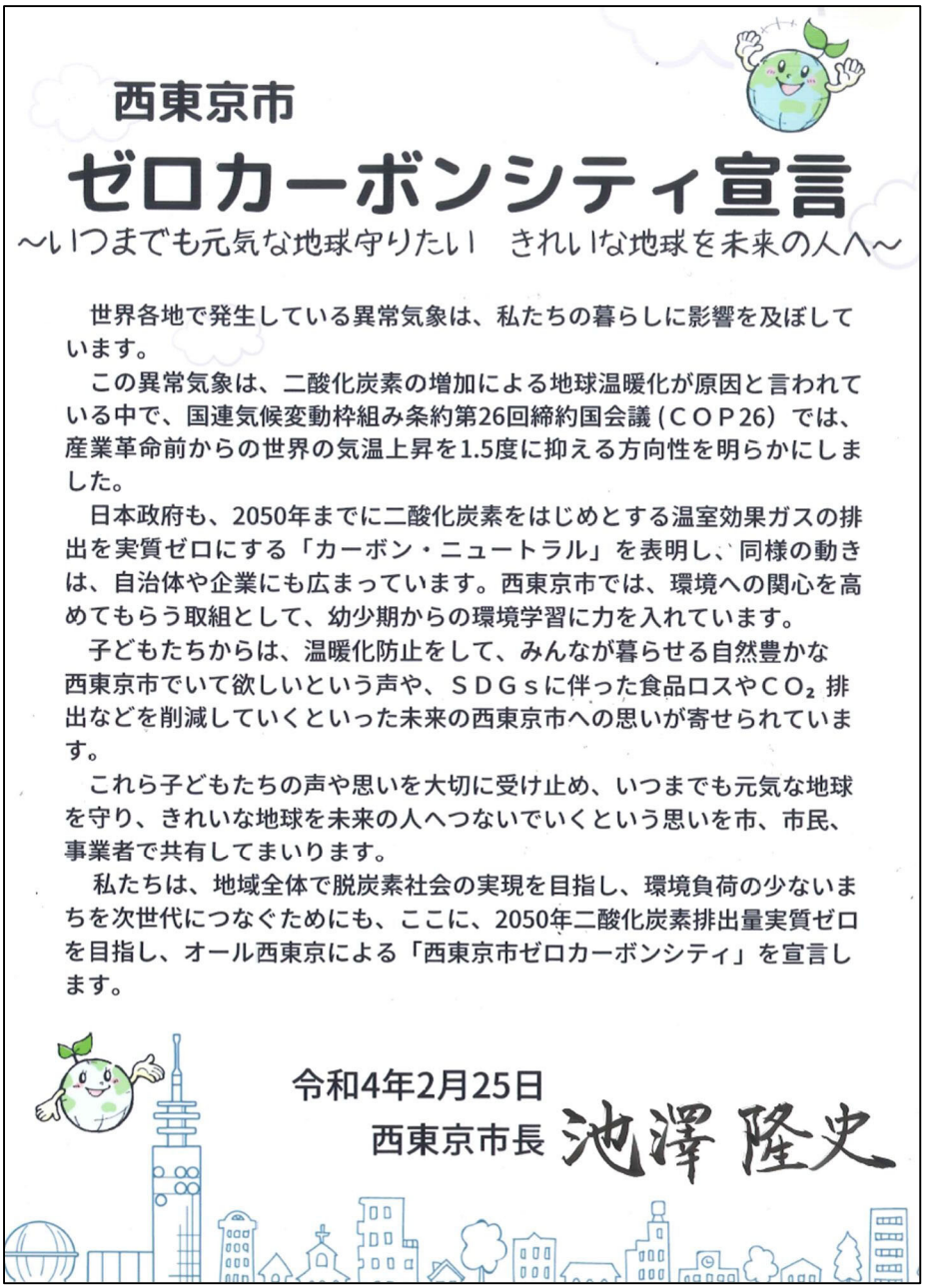
近年の、廃棄物処理行政にかかわる本市の動向は以下のとおりです。

１）西東京市ゼロカーボンシティ宣言（令和４年２月宣言）

本市では、令和 32（2050）年に二酸化炭素（温室効果ガス）排出量を実質ゼロにすることを目指し、令和４年２月 25 日に、ゼロカーボンシティを宣言しました。

表 １－１１　西東京市ゼロカーボンシティ宣言の概要

項目	概要
目標年度	令和32（2050）年度
基本理念	いつまでも元気な地球守りたい　きれいな地球を未来の人へ



西東京市

ゼロカーボンシティ宣言

～いつまでも元気な地球守りたい　きれいな地球を未来の人へ～

世界各地で発生している異常気象は、私たちの暮らしに影響を及ぼしています。

この異常気象は、二酸化炭素の増加による地球温暖化が原因と言われている中で、国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（ＣＯＰ26）では、産業革命前からの世界の気温上昇を1.5度に抑える方向性を明らかにしました。

日本政府も、2050年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボン・ニュートラル」を表明し、同様の動きは、自治体や企業にも広まっています。西東京市では、環境への関心を高めてもらう取組として、幼少期からの環境学習に力を入れています。

子どもたちからは、温暖化防止をして、みんなが暮らせる自然豊かな西東京市でいて欲しいという声や、ＳＤＧｓに伴った食品ロスやCO_2排出などを削減していくといった未来の西東京市への思いが寄せられています。

これら子どもたちの声や思いを大切に受け止め、いつまでも元気な地球を守り、きれいな地球を未来の人へつないでいくという思いを市、市民、事業者で共有してまいります。

私たちは、地域全体で脱炭素社会の実現を目指し、環境負荷の少ないまちを次世代につなぐためにも、ここに、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、オール西東京による「西東京市ゼロカーボンシティ」を宣言します。

令和4年2月25日

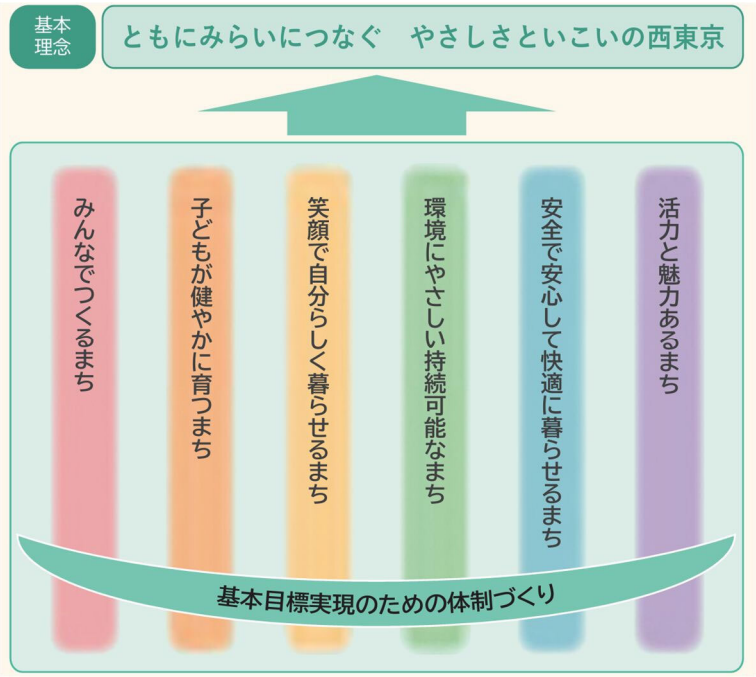
西東京市長　池澤 隆史

２）西東京市第３次基本構想・基本計画（令和６年３月策定）

本市では令和６年３月に「西東京市第３次基本構想・基本計画」を策定しています。

表　１－１２　西東京市第３次基本構想・基本計画（廃棄物処理関連）の概要

区分	概要
計画期間	令和６（2024）年度～令和15（2033）年度
基本理念	ともにみらいにつなぐ　やさしさといこいの西東京
基本目標	１　みんなでつくるまち　（協働・行政） ２　子どもが健やかに育つまち　（子ども・教育） ３　笑顔で自分らしく暮らせるまち　（健康・福祉） **４　環境にやさしい持続可能なまち**　（みどり・環境） ５　安全で安心して快適に暮らせるまち　（都市基盤・安全） ６　活力と魅力のあるまち　（産業・学び・文化芸術）
廃棄物処理に関する施策 （関連箇所を抜粋）	基本目標４　環境にやさしい持続可能なまち 基本施策１０　持続可能な環境に配慮した社会を構築するために ①　ゼロカーボンシティの推進 ②　循環型社会の構築 〇ごみの削減及び４Ｒの推進 〇食品ロスの削減 〇事業者等との連携によるごみの発生の抑制 ③　生活環境の維持

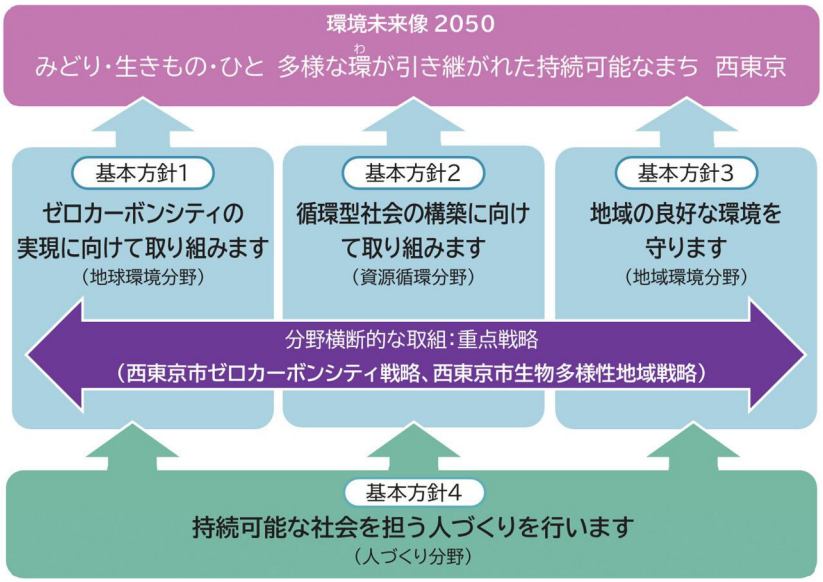


３）西東京市第３次環境基本計画（令和６年３月策定）

令和６年３月には、「西東京市第３次環境基本計画」を策定しています。

表　１－１３　西東京市第３次環境基本計画（廃棄物処理関連）の概要

項目	概要
計画期間	令和６（2024）年度～令和15（2033）年度
基本理念	良好な環境を将来の世代に引き継ぐ
環境未来像2050	みどり・生きもの・ひと　多様な環（わ）が引き継がれた 持続可能なまち　西東京
基本方針	**１　ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます**（地球環境分野） **２　循環型社会の構築に向けて取り組みます**（資源循環分野） ３　地域の良好な環境を守ります（地球環境分野） **４　持続可能な社会を担う人づくりを行います**（人づくり分野）
廃棄物処理に関する施策 （関連箇所を抜粋）	基本方針１　ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます 基本施策１　緩和策の推進 施策１－４　資源循環の推進 基本施策２　気候変動への適応 施策２－１　自然災害に強いまちづくり 基本方針２　循環型社会の構築に向けて取り組みます 基本施策３　４Ｒの推進 施策３－１　排出抑制・再利用の推進 施策３－２　再生利用の推進 施策３－３　４Ｒの推進に向けた情報収集、情報発信 基本施策４　適正処理の推進 施策４－１　効率的なごみ収集の推進 施策４－２　広域処理の推進 基本方針４　持続可能な社会を担う人づくりを行います 基本施策10　環境学習・教育、環境保全活動の推進 施策10－３　環境保全活動などを担う人材等の育成・活用



２　ごみ処理体制

（１）ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図　１－１０に示します。

本市から排出されたごみ及び資源物の一部については、本市、清瀬市、東久留米市の３市で構成されている柳泉園組合の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで共同処理しています。

可燃ごみは、柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で焼却処理され、発電電力を柳泉園組合の施設で利用し余剰分を売電、余熱を施設内での給湯や隣接する柳泉園グランドパーク（厚生施設）の室内プール、浴場施設で利用してサーマルリサイクルを行っているほか、焼却残さはエコセメントの原料として再利用しています。

不燃ごみ、粗大ごみは、不燃・粗大ごみ処理施設で選別・破砕処理され、処理後に発生する可燃残さは柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で焼却処理し、不燃残さは民間施設に搬入し、ガス化溶融により発生する燃料ガスやスラグ、メタル等を回収して資源化しています。*（→【コラム：不燃残さの資源化】、p.33【コラム：資源化物の姿】参照）*

有害ごみは、柳泉園組合で保管後、処理委託業者へ引き渡しています。

資源物（びん、缶、ペットボトル）は、リサイクルセンターで再選別し、プレス機による圧縮等の処理を行い、資源再生業者へ引き渡しています。

その他の資源物（古紙・古布類、プラスチック容器包装類、廃食用油、小型家電、金属類、せん定枝）は、資源再生業者へ直接引き渡しています。

【コラム：不燃残さの資源化】

○残さとは…

ごみ処理施設でごみを処理した後に残るものを「残さ（ざんさ）」と言います。

本市のごみを処理している柳泉園組合では、柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）からは灰等の**「焼却残さ」**、不燃・粗大ごみ処理施設からは不燃物（硬質プラスチック類等）が主体の**「不燃残さ」**が発生しますが、全て処理・資源化しています。

○ガス化溶融とは…

ごみを高温で処理しガス化する処理方式です。発生したメタン等の可燃性ガスは燃料ガスとして発電に利用、さらに、金属類やガラス等は溶融されスラグやメタルとして路盤材等に利用します。

柳泉園組合では、不燃残さは民間業者に委託してガス化溶融による資源化を行っています。

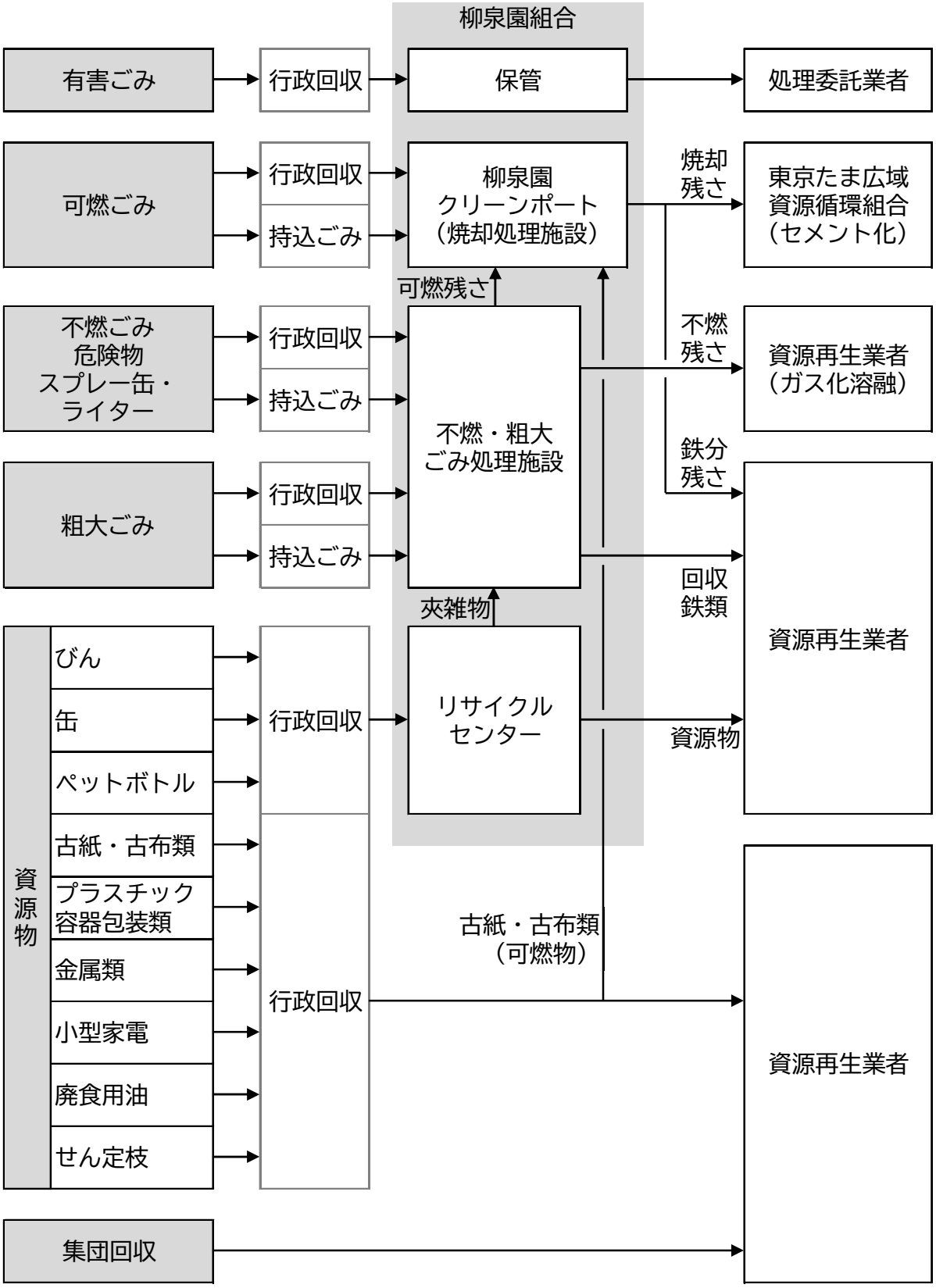


図　１－１０　ごみ処理フロー

（２）ごみ分別区分

本市のごみ分別区分を表 １－１４及び表 １－１５に示します。

本市のごみについては、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ・危険物、粗大ごみ、及び資源物（びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・ライター、古紙・古布類、プラスチック容器包装類、金属類、小型家電、廃食用油、せん定枝）に区分されています。

表 １－１４　ごみ分別区分（1/2）

分　別　区　分	ごみの種類
可燃ごみ	生ごみ・貝殻、固めた油、花火・タバコの吸い殻、まくら・足拭きマット、不織布、ペットの砂・糞、シップ薬、軍手、汚れた古布、木の板・箱（指定袋に入るもの）、資源にならない紙類（感熱紙（レシートなど）、ティッシュペーパー、クッキングペーパー、昇華転写紙（アイロンプリント紙）、カーボン系用紙、感熱系発泡紙、洗濯洗剤の箱（石鹸・線香の箱など）、ピザの箱）、衛生用品（包帯、生理用品、使用済みばんそうこう、在宅医療で使用された機材類（輸液バッグ、ストーマ、カテーテル、注射筒など））、綿入り製品（指定袋収集に入るもの（座布団、布団、敷きパッド、キルティング、ボア））、指定袋収集からはみ出しても収集できるもの（木製バット、木製のつえ、すだれ、ほうき）、おむつなど
不燃ごみ	結束バンド、ストロー、歯ブラシ、浄水器カートリッジ、ビーズクッション、電球（LED含む、電球型蛍光管は除く）、保冷剤、使い捨てカイロ、汚れたラップ、アルミホイル、バラン、乾燥材、せともの・ガラス食器、釣竿、リール、ホースリール、雨がっぱ、植木鉢、プランター、水槽、人形ケース（指定袋収集に入るもの）、くつ、スキー靴、スポンジ、うちわ、ポット、汚れの落としづらいプラスチック容器包装類（化粧品類、チューブ類、レトルトパック）、プラスチック製品類（スプーン、フォーク、食品保存用袋・容器、おもちゃ、ハンガー、バケツ・カゴ・たらい・ベビーバス・お風呂のフタ（指定袋収集に入るもの）など
有害ごみ・危険物	有害ごみ（蛍光管電球、蛍光管、乾電池、体温計）、危険物（刃物類、傘）など
粗大ごみ	一辺の長さが約30㎝以上の大型ごみ

表 １－１５　ごみ分別区分（2/2）

分別区分			ごみの種類
資源物	びん		飲食用のびん（一升瓶、ビールのびん、ガラスのびん、梅酒用のびん、インスタントコーヒーのびんなど）
	缶		飲食用の缶（アルミ缶、海苔の缶、お茶の缶、缶詰の缶、スチール缶、ビールの缶、お菓子の缶、ジュースの缶、ペットの餌の缶など）
	ペットボトル		飲食用、酒類用、しょうゆ用などPET1と表示されたもの
	スプレー缶・ライター		スプレー缶、カセットボンベ、ライター
	古紙・古布類	ダンボール	ダンボール
		雑誌・雑紙	チラシ、名刺、はがき、封筒、メモ用紙、ラップの芯、お菓子・ティッシュ・レトルト食品の箱など、シュレッダー紙（カーボン系用紙・感熱紙除く）など
		新聞紙	新聞紙（チラシ含む）
		飲料用パック	飲料用紙パック・アルミコーティング紙
		古布類	衣類、ぼうし、下着・水着（くつした、パンツ、水着など）、毛布、シーツ、カーテン、ネクタイ、ベルト、ハンカチ、かばん、羽毛布団、ぬいぐるみ（高さ30cm位のもの）など
	プラスチック容器包装類		トレイ類、カップ・パック類、緩衝材、発泡スチロール、キャップ・ラベル類、ポリ袋類、洗剤ボトル、シャンプーボトルなど、プラマークが表示されたもの（中身や汚れを除いたもの・汚れていないもの）
	金属類		なべ・やかん・フライパン、王冠・食器具・金属製のフタ、植木支柱（長さ1m以下）、卓上コンロ、トースター、オーブントースター、水筒、ステッパー、体重計、工具、蛇口、針金ハンガー、一斗缶、ストーブガード、鉄アレイ（1個10kgまで）、ゴルフクラブ、三脚、キックスケーター、ホッピング、金属製あみ、突っ張り棒棚（長さ1m以下）など
	小型家電		携帯型扇風機、電子タバコ、電動歯ブラシ、携帯オーディオプレーヤー、カメラ・ビデオカメラ、電子辞書、電動ひげそり、電動工具、AVコード・電源コード・ケーブル類・コンセントケーブル、携帯端末、タブレット、卓上ミシン・ロックミシン、アイロン、ドライヤー、コーヒーメーカー、ミキサー、ホットプレート、照明器具（カバー含む）、炊飯器、電気ポット、腕時計・置き時計、ヘルスメーター、電話機・FAX付き電話、カーナビシステム、キーボード（70cm未満）、扇風機、DVD・ビデオデッキ（リモコン含む）、ラジカセ・ミニコンポ、ゲーム機・携帯ゲーム機、パソコン周辺機器、掃除機、プリンター（高さ21cm未満かつ幅51cm未満）など
	廃食用油		サラダ油などの食用油
	せん定枝		せん定枝・落ち葉・草

（３）ごみ排出・収集運搬

１）排出・収集運搬体制

本市のごみ排出・収集運搬体制を表 １－１６に、廃棄物処理手数料を表 １－１７に示します。

収集運搬は本市で行っており、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類はそれぞれ有料の指定収集袋、粗大ごみについては粗大ごみ処理シール券の貼付により収集を行っています。

表 １－１６　ごみ排出・収集運搬体制（令和９年３月時点）

<table>
<tr><th colspan="3">分別区分</th><th>排出方法</th><th>収集頻度</th><th>収集方法</th><th>収集区分</th></tr>
<tr><td rowspan="15">家庭系ごみ</td><td colspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="2">指定収集袋（黄色）</td><td>週２回</td><td rowspan="15">戸別収集</td><td rowspan="15">委託</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td rowspan="2">２週に１回</td></tr>
<tr><td colspan="2">有害ごみ・危険物</td><td>透明・半透明袋等</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>シール券を貼付</td><td>随時</td></tr>
<tr><td rowspan="10">資源物</td><td>びん</td><td rowspan="3">カゴ等</td><td rowspan="2">２週に１回</td></tr>
<tr><td>缶</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>週１回</td></tr>
<tr><td>ｽﾌﾟﾚｰ缶・ﾗｲﾀｰ</td><td>透明・半透明袋等</td><td rowspan="2">２週に１回</td></tr>
<tr><td>古紙・古布類</td><td>ひもでしばる/紙袋にまとめる/透明・半透明袋</td></tr>
<tr><td>プラスチック容器包装類</td><td>指定収集袋（透明）</td><td>週１回</td></tr>
<tr><td>金属類</td><td>カゴ等</td><td rowspan="3">４週に１回</td></tr>
<tr><td>小型家電</td><td>そのまま</td></tr>
<tr><td>廃食用油</td><td>こぼれない容器</td></tr>
<tr><td>せん定枝</td><td>透明・半透明袋等</td><td>週２回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">持込ごみ</td><td colspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="3">柳泉園組合へ直接持込</td><td rowspan="3">適宜</td><td>自己搬入/許可業者</td><td rowspan="3">直接持込</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td rowspan="2">自己搬入</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td></tr>
</table>

※原則は戸別収集としていますが、特例として集積所収集を継続している場所があります。

表 １－１７　廃棄物処理手数料

ごみ種類		指定収集袋・廃棄物処理手数料等		
家庭系ごみ	可燃ごみ ・不燃ごみ兼用		ミニ袋 （５リットル相当）	75円/10枚
			小袋 （10リットル相当）	150円/10枚
			中袋 （20リットル相当）	300円/10枚
			大袋 （40リットル相当）	600円/10枚
	プラスチック 容器包装類		小袋 （10リットル相当）	50円/10枚
			中袋 （20リットル相当）	100円/10枚
			大袋 （40リットル相当）	200円/10枚
	粗大ごみ		粗大ごみ処理 シール券 （サイズ別）	200円、500円、 1,000円、1,500円、 2,000円、2,500円
持込ごみ	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	指定収集袋不要	柳泉園組合へ 直接持込	380円/10kg

２）収集・運搬車両

収集・運搬車両については、令和７年度末時点で、直営が 19 台、委託業者が 134 台、許可業者が 252 台の計 405 台となっています。

また、収集・運搬車両への車載タブレット機器の導入や低公害車の導入等により、運搬ルートの最適化・効率化や環境負荷の低減を図っています。

３）戸別収集

可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・ライター、古紙･古布類、プラスチック容器包装類、金属類、小型家電、廃食用油、せん定枝）については、戸別収集を行っており、排出者責任が明確化されています。

４）ふれあい収集

対象基準に該当するごみ出しが困難な高齢者や障害のある方等について、申し込みにより玄関先からごみ・資源物を収集する、ふれあい収集を実施しています。

３　ごみ排出量の実績

（１）排出量の実績

本市のごみ排出量実績を表 １－１８及び図 １－１１に示します。

ごみ量及び行政回収の資源量は、令和２年度には新型コロナウイルス感染症の影響により増加しましたが、その後は一貫して減少傾向にあります。

一方、粗大ごみ量については、行政回収も持込も概ね増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式に大きな変化があったことや、高齢社会の進行に伴い、家の片付けによる排出が増加していることによるものと考えられます。

集団回収量については、一貫して減少傾向にあります。

表 １－１８　ごみ排出量の実績

区分＼年度	単位	平成28	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
総排出量	t/年	50,087	50,130	50,353	50,222	51,742	50,530	48,734	47,243	46,385	45,644
ごみ量	t/年	33,265	33,453	33,845	34,047	34,877	34,121	32,967	32,246	31,776	31,524
家庭系ごみ（行政回収）	t/年	26,459	26,344	26,390	27,072	28,658	27,750	26,522	25,762	25,147	24,830
可燃ごみ	t/年	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183	23,658	22,735	21,922	21,232	20,983
不燃ごみ	t/年	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871	3,405	3,246	3,263	3,159	3,111
粗大ごみ	t/年	141	141	153	310	543	629	487	527	707	683
有害ごみ・危険物	t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53
持込ごみ	t/年	6,806	7,109	7,455	6,975	6,219	6,371	6,445	6,484	6,629	6,694
可燃ごみ（事業系ごみ）	t/年	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047	6,189	6,285	6,281	6,390	6,455
不燃ごみ	t/年	30	30	35	32	37	46	37	52	78	69
粗大ごみ	t/年	51	84	102	118	135	136	123	151	161	170
資源量	t/年	16,822	16,677	16,508	16,175	16,865	16,409	15,767	14,997	14,609	14,120
行政回収	t/年	13,606	13,561	13,442	13,296	14,096	13,777	13,258	12,621	12,361	12,020
びん類	t/年	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852	1,801	1,688	1,620	1,547	1,500
缶類	t/年	517	531	529	511	565	577	559	527	509	488
ペットボトル	t/年	634	652	732	741	789	810	782	797	807	800
古紙・古布類	t/年	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687	6,471	6,313	5,915	5,729	5,607
プラスチック容器包装類	t/年	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777	2,794	2,633	2,574	2,541	2,516
硬質プラスチック	t/年	45	47	45	－	－	－	－	－	－	－
金属類	t/年	379	388	392	406	490	401	370	369	338	307
非鉄類	t/年	70	68	68	39	28	15	－	－	－	－
小型家電	t/年	352	345	349	251	224	231	240	233	236	241
廃食用油	t/年	52	50	51	51	51	46	44	41	38	38
せん定枝	t/年	500	600	600	600	600	600	600	515	587	495
一次処理・生ごみ	t/年	27	31	32	31	33	31	29	30	29	28
集団回収	t/年	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769	2,632	2,509	2,376	2,248	2,100
紙類	t/年	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424	2,313	2,234	2,103	1,968	1,831
布類	t/年	304	318	334	332	345	319	275	273	280	269

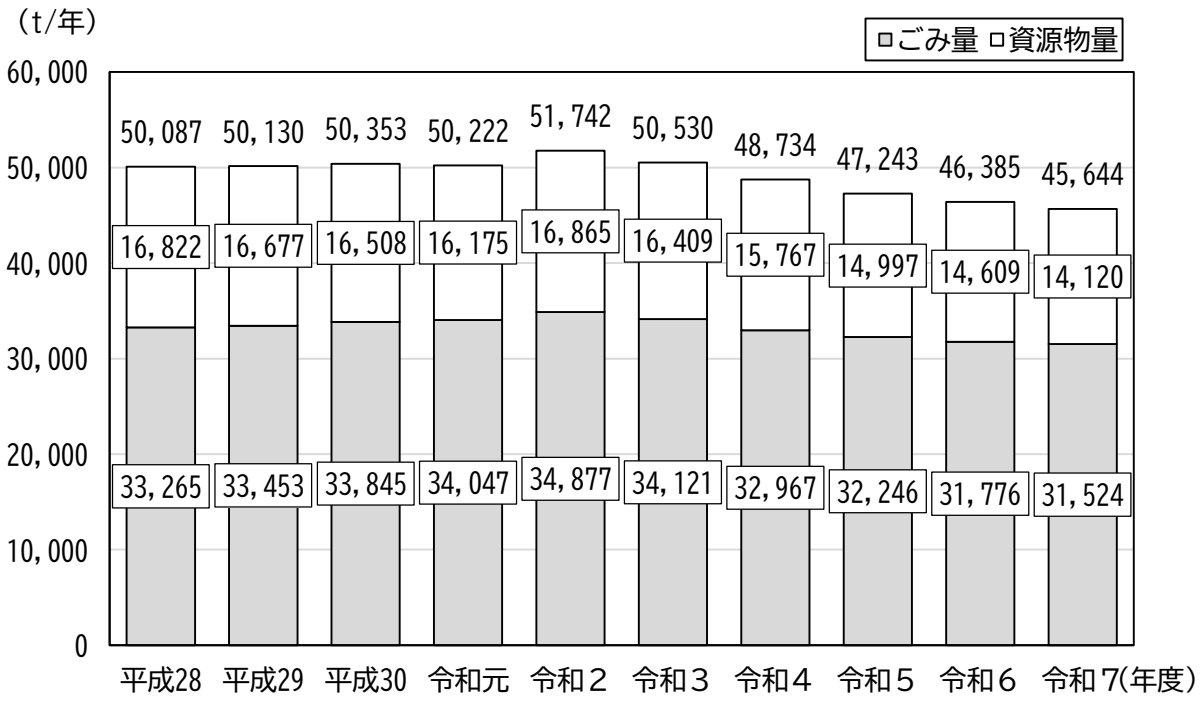


図 １－１１　ごみ排出量の実績

（２）排出量原単位（１人１日あたりの排出量）の実績

本市のごみ排出量原単位実績を表　１－１９及び図　１－１２に示します。

ごみ量原単位及び資源量原単位は、ごみ量及び資源量と概ね同様の傾向にあります。

表　１－１９　ごみ排出量原単位の実績

区分＼年度	単位	平成28	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
人口（各年度10月１日時点）	人	199,698	200,817	202,115	204,658	205,907	205,943	205,829	206,156	206,073	206,872
総排出量原単位	g/人日	682	684	683	670	688	672	649	626	617	604
ごみ量原単位	g/人日	456	456	459	455	464	454	439	427	422	417
家庭系ごみ（行政回収）	g/人日	363	359	358	361	381	369	353	341	334	329
可燃ごみ	g/人日	315	310	309	311	322	315	303	291	282	278
不燃ごみ	g/人日	45	47	46	46	52	45	43	43	42	41
粗大ごみ	g/人日	1.9	1.9	2.1	4.1	7.2	8.4	6.5	7.0	9.4	9.1
有害ごみ・危険物	g/人日	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
持込ごみ	g/人日	93	97	101	93	83	85	86	86	88	89
可燃ごみ（事業系ごみ）	g/人日	92	95	99	91	80	82	84	83	85	85
不燃ごみ	g/人日	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.6	0.5	0.7	1.0	0.9
粗大ごみ	g/人日	0.7	1.2	1.4	1.6	1.8	1.8	1.6	2.0	2.1	2.3
資源量原単位	g/人日	226	228	224	216	224	218	210	199	194	187
行政回収	g/人日	182	185	182	177	188	183	176	167	164	159
びん類	g/人日	25	24	23	23	25	24	22	21	21	20
缶類	g/人日	7.1	7.2	7.2	6.8	7.5	7.7	7.4	7.0	6.8	6.5
ペットボトル	g/人日	8.7	8.9	9.9	9.9	10.5	10.8	10.4	10.6	10.7	10.6
古紙・古布類	g/人日	93	91	87	85	89	86	84	78	76	74
プラスチック容器包装類	g/人日	33	33	34	35	37	37	35	34	34	33
硬質プラスチック	g/人日	0.6	0.6	0.6	－	－	－	－	－	－	－
金属類	g/人日	5.2	5.3	5.3	5.4	6.5	5.3	4.9	4.9	4.5	4.1
非鉄類	g/人日	1.0	0.9	0.9	0.5	0.4	0.2	－	－	－	－
小型家電	g/人日	－	4.7	4.7	3.4	3.0	3.1	3.2	3.1	3.1	3.2
廃食用油	g/人日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
せん定枝	g/人日	6.9	8.2	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	6.8	7.8	6.6
一次処理・生ごみ	g/人日	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
集団回収	g/人日	44	43	42	38	37	35	33	31	30	28
紙類	g/人日	40	38	37	34	32	31	30	28	26	24
布類	g/人日	4.2	4.3	4.5	4.4	4.6	4.2	3.7	3.6	3.7	3.6

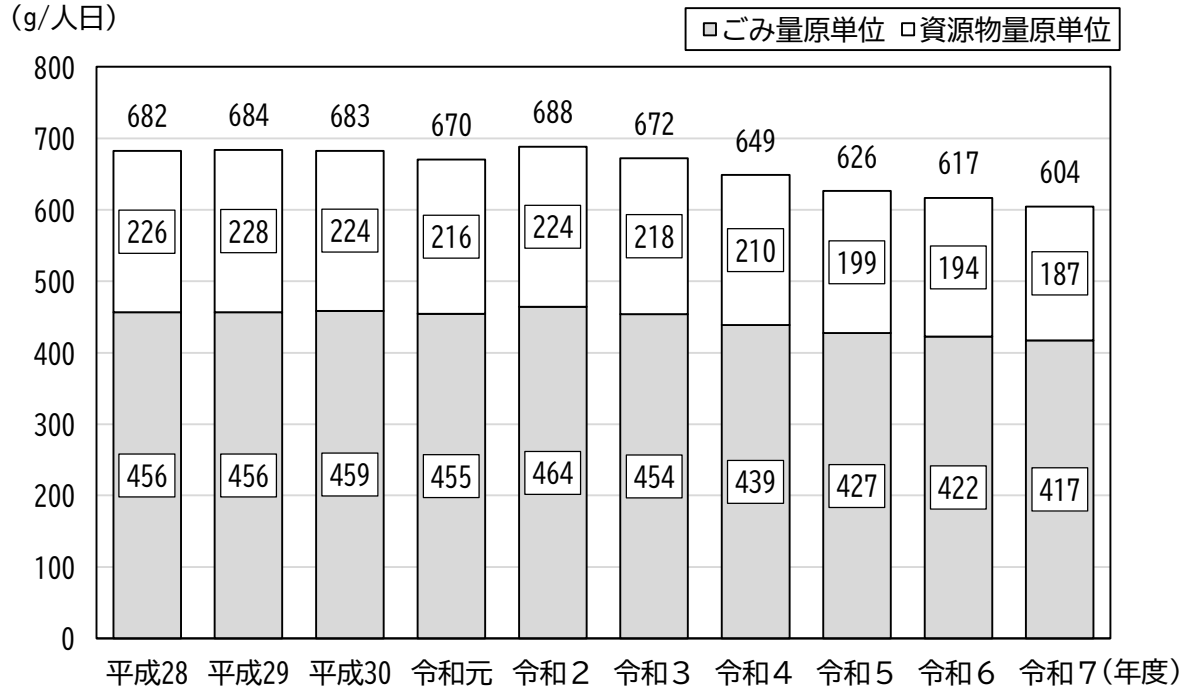


図 １－１２　ごみ排出量原単位の実績

４　減量・資源化の実績

（１）教育・啓発活動

１）学校における環境学習

ごみの分別の仕方や食品ロス等について、出前講座を実施しています。また、学校給食で発生する残飯の堆肥化も実施しています。

２）広報活動・情報の提供

「西東京市ごみ・資源物収集カレンダー」を全戸配布するとともに、広報誌、ホームページ、及び「ECO 羅針盤」による情報提供も実施しています。また、スマートフォン用の「西東京市ごみ分別アプリ」でも、収集日程や分別方法の情報を提供しています。

３）エコプラザ西東京の活用

エコプラザ西東京では、家具等の再生や「リユース祭り」の開催、各種講座の開催等、多岐にわたる啓発活動を行っています。

（２）資源物の分別収集

本市では、合併前の旧保谷市は昭和 63 年３月から、旧田無市は平成元年 10 月から市内全域で資源物の分別収集を開始しました。

本市における資源物については、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・ライター、古紙・古布類、プラスチック容器包装類、金属類、小型家電、廃食用油、せん定枝に区分し、資源化を促進しています。

（３）せん定枝等の堆肥化

可燃ごみの減量と資源化の促進のため、せん定枝（草、落ち葉を含む）については、本市及び委託業者が回収し、民間事業者に引き渡して堆肥化及びバイオマス発電用燃料、マルチング材の原料等として資源化しています。

（４）生ごみの資源化

可燃ごみの減量と資源化の促進のため、300 世帯を上限として週２回、分別した生ごみを回収し、民間事業者に引き渡し、資源化しています。資源化された生ごみはリサイクル土壌の材料として、学校や公共施設の花壇等で活用しています。

（５）小型充電式電池の資源化

小型充電式電池は、市内２か所で拠点回収を行い、資源化業者に引き渡して資源化しています。

一般財団法人 JBRC への引渡し量の実績を表 １－２０に示します。

表 １－２０　JBRC への小型充電式電池引渡し量の実績

項目		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
引渡し量	（kg）	993	1,326	1,759	1,936	1,863

（６）家庭用インクカートリッジの資源化

家庭用インクカートリッジは、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」として市内９か所で拠点回収を行い、資源化業者に引き渡して資源化しています。

資源化業者への引渡し量の実績を表 １－２１に示します。

表 １－２１　資源化業者へのインクカートリッジ引渡し量の実績

項目		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
引渡し量	（kg）	206	359	347	281	190

（７）残さの資源化

最終処分場である二ツ塚処分場では、柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で焼却処理された後の焼却残さを、併設されたエコセメント化施設にてエコセメント化し、有効活用しています。また、不燃・粗大ごみ処理施設からの不燃残さは民間施設に搬入し、ガス化溶融によりスラグ、メタルを回収して資源化しています。

（８）集団回収

新聞、雑誌、段ボール等の集団回収を行っている、自治会や住宅会等の団体に、その回収量に応じて奨励金を交付しています。集団回収に参加する団体は減少傾向にありますが、広報誌等で参加する団体の募集を行っています。

集団回収団体の実績を表 １－２２に示します。

表 １－２２　集団回収団体の実績

項目		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実施団体数	（団体）	321	305	300	292	287
奨励金額	（円）	18,394,411	17,528,364	16,607,738	15,711,150	14,682,010

（９）集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度

ごみ・資源物集積所について、排出状況が適切かつ清潔に保たれている集積所を優良排出集積所として認定することにより、ごみの減量と資源化、及び環境美化を促進しています。令和７年度末時点で、35 件を優良集積所として認定し、市のホームページで公表しています。

（１０）資源化量

本市における資源化量の実績を表 １－２３に示します。

資源化量は、令和２年度には新型コロナウイルス感染症の影響により増加しましたが、その後は一貫して減少傾向にあります。

また、資源化量の減少に伴い、資源化率や再生利用率も減少傾向にあります。

（→p.34【コラム：資源化率（再生利用率）】参照）

表 １－２３　資源化量の実績

区分＼年度	単位	平成28	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
資源化量	t/年	21,262	21,173	20,943	20,651	21,587	20,982	20,129	19,406	18,862	18,630
直接資源化	t/年	10,653	10,613	10,448	10,342	10,890	10,589	10,229	9,677	9,498	9,232
古紙・古布類	t/年	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687	6,471	6,313	5,915	5,729	5,607
プラスチック容器包装類	t/年	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777	2,794	2,633	2,574	2,541	2,516
硬質プラスチック	t/年	45	47	45	－	－	－	－	－	－	－
金属類	t/年	379	388	392	406	490	401	370	369	338	307
非鉄類	t/年	70	68	68	39	28	15	－	－	－	－
小型家電	t/年	352	345	349	251	224	231	240	233	236	241
廃食用油	t/年	52	50	51	51	51	46	44	41	38	38
せん定枝	t/年	500	600	600	600	600	600	600	515	587	495
一次処理・生ごみ	t/年	27	31	32	31	33	31	29	30	29	28
中間処理後資源化	t/年	7,393	7,444	7,429	7,430	7,928	7,761	7,391	7,353	7,116	7,298
焼却処理施設	t/年	4,104	4,136	4,090	4,105	4,262	4,014	3,683	3,700	3,365	3,574
ｴｺｾﾒﾝﾄ化	t/年	3,975	4,008	3,965	3,978	4,122	3,866	3,540	3,551	3,222	3,418
鉄分残さ	t/年	129	128	125	127	140	148	143	149	143	156
不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	666	666	668	707	805	932	983	1,021	1,207	1,268
回収鉄類	t/年	253	257	253	280	355	365	317	290	327	357
不燃残さ	t/年	413	409	415	427	450	567	666	731	880	911
ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	t/年	2,623	2,642	2,671	2,618	2,861	2,815	2,725	2,632	2,544	2,456
ｶﾞﾗｽ類・屑ｶﾞﾗｽ	t/年	1,528	1,524	1,478	1,428	1,555	1,509	1,449	1,383	1,293	1,246
金属類	t/年	494	500	500	483	540	524	504	469	452	423
ペットボトル	t/年	601	618	693	707	766	782	772	780	799	787
集団回収	t/年	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769	2,632	2,509	2,376	2,248	2,100
紙類	t/年	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424	2,313	2,234	2,103	1,968	1,831
布類	t/年	304	318	334	332	345	319	275	273	280	269

ごみ総排出量	t/年	50,087	50,130	50,353	50,222	51,742	50,530	48,734	47,243	46,385	45,644
資源化量 ※１	t/年	16,822	16,677	16,508	16,175	16,865	16,409	15,767	14,997	14,609	14,120
資源化率	%	33.6	33.3	32.8	32.2	32.6	32.5	32.4	31.7	31.5	30.9
再生利用量 ※２	t/年	21,262	21,173	20,943	20,651	21,587	20,982	20,129	19,406	18,862	18,630
再生利用率	%	42.5	42.2	41.6	41.1	41.7	41.5	41.3	41.1	40.7	40.8

※１　資源化量＝資源物排出量

※２　再生利用量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

【コラム：資源化物の姿】







【コラム：資源化率（再生利用率）】

○資源化率とは…

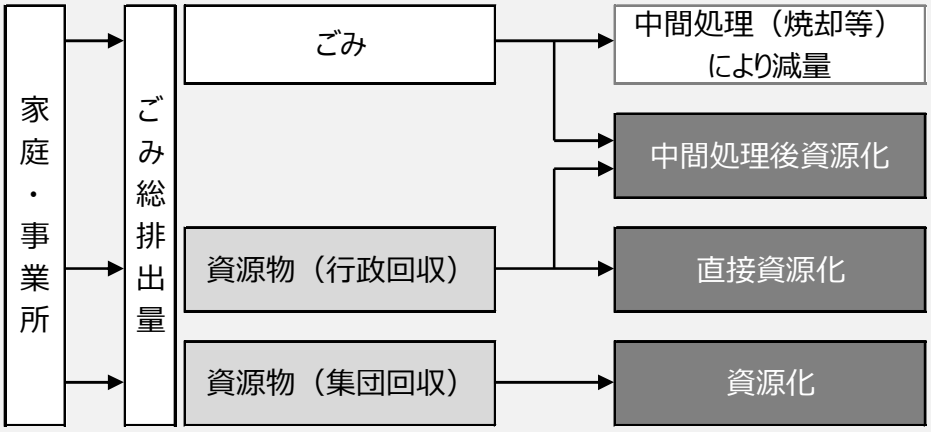
家庭からごみとして排出される量のうち、資源の量の割合のことです。再生利用率、リサイクル率、資源回収率とも呼ばれます。

ごみ処理の状況を見る上で重要な指標ですが、様々な定義があるため、比較をする際には、定義をしっかり確認することが必要です。

○本市における資源化率とは…

本市では、家庭や事業所から排出されるごみを「ごみ」「資源物（行政回収、集団回収）」に区分しており、これらの合計を「ごみ総排出量」と呼んでいます（下図参照）。

本市における資源化率とは、この**「ごみ総排出量」のうち、「資源物（行政回収、集団回収）量」（淡灰で網掛けした部分）の割合**を意味しています。*（→p.27　3 ごみ排出量の実績　参照）*



○国や東京都の計画で用いられる再生利用率とは…

国や東京都の計画では、上図において、**「ごみ総排出量」のうち、「中間処理後資源化量」「直接資源化量」「集団回収量」（濃灰で網掛けした部分）の割合**を資源化率（再生利用率）という場合があります。

ご家庭から排出された資源物の量に加え、柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）や不燃・粗大ごみ処理施設等で処理した後に資源化された量も、資源化率に含めるという考え方です。

本市では各処理施設からの処理残さも全て資源化しています。そのため、この定義での本市の資源化率は、国や東京都の平均と比較して非常に高い値となっています。*（→p.49（３）国・東京都・多摩地域の実績との比較　参照）*

５　中間処理の実績

（１）施設の概要

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、清瀬市、東久留米市の３市で構成されている柳泉園組合で共同処理しています。

柳泉園組合所管の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの概要をそれぞれ表 １－２４～表 １－２６に示します。

表 １－２４　焼却処理施設の概要

区　分	内　　容
施設名称	柳泉園クリーンポート
所在地	東久留米市下里 ４-３-10
建設年月	着工：平成９年７月 竣工：平成13年12月（平成12年11月より稼動）
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	ストーカ方式
処理能力(基数)	315t/日（105t/日×３基）
総事業費	14,400,183 千円
余熱利用施設	室内プール、浴場施設
建築面積	工場棟：約 6,496 ㎡　管理棟：約 978 ㎡
延床面積	工場棟：約 20,698 ㎡　管理棟：約 2,939 ㎡
煙突高さ	100m
発電設備	蒸気タービン方式（最大 6,000kW）
公害防止対策設備	乾式消石灰･活性炭噴霧＋バグフィルタ＋脱硝反応塔

表 １－２５　不燃・粗大ごみ処理施設の概要

区　分	内　　容
施設名称	不燃・粗大ごみ処理施設
所在地	東久留米市下里 ４-３-10
建設年月	着工：昭和48年11月　竣工：昭和50年３月 改造(破砕装置)：昭和58年12月～昭和59年３月 改造(クレーン及びピット)：昭和60年９月～昭和61年２月
破砕型式	竪型リンググラインダ式破砕機
処理能力	50t/５h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	破砕鉄分、可燃物、不燃物、フィルム状プラスチック
処理設備	破砕機、サイクロン(選別機)、磁選機、トロンメル選別機
総事業費	150,000 千円
改造費（破砕装置）	149,900 千円
改造費（ｸﾚｰﾝ及びﾋﾟｯﾄ）	123,000 千円
建築面積	約 387 ㎡
延床面積	約 586 ㎡

表 １－２６　リサイクルセンターの概要

区　分	内　　容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	東久留米市下里 ４-３-10
建設年月	着工：平成４年12月　竣工：平成５年10月
処理能力	53.5t/５h (缶類：10t/５h,びん類：15t/５h,ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ：28.5t/５h) ※ペットボトルは古紙・古布類：40t/５hの設備を使用
処理対象	缶、びん、ペットボトル（竣工後に追加）
処理設備	磁選機、アルミ選別機、鉄プレス機、アルミプレス機、 圧縮梱包機、カレット選別装備(ターンテーブル)
総事業費	1,215,091 千円
建築面積	約 1,560 ㎡
延床面積	約 2,690 ㎡

（2）中間処理量

本市のごみ処理量実績を表 １－２７に示します。

表 １－２７　ごみ処理量の推移

区分＼年度			単位	平成28	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
焼却処理施設			t/年	32,489	32,824	33,281	33,277	33,896	33,202	31,921	31,103	30,444	30,140
	処理量		t/年	29,689	29,718	30,097	30,094	30,230	29,847	29,020	28,203	27,622	27,438
		家庭系・可燃ごみ	t/年	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183	23,658	22,735	21,922	21,232	20,983
		事業系・可燃ごみ	t/年	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047	6,189	6,285	6,281	6,390	6,455
	選別残さ		t/年	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,355	2,901	2,900	2,822	2,702
		不燃・粗大ごみ処理施設可燃残さ	t/年	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,355	2,901	2,900	2,822	2,702
	処理内訳	埋立処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源化	t/年	4,104	4,136	4,090	4,105	4,262	4,014	3,683	3,700	3,365	3,574
		エコセメント化	t/年	3,975	4,008	3,965	3,978	4,122	3,866	3,540	3,551	3,222	3,418
		鉄分残さ	t/年	129	128	125	127	140	148	143	149	143	156
不燃・粗大ごみ処理施設			t/年	3,562	3,722	3,722	3,921	4,603	4,233	3,908	4,005	4,116	4,044
	処理量		t/年	3,518	3,684	3,697	3,897	4,586	4,216	3,893	3,993	4,105	4,033
		家庭系（行政回収）・不燃ごみ	t/年	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871	3,405	3,246	3,263	3,159	3,111
		家庭系（行政回収）・粗大ごみ	t/年	141	141	153	310	543	629	487	527	707	683
		家庭系（持込）・不燃ごみ	t/年	30	30	35	32	37	46	37	52	78	69
		家庭系（持込）・粗大ごみ	t/年	51	84	102	118	135	136	123	151	161	170
	選別残さ		t/年	44	38	25	24	17	17	15	12	11	11
		リサイクルセンター不燃残さ（夾雑物）	t/年	44	38	25	24	17	17	15	12	11	11
	処理内訳	可燃残さ	t/年	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,355	2,901	2,900	2,822	2,702
		資源化	t/年	666	666	668	707	805	932	983	1,021	1,207	1,268
		回収鉄類	t/年	253	257	253	280	355	365	317	290	327	357
		不燃残さ	t/年	413	409	415	427	450	567	666	731	880	911
リサイクルセンター			t/年	2,953	2,948	2,994	2,954	3,206	3,188	3,029	2,944	2,863	2,788
	びん		t/年	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852	1,801	1,688	1,620	1,547	1,500
	缶		t/年	517	531	529	511	565	577	559	527	509	488
	ペットボトル		t/年	634	652	732	741	789	810	782	797	807	800
	処理内訳	不燃残さ（夾雑物）	t/年	44	38	25	24	17	17	15	12	11	11
		資源化	t/年	2,623	2,642	2,671	2,618	2,861	2,815	2,725	2,632	2,544	2,456
		ｶﾞﾗｽ類・屑ｶﾞﾗｽ	t/年	1,528	1,524	1,478	1,428	1,555	1,509	1,449	1,383	1,293	1,246
		金属類	t/年	494	500	500	483	540	524	504	469	452	423
		ペットボトル	t/年	601	618	693	707	766	782	772	780	799	787
保管施設			t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53
	有害ごみ		t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53
	処理内訳	資源化	t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53
		有害ごみ	t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53

（３）残さの処理

柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で焼却処理された後の焼却残さについては、多摩地区 25 市 1 町で構成される東京たま広域資源循環組合において、二ツ塚処分場(最終処分場)に併設されたエコセメント化施設にてエコセメント化し、再利用しています。エコセメント化施設の概要を表 １－２８に示します。

また、不燃･粗大ごみ処理施設からの不燃残さについては、民間業者に搬入し、ガス化溶融によるスラグ、メタル化等により資源化を行っています。

表 １－２８　エコセメント化施設の概要

区　分	内　　容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
建設年月	着工：平成15年２月　竣工：平成18年７月
焼却残渣等の処理能力	約330t/日　（平均処理量　約300t/日）
エコセメント生産能力	約520t/日　（平均生産量　約430t/日）
処理対象	多摩地域各市町のごみ焼却施設から排出される焼却残さ、溶解飛灰及び二ツ塚処分場に埋立された焼却残さ
総事業費	約27,200,000千円

６　最終処分の実績

本市の焼却残さは、平成 18 年７月のエコセメント化施設の稼働以降、全量をエコセメント化により再利用していることから、最終処分量は０ｔとなっています。

７　ごみ質の分析

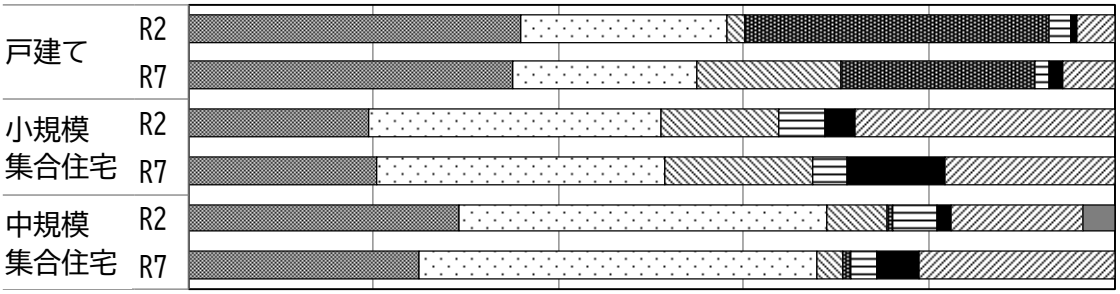
（１）本市におけるごみ質分析結果

本市では令和２年度と令和７年度に、家庭系ごみのごみ質分析を実施しました。令和２年度及び令和７年度の、家庭系可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類のごみ質分析結果、及び各ごみ中の不適正物の内訳をそれぞれ図 １－１３～図 １－１８に示します。

１）可燃ごみ

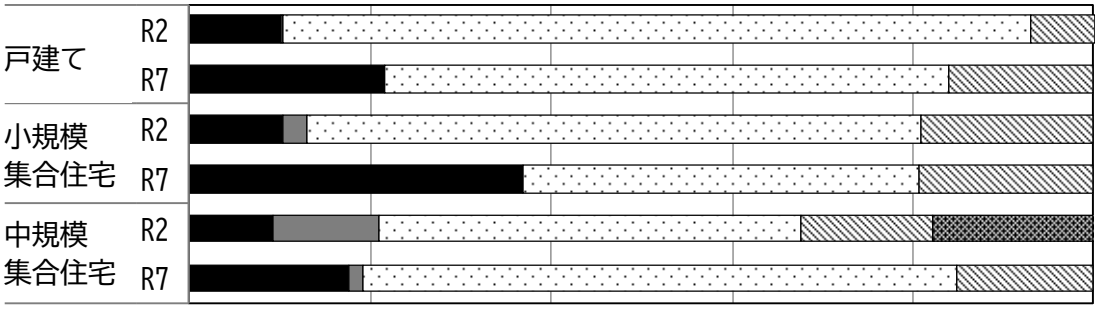
可燃ごみについては、適正排出（西東京市のごみの分け方、出し方（分別のルール）に沿った排出方法を守っている割合）は約 70～95％となっています。

生ごみが全体の約２～３割を占めるほか、戸建てでは枝木の排出が多くなっています。また不適正物の中では、古紙・古布類が最も多く、次いで不燃ごみとなっています。



令和７年度		戸建て	小規模集合住宅	中規模集合住宅
可燃ごみ	生ごみ	35.1%	20.4%	24.9%
	可燃ごみ	19.9%	31.1%	43.1%
	おむつ	15.5%	15.9%	2.7%
	枝木	20.9%	0.0%	0.8%
	食品ロス	1.5%	3.7%	3.0%
不適正物	不燃ごみ	1.5%	10.6%	4.5%
	資源物	5.6%	18.2%	21.0%
	粗大ごみ	0.0%	0.0%	0.0%

図 １－１３　可燃ごみの組成分析結果

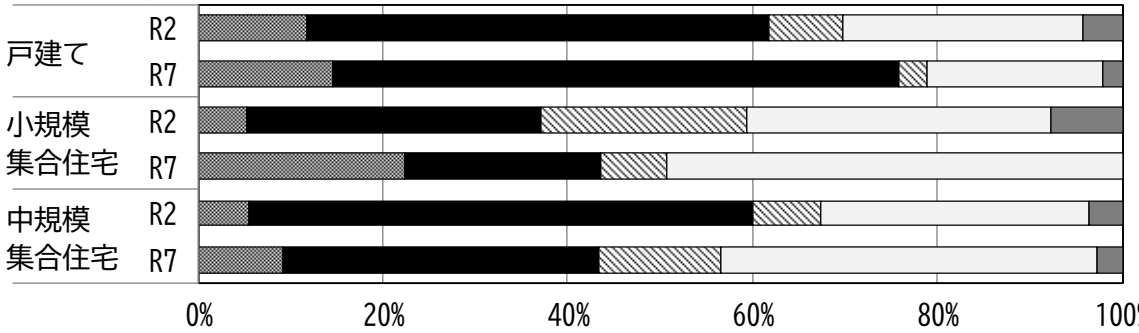


令和７年度		戸建て	小規模集合住宅	中規模集合住宅
不燃ごみ		21.6%	36.8%	17.6%
資源物	びん・かん・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.0%	0.0%	1.5%
	古紙・古布類	62.4%	43.8%	65.8%
	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ容器包装類	16.0%	19.3%	15.1%
粗大ごみ		0.0%	0.0%	0.0%

図 １－１４　可燃ごみの不適正物の内訳

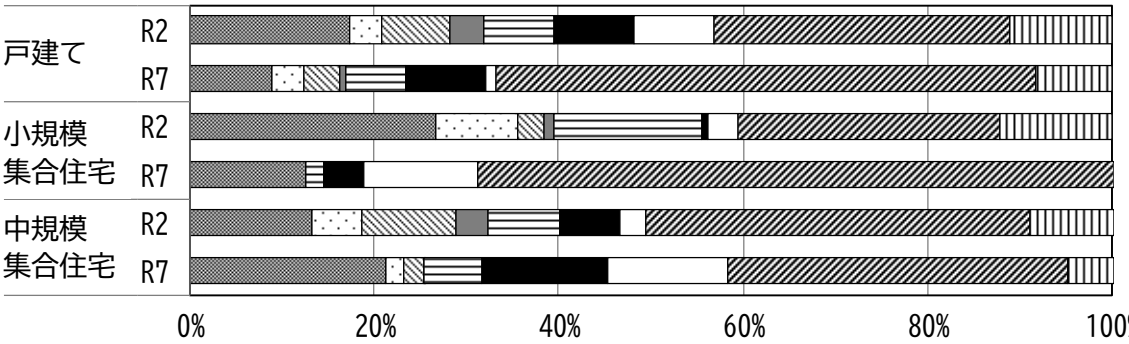
２）不燃ごみ

不燃ごみについては、適正排出は約 45～75％と低くなっています。
また不適正物の中では、プラスチック容器包装類の割合が多くなっています。



令和７年度		戸建て	小規模集合住宅	中規模集合住宅
不燃ごみ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	14.6%	22.4%	9.2%
	不燃ごみ	61.3%	21.2%	34.3%
不適正物	可燃ごみ	3.0%	7.1%	13.1%
	資源物	19.1%	49.4%	40.7%
	有害ごみ・危険物	2.0%	0.0%	2.8%

図 １－１５　不燃ごみの組成分析結果



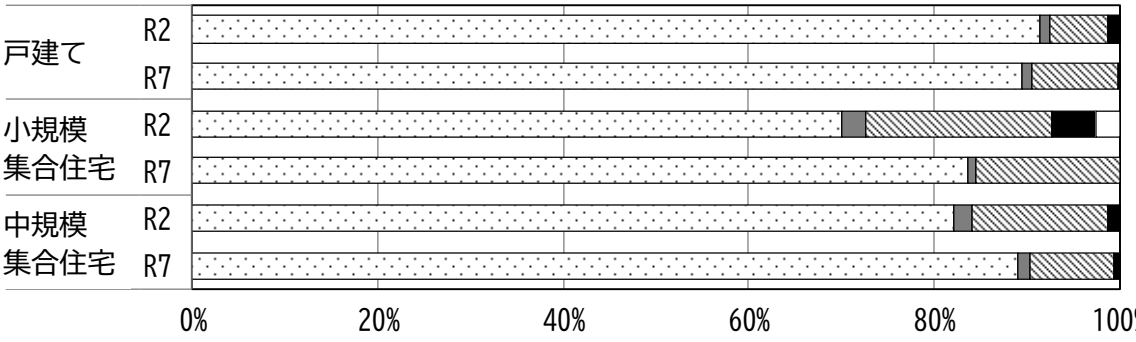
令和７年度		戸建て	小規模集合住宅	中規模集合住宅
可燃ごみ	可燃ごみ	8.9%	12.5%	21.2%
	食品ロス	3.5%	0.0%	2.0%
資源物	びん･かん･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	3.9%	0.0%	2.1%
	ｽﾌﾟﾚｰ缶・ﾗｲﾀｰ	0.6%	0.0%	0.1%
	金属類	6.6%	2.1%	6.3%
	小型家電	8.7%	4.2%	13.7%
	古紙・古布類	1.0%	12.5%	12.9%
	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ容器包装類	58.5%	68.8%	36.9%
有害ごみ・危険物		8.3%	0.0%	4.9%

図 １－１６　不燃ごみの不適正物の内訳

３）プラスチック容器包装類

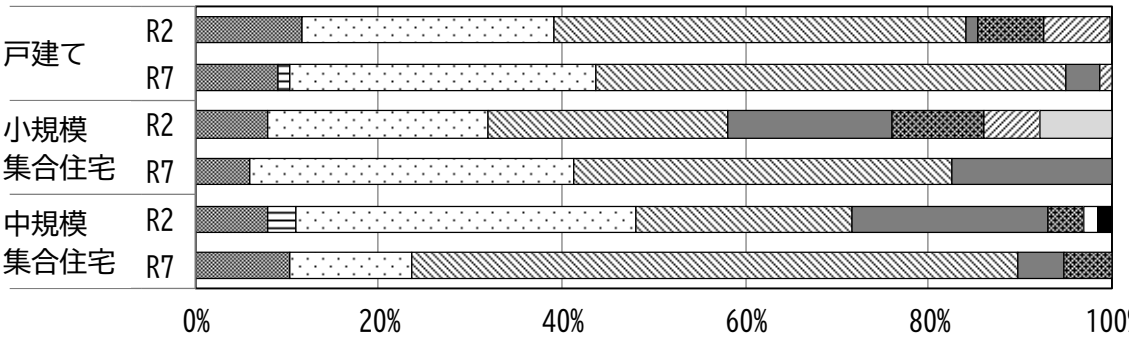
プラスチック容器包装類については、適正排出は約 90%となっています。

また不適正物としては、汚れたプラスチックや不燃ごみ、ストローやスプーン、クリアファイル等、容器包装ではないプラスチックが多く含まれています。



令和７年度		戸建て	小規模集合住宅	中規模集合住宅
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ容器包装類		89.5%	83.7%	89.2%
不適正物	可燃ごみ	1.1%	1.0%	1.1%
	不燃ごみ	9.3%	15.4%	9.1%
	資源物	0.1%	0.0%	0.6%
	その他	0.0%	0.0%	0.0%

図 １－１７　プラスチック容器包装類の組成分析結果



令和７年度		戸建て	小規模集合住宅	中規模集合住宅
可燃ごみ	可燃ごみ	9.0%	5.9%	10.4%
	食品ロス	1.3%	0.0%	0.0%
不燃ごみ	不燃ごみ	33.3%	35.3%	13.2%
	汚れたﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	51.3%	41.2%	66.0%
	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	3.8%	17.6%	5.2%
資源物	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.0%	0.0%	5.2%
	古紙	1.3%	0.0%	0.0%
	小型家電	0.0%	0.0%	0.0%
	ｽﾌﾟﾚｰ缶・ﾗｲﾀｰ	0.0%	0.0%	0.0%
その他		0.0%	0.0%	0.0%

図 １－１８　プラスチック容器包装類の不適正物の内訳

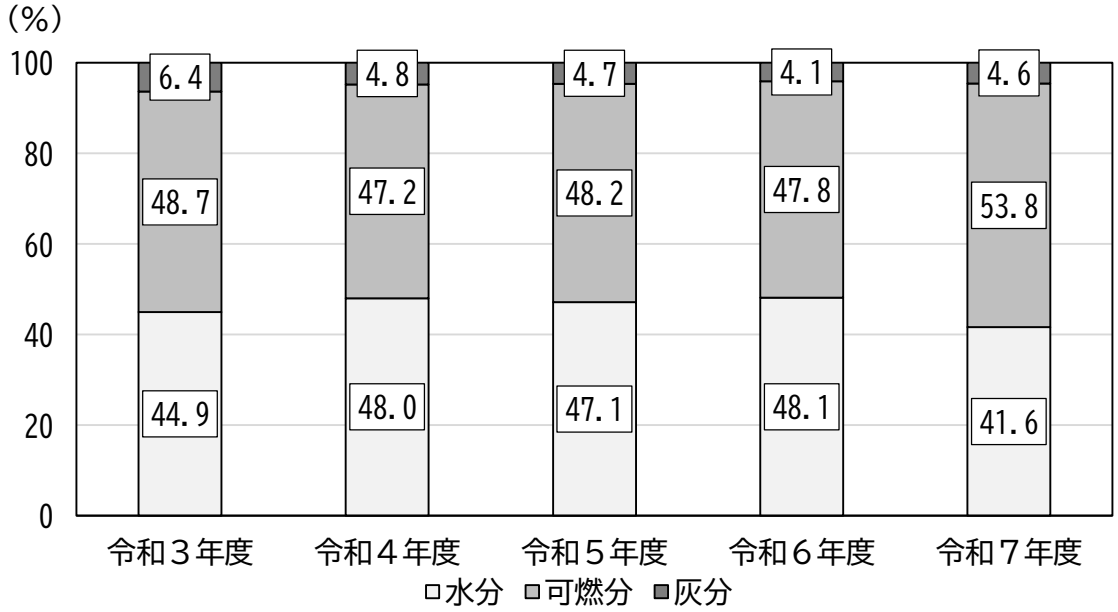
（２）組合におけるごみ質分析結果

柳泉園組合では、毎年ごみ質分析を実施しています。可燃ごみの三成分値、低位発熱量、種類組成をそれぞれ図 １－１９～図 １－２１に示します。

三成分は、令和７年度では水分が41.6%、可燃分が53.8%、灰分が4.6%となっています。

低位発熱量は、概ね2,500kcal/kgで推移しており、令和７年度は2,885kcal/kgとなっています。なお、柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）の計画ごみ質（設計値）は低質ごみで 1,400kcal/kg、基準ごみで 2,100kcal/kg、高質ごみで 2,800kcal/kgとなっていることから、低位発熱量が基準ごみよりもやや高い数値になっています。*（→【コラム：低位発熱量】参照）*

種類組成は、令和７年度では紙類が 35.2%、プラスチックが 20.5%、厨芥が13.6%、木・草が14.6%、繊維類が12.0%、不燃分（金属類、石・ガラス類）が合わせて0.8%等となっています。



※資料：令和７年度事務報告書（柳泉園組合）

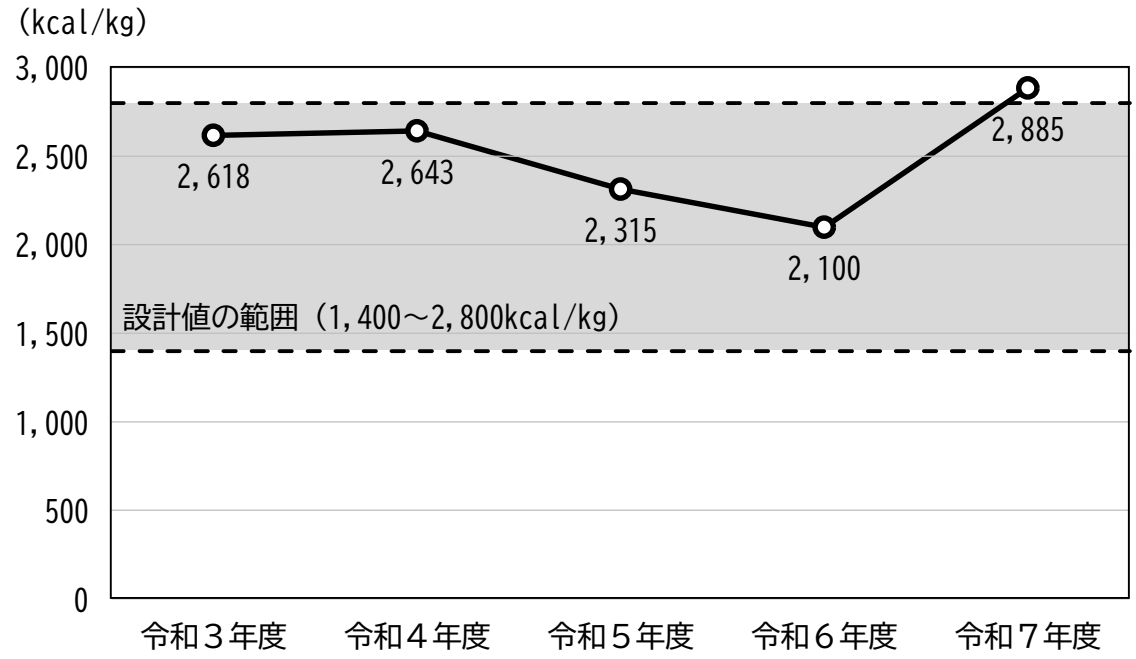
図 １－１９　ごみ質分析結果（三成分）

【コラム：低位発熱量】

○低位発熱量とは…

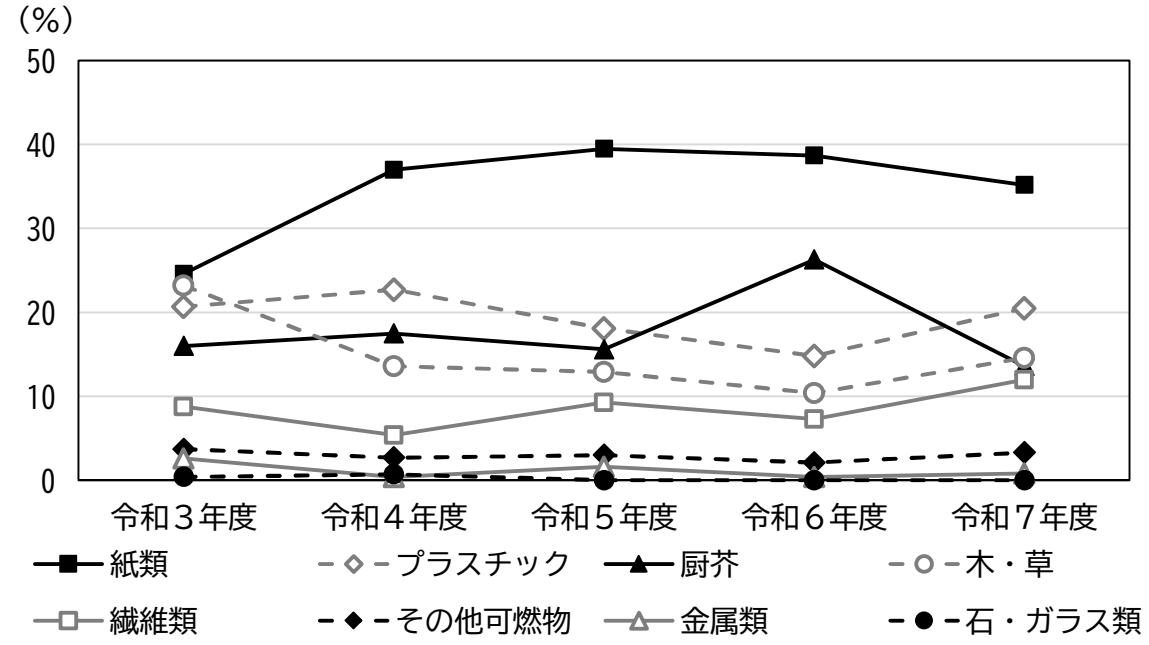
燃えやすさの指標のようなものであり、値が高ければ燃えやすく、低ければ燃えにくいと判断できます。

燃えやすければ良いというわけではなく、安定的・効率的な処理のためには、設計値の範囲内（1,400～2,800kcal/kg）に収まっていることが重要となります。



※資料：令和７年度事務報告書（柳泉園組合）

図　１－２０　ごみ質分析結果（低位発熱量）



※資料：令和７年度事務報告書（柳泉園組合）

図　１－２１　ごみ質分析結果（種類組成）

８　ごみ処理経費

（１）本市におけるごみ処理経費

本市の財政におけるごみ処理経費は、衛生費の中の清掃費に包含されます。本市の清掃費、及び市民１人あたりの清掃費をそれぞれ表 １－２９、表 １－３０に示します。

一般会計に占める清掃費の割合は、概ね 3.5%前後で推移しています。清掃費の総額は年々増加しています。

清掃事業には市民１人あたり約１万４千円を要しており、近年の物価高騰を受けて、市の財政負担やごみ処理に要する費用は、年々増加傾向にあります。

表 １－２９　決算額における清掃費の推移

（単位：千円）

区分			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
一般会計　歳出			80,483,104	83,686,421	83,184,932	84,435,770	89,845,641
清掃費	清掃総務費		184,573	184,310	155,103	162,988	150,954
		職員人件費	176,457	176,441	147,180	154,312	142,387
		一般管理事務費	5,316	5,632	5,763	6,731	6,850
		廃棄物減量等推進審議会費	2,800	2,237	2,160	1,945	1,717
		一般廃棄物処理基本計画等策定事務費	－	－	－	－	－
	塵芥処理費		2,658,837	2,734,570	2,823,095	2,876,386	3,008,346
		塵芥収集事業費	713,153	744,114	789,994	799,112	833,493
		リサイクル推進事業費	826,559	837,897	864,826	905,198	922,250
		資源循環等負担金	1,119,125	1,152,559	1,168,275	1,172,076	1,252,603
	し尿処理費（し尿収集事業費）		1,966	1,961	3,244	3,410	3,405
	計		2,845,376	2,920,841	2,981,442	3,042,784	3,162,705
清掃費　対前年比			99.1%	102.7%	102.1%	102.1%	103.9%
清掃費が一般会計に占める割合			3.5%	3.5%	3.6%	3.6%	3.5%

※資料：西東京市一般会計決算書

表 １－３０　市民１人あたりの清掃費の推移

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
清掃費	千円	2,845,376	2,920,841	2,981,442	3,042,784	3,162,705
人口	人	205,943	205,829	206,156	206,073	206,872
市民１人あたり清掃費	千円/人	13.82	14.19	14.46	14.77	15.29

※資料：西東京市一般会計決算書、住民基本台帳（10月１日現在、外国人人口含む）

（２）維持管理費

柳泉園組合所管の各施設の維持管理費を表 １－３１に示します。

柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）については現在、経費の効率化及び適正化を目的として、民間事業者と、令和 14 年６月 30 日までの「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」の契約を締結しています。

表 １－３１　各施設の維持管理費の推移

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
柳泉園ｸﾘｰﾝﾎﾟｰﾄ	千円	1,353,616	1,388,843	1,363,051	1,395,494	1,442,121
不燃・粗大ごみ処理施設	千円	209,493	233,823	258,448	258,216	299,907
ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	千円	105,308	113,921	110,618	118,863	135,367
し尿処理施設	千円	41,186	39,012	43,852	48,953	48,908
合　計	千円	1,709,603	1,775,599	1,775,969	1,821,526	1,926,303

※施設建設費、議会費及び総務費は含みません。
※資料：柳泉園組合提供資料

（３）負担金

柳泉園組合及び本市の東京たま広域資源循環組合への負担金をそれぞれ表 １－３２、表 １－３３に示します。

施設の老朽化等に伴い、負担金はゆるやかに増加傾向にあります。

表 １－３２　柳泉園組合への負担金の推移

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
西東京市	千円	679,663	706,533	729,670	743,348	740,374
清瀬市	千円	227,990	217,391	193,527	211,184	184,697
東久留米市	千円	315,742	321,638	312,292	337,470	329,850
合　計	千円	1,223,395	1,245,562	1,235,489	1,292,002	1,254,921

※資料：柳泉園組合提供資料

表 １－３３　東京たま広域資源循環組合への負担金の推移

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
西東京市	千円	439,462	446,026	438,605	428,728	512,229

※資料：西東京市一般会計決算書

９　ごみ処理状況の評価

ごみ・資源の区分を表 １－３４に示します。

表 １－３４　ごみ・資源の区分

排出				処理		
総排出量	ごみ	家庭系ごみ（行政回収）		総処理量	中間処理（焼却）等により減量	
		持込ごみ	家庭系		総資源化	直接資源化
			事業系			中間処理後資源化
	資源	行政回収				集団回収
		集団回収			最終処分	

（１）前回計画目標値との比較

前回計画の目標値に対する、実績値の達成状況を表 １－３５に示します。

前回計画を策定した令和３年度以降、前回計画での想定を超えてごみの減量が進んだことから、令和７年度時点で、「家庭系ごみ量原単位」及び「焼却残さ量」については令和 18 年度までの目標値を達成しています。

「ごみ排出量」については、人口が増加している中でも減量が進んでおり、あと 103t/年の減量で令和 18 年度の目標値を達成可能となっています。

表 １－３５　目標値との比較

目標項目	単位	区分	実績年度　※４					目標年度　※４		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和13年度	令和18年度
ごみ排出量※１	t/年	全体計画目標値	34,355	33,873	33,474	32,928	32,461	32,373	32,005	31,421
		実績値	34,121	32,967	32,246	31,776	31,524	（R13目標達成済み）		
		差分	-234	-906	-1,228	-1,152	-937			
家庭系ごみ量原単位※２	g/人日	全体計画目標値	363	357	351	345	339	338	334	330
		実績値	369	353	341	334	329	（R18目標達成済み）		
		差分	6	-4	-9	-11	-10			
焼却残さ量※３	t/年	全体計画目標値	4,074	4,016	3,967	3,901	3,844	3,833	3,788	3,718
		実績値	3,866	3,540	3,551	3,222	3,418	（R18目標達成済み）		
		差分	-208	-476	-416	-679	-426			

※１　ごみ排出量＝家庭系ごみ（行政回収）量＋持込ごみ量

※２　家庭系ごみ量原単位＝家庭系ごみ（行政回収）量原単位

※３　焼却残さ量＝エコセメント化量

※４　網掛けは達成済みの目標値。

（２）類似自治体との比較

環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和６年度実態調査結果）（以下、「評価ツール」という。）を用いて、本市と類似自治体の比較を行いました。

本市と都市形態や人口、産業の構造が類似している全国の自治体（本市を含め 39 自治体）の平均値と比較した結果を表 １－３６及び図 １－２２に示します。*（→【コラム：類似自治体】参照）*

類似自治体の平均の指数値（100 とする）を黒破線、本市の実績の指数値を灰線にて表示しており、破線の外側に行くほど（指数値が 100 を超えるほど）、他自治体より優れていることを示します。

類似自治体の平均指数値と比較すると、本市の「１人あたり処理経費」及び「最終処分減量費用」は平均をやや下回っており、ごみ処理経費がやや高い状況にあると考えられます。

一方で、「総排出量原単位」、「再生利用率」及び「最終処分率」は優れており、本市ではごみ発生抑制・資源化・最終処分抑制の取り組みの効果が高いと考えられます。

【コラム：類似自治体】

○類似団体別市町村財政指数表における類型とは…

総務省が地方財政の状況を把握するために毎年度行っている「地方財政状況調査」において、下図の指標により分類されたグループ（類型）です。

評価ツールでは、この分類を基に、「類似自治体」を設定しています。

指標		区分
都市形態		政令指定都市、特別区、中核市、特例市、都市（前述以外の都市）、町村
人口区分	都市	Ⅰ（５万人未満）、Ⅱ（５万～10万人）、Ⅲ（10万～15万人）、Ⅳ（15万人以上）
	町村	Ⅰ（５千人未満）、Ⅱ（５千～１万人）、Ⅲ（１万～１万５千人）、Ⅳ（１万５千～２万人）、Ⅴ（２万人以上）
産業構造※	都市	0（第二次・第三次95%未満、かつ第三次55%未満）、 1（　　同上　　、かつ第三次55%以上）、 2（第二次・第三次95%以上、かつ第三次65%未満）、 3（　　同上　　、かつ第三次65%以上）
	町村	0（第二次・第三次80%未満）、 1（第二次・第三次80%以上、かつ第三次55%未満）、 2（　　同上　　、かつ第三次55%以上）

※ 第二次：第二次産業就業人口、第三次：第三次産業就業人口

○本市の類型は…

本市は上記の類型のうち、都市形態（都市）、人口区分（Ⅳ：15万人以上）、産業構造（３：第二次・第三次人口比95%以上かつ第三次人口比65%以上）に該当しており、同じ類型の自治体と比較を行っています。

表 １－３６　類似自治体との比較（令和６年度環境省実態調査より）

指標		類似自治体の平均値	本市の実績値	指数値
総排出量原単位　※１	g/人日	785	617	121.4
再生利用率　※２	%	25.3	40.7	160.8
最終処分率　※３	%	4.7	0.0	200.0
１人あたり処理経費　※４	円/人年	14,494	17,076	82.2
最終処分減量費用　※５	円/t	49,738	65,498	68.3

※１　総排出量原単位＝ごみ量原単位＋資源量原単位
※２　再生利用率＝総資源化量÷総排出量
※３　最終処分率＝最終処分量÷総排出量
※４　１人あたり処理経費＝ごみの処理や処理施設の維持管理に要する費用÷人口
※５　最終処分減量費用
　　＝（処理経費－最終処分経費）÷（総排出量－最終処分量）
　　≪最終処分量減量に向け、ごみ１トンを減量、資源化するために要する費用≫
※資料：環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和６年度実態調査結果）

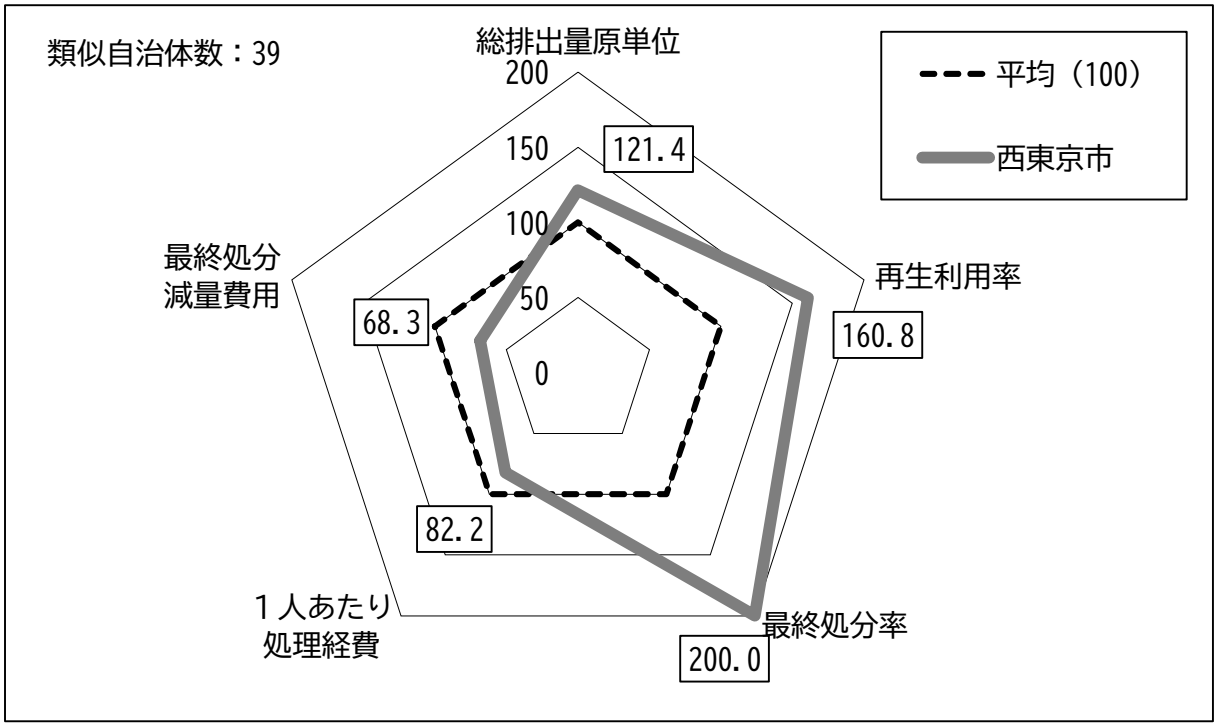


図 １－２２　類似自治体との比較（令和６年度環境省実態調査より）

（３）国・東京都・多摩地域の実績との比較

前回計画や評価ツールの指標について、本市と全国、東京都、及び多摩地域と令和６年度のごみ排出・処理量実績を表 １－３７に示します。

本市は全国、東京都、及び多摩地域と比較して、「総排出量原単位」や「家庭系ごみ量原単位」、「最終処分率」は少なく、また「再生利用率」は高くなっていることから、本市のごみ排出・処理状況は全ての項目において優れていると言えます。*（→p.34【コラム：資源化率（再生利用率）】参照）*

表 １－３７　国・東京都・多摩地域との比較（令和６年度）

項目		全国	東京都	多摩地域 (26市３町１村)	本市
総排出量原単位 ※１	g/人日	839	781	672	617
家庭系ごみ量原単位 ※２	g/人日	439	433	383	334
再生利用率 ※３	%	19.4	25.3	35.6	40.7
最終処分率 ※４	%	8.0	4.3	0.2	0.0

※１　総排出量原単位＝ごみ量原単位＋資源量原単位
※２　家庭系ごみ量原単位＝家庭系ごみ（行政回収）量原単位
※３　再生利用率＝総資源化量÷総排出量
※４　最終処分率＝最終処分量÷総排出量
※資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果（令和６年度）より

また、評価ツールの指標について、本市と多摩地域の令和６年度のごみ排出・処理量実績を表 １－３８に示します。

多摩地域全体では、令和元年度から令和６年度にかけて、「人口」は増加しているものの、人口の増加幅以上に「総排出量原単位」が減少しており、ごみの減量が進んでいます。

その中で本市は、「総排出量原単位」は５位から４位に、「再生利用率」は６位から４位に向上しており、ごみ発生抑制・資源化・最終処分抑制に向けた取り組みの効果が表れているものと考えられます。

なお、「再生利用率」は、資源ごみそのものの減量や資源物の軽量化等により、多摩地域全体で減少傾向となっています。

表 １－３８　多摩地域（26 市３町１村）の実績（令和６年度）

市町村名	人口	総排出量原単位 ※１		再生利用率 ※２		最終処分率 ※３	
	（人）	（g/人日）	順位	（%）	順位	（%）	順位
西東京市(R1)　※５	204,658	670	5	41.2	6	0.0	1
西東京市	206,073	617	4	40.7	4	0.0	1
八王子市	559,809	691	17	33.4	20	0.0	1
立川市	186,241	684	16	38.8	5	0.0	1
武蔵野市	148,317	743	23	36.6	9	0.0	1
三鷹市	190,593	642	11	34.5	16	0.0	1
青梅市	129,241	771	25	32.7	23	0.0	1
府中市	261,080	626	6	37.1	6	0.0	1
昭島市	114,941	695	19	36.3	10	0.0	1
調布市	239,580	664	12	36.1	11	0.0	1
町田市	430,497	708	21	31.1	25	0.0	1
小金井市	125,147	594	2	47.2	2	0.1	26
小平市	196,791	624	5	35.9	12	1.2	27
日野市	188,244	578	1	37.0	8	0.0	1
東村山市	151,872	632	8	42.3	3	0.0	1
国分寺市	129,548	634	9	49.1	1	0.0	1
国立市	76,189	664	12	35.4	14	0.0	1
福生市	56,547	705	20	33.8	18	0.0	1
狛江市	82,156	627	7	31.6	24	0.0	1
東大和市	85,023	607	3	34.7	15	0.0	1
清瀬市	74,958	637	10	37.1	6	0.0	1
東久留米市	116,353	726	22	35.9	12	0.0	1
武蔵村山市	70,744	666	14	33.1	21	0.0	1
多摩市	147,661	694	18	33.7	19	0.0	1
稲城市	93,928	674	15	34.3	17	0.0	1
羽村市	54,255	747	24	32.8	22	0.0	1
あきる野市	79,355	787	26	27.1	27	3.4	28
瑞穂町	32,054	868	28	30.4	26	0.0	1
日の出町	16,184	830	27	23.5	28	3.6	29
檜原村	1,935	1,011	30	20.0	30	3.6	29
奥多摩町	4,535	959	29	23.3	29	0.0	1
全体　※４	4,249,851	672	－	34.5	－	0.4	－
最小値	1,935	578	－	20.0	－	0.0	－
最大値	559,809	1,011	－	49.1	－	3.6	－
全体(R1)　※５	4,239,129	728	－	36.6	－	0.6	－

※１　総排出量原単位＝ごみ量原単位＋資源量原単位
※２　再生利用率＝総資源化量÷総排出量
※３　最終処分率＝最終処分量÷総排出量
※４　全体：人口は合計値、総排出量原単位は多摩地域全体の値、それ以外は平均値
※５　(R1)：全体計画時点（令和元年度時点）の値（参考値）
※資料：環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和６年度実態調査結果）

第４節　ごみ・資源の処理における課題

「第３節　ごみ・資源の処理状況」に基づく本市の課題は以下のとおりです。

１　排出に関する課題

本市のごみや資源の排出原単位は全国的に見ても低い状況にあり、特に令和２年度以降は大幅に減量が進んでいます。再生利用率についても、全国的に高い水準を維持しています。

本市が目指す「ゼロカーボンシティの実現」や「循環型社会の構築」に向けては、引き続き、以下のような取り組みについて検討を行う必要があります。

（１）生ごみや食品ロスの削減促進

国や都では、ゼロエミッションを実現するための重要施策の一つとして、食品ロスの削減に積極的に取り組むこととしています。*（→p.16【コラム：ゼロエミッション】参照）*

また、本市の可燃ごみの中には生ごみや食品ロスが約２～３割含まれています。

そのため、本市においても生ごみや食品ロスの削減を促進する必要があります。

（２）プラスチック類の発生抑制・資源循環促進

国や都では、サーキュラーエコノミー（循環経済）やゼロエミッションを実現するための重要施策の一つとして、プラスチック類の発生抑制・資源循環に積極的に取り組むこととしています。*（→p.2【コラム：サーキュラーエコノミー】参照）*

また、本市の不燃ごみの中にはプラスチック製品が約１～２割含まれています。

そのため、本市においてもプラスチック類の発生抑制・資源循環を促進する必要があります。

（３）資源物の資源化促進

本市の可燃ごみや不燃ごみの中には、資源物が多く含まれて排出されています。

そのため、資源物の分別強化を促進するとともに、新たな資源化品目について検討する必要があります。

（４）ごみ・資源物の適正排出促進

本市では、例えば不燃ごみの中に可燃ごみが含まれている等、不適正な排出がされている場合があります。また近年、外国人人口の増加に伴い、分別ルールが十分に浸透しておらず、分別が不十分なごみが排出されている場合があります。

そのため、分別区分ごとの適正排出を促進する必要があります。

（５）粗大ごみの発生抑制・資源循環促進

本市の粗大ごみは年々増加傾向にあり、この 10 年間で約４倍となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅期間の増加等の生活様式の変化や、高齢社会の進行により、家の片付けの機会が増加したことが一因として考えられます。

そのため、粗大ごみの発生抑制・資源循環を促進する必要があります。

（６）事業系ごみ（可燃ごみ）の減量・資源化促進

国では、サーキュラーエコノミー（循環経済）として資源循環と経済の発展を両立させる取り組みを強化しており、新型コロナウイルス以降、経済が回復している中でも事業系ごみの減少が進んでいます。

一方、本市では事業系ごみ（可燃ごみ）の排出量は、令和２年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大幅に減少したものの、その後、経済の回復や地域の開発状況等の影響を受けて増加傾向に転じています。

そのため、本市においても事業系ごみ（可燃ごみ）の減量・資源化を促進する必要があります。

２　収集運搬に関する課題

本市では、収集・運搬車両への車載タブレット機器の導入や低公害車の導入等により、効率的かつ環境にやさしい収集運搬を行っています。今後も引き続き、この収集運搬体制を維持していく必要があります。

また、委託事業者が現状の収集体制を維持できる仕組みを検討するとともに、今後、「循環型社会の構築」や「ゼロカーボンシティの実現」に向けて分別区分の見直しを行う場合には、委託事業者との適切な調整を行う必要があります。

３　処理・処分に関する課題

本市のごみ処理システムは、再生利用率や最終処分率等において、全国的にも優れています。今後もこの処理状況を維持していくためには、時代の変遷に対応して、適宜処理システムを見直していく必要があります。

（１）安定処理の継続

本市のごみ処理システムを維持するため、柳泉園組合における共同処理や、処理に伴い発生した残さの資源化等により、安全で安定した処理を継続する必要があります。

また、柳泉園組合の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）や不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターは老朽化が進んでいることから、安定処理を継続するため、柳泉園組合及び構成市とともに、施設の更新について検討する必要があります。

（２）プラスチック製品の処理方法の検討

（１）に示したように、柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）を更新する場合、国の「循環型社会形成推進交付金」の活用を想定していますが、この交付金の活用にあたっては、プラスチック製品の資源化が要件となっています。

そのため、プラスチック製品の資源化の実施に向けて、柳泉園組合及び構成市と足並みを揃えて検討する必要があります。

（３）汚れの落としづらいプラスチック容器包装類の処理方法の検討

汚れの落としづらいプラスチック容器包装類は現在、不燃ごみに分類されており、不燃・粗大ごみ処理施設で破砕処理後、可燃性残さとして柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で焼却処理されています。しかし、収集運搬や破砕処理の際に他の不燃ごみに汚れが移り、処理に影響が生じる場合があります。

そのため、汚れの落としづらいプラスチック容器包装類の処理方法について、柳泉園組合及び構成市と足並みを揃えて検討する必要があります。

（４）小型充電式電池（リチウムイオン電池等）による火災対策

小型充電式電池（リチウムイオン電池等）が他のごみやプラスチック容器包装類に混入し、収集車内や処理施設において火災が発生する事例が多発しており、国は市町村に、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）を回収し、適切に保管・処理するよう求めています。*（→【コラム：小型充電式電池（リチウムイオン電池等）による火災】参照）*

そのため、適切な排出方法の周知を徹底するとともに、柳泉園組合において、爆発・火災の防止対策や、火災が発生してしまった際の消火対策等を検討・推進していく必要があります。

【コラム：小型充電式電池（リチウムイオン電池等）による火災】

○小型充電式電池（リチウムイオン電池等）による火災とは…

スマートフォン、タブレット端末、ノートパソコンや、これらを充電するためのモバイルバッテリー等の多くに用いられているリチウムイオン電池は、押しつぶされたりすることで、瞬間的に大きな電流が流れるとともに発熱し、火災に繋がる危険性があります。

小型充電式電池（リチウムイオン電池等）が他のごみと一緒に排出されると、収集車内や処理施設で火災を引き起こし、ごみの収集・処理が滞ったり、火災の状況によっては、作業員や周辺住民の人命に関わる場合もあります。

令和７年度には、柳泉園組合においても、小型充電式電池が内蔵された小型家電が原因と見られる火災が発生しています。





本市では、拠点回収をしているほか、小型家電と一緒に戸別収集をしています。安全・安心な処理のために、適切な排出にご協力をお願いいたします。

（５）小型家電の回収方法の検討

本市では様々な電化製品を小型家電として戸別収集し、資源化をしていますが、近年では逆有償となり、財政負担が大きくなっています。

財政負担を軽減し、希少金属等の有価物を適切に資源化するため、回収方法や回収対象品目について、見直しを検討する必要があります。*（→【コラム：資源物の価格】参照）*

【コラム：資源物の価格】



○逆有償とは…

ごみとして排出された資源物や、ごみ処理の過程でできた資源物は、本市や柳泉園組合（本コラム内で、以下、「市」と言います。）が資源再生業者に引き渡して資源化をします。

資源物のうち、小型家電に含まれるレアメタルや焼却施設から排出される鉄やアルミ等、資源としての価値が高いもの（有価物）は、資源再生業者が市から買い取って資源化します。つまり、市が資源物を資源再生業者に有償で売却していることになります。

一方で逆有償とは、たとえ資源物であっても、量が少なかったり価値がそれほど高くない場合に、資源再生業者の運搬費等の方が高くなってしまい、市がお金を払って資源再生業者に資源化してもらう状態のことを指します。

財政負担を軽減するためには、価値の高い資源物を適正に分別し、資源化していく必要があります。

４　処理経費に関する課題

本市のごみの減量・資源化状況は、全国や東京都、多摩地域と比較しても優れていますが、近年の物価高騰により、ごみ処理に要する費用や人件費は今後も増加していくことが想定されます。

そのため、ごみ処理事業の継続性や安定性を維持しつつ、効率性に配慮したごみ処理や取り組みについて検討する必要があります。

第５節　ごみ量の推計及び目標値の設定

１　現状施策を継続した場合のごみ量推計（現状推計）

現状施策を継続した場合の将来ごみ量（現状推計）について、前回計画や関連計画における目標の達成の見通しを以下に示します。

（１）前回計画の目標の達成の見通し（現状推計）

前回計画では、令和８年度、令和 13 年度、令和 18 年度を目標年度としています。現状推計における、各目標項目の達成の見通しを表 １－３９に示します。

令和２年度以降、減量が大きく進んでいることから、すべての項目で、令和 18 年度までの目標値を達成できる見通しとなっています。

表 １－３９　前回計画目標の達成の見通し（現状推計）

目標項目			令和８年度	令和13年度	令和18年度
①	ごみ排出量（t/年）	**目標値**	**32,373**	**32,005**	**31,421**
		現状推計値	31,495	31,595	31,346
②	家庭ごみ原単位（g/人日）	**目標値**	**338**	**334**	**330**
		現状推計値	328	328	327
③	焼却残さ量（t/年）	**目標値**	**3,833**	**3,788**	**3,718**
		現状推計値	3,416	3,425	3,397

①ごみ排出量＝家庭系ごみ（行政回収）量＋持込ごみ量

②家庭ごみ原単位＝家庭系ごみ（行政回収）量÷人口÷年間日数×10^6

③焼却残さ量＝エコセメント化量

※　網掛けは、達成見込みの目標値。

（２）国、都、関連団体の目標の達成の見通し（現状推計）

減量、資源化等の目標の設定にあたっては、国や都、関連団体の目標に配慮する必要があります。

国では、令和７年２月に改定された廃棄物処理基本方針や、令和６年８月に策定された第五次循環基本計画において、東京都では、令和８年３月に策定された「東京都資源循環・廃棄物処理計画」において、廃棄物の減量・資源化の目標が設定されています。

なお、関連団体である東京たま広域資源循環組合では、「第６次廃棄物減容（量）化基本計画」において、搬入量（エコセメント化量）の減量目標を設定しており、本市でも前回計画において、その目標に合わせた目標設定をしていました。しかし、令和７年 10 月に策定された「第７次廃棄物減容（量）化基本計画」においては、エコセメント化施設の更新と安定的な運転にあたっては、一定程度の搬入量が必要という視点から、新たな目標値は設定されていません。

現状推計における、各目標項目の達成の見通しを表 １－４０に示します。

令和２年度以降、減量が大きく進んでいることや、焼却残さのエコセメント化等の取り組みにより、国の目標値は全て達成できる見通しとなっています。

一方、資源ごみそのものの減量や資源物の軽量化等により、令和 17 年度の⑧都の再生利用率は達成できない見通しとなっています。

表 １－４０　国、都目標の達成の見通し（現状推計）

目標項目				令和12年度	令和17年度
国	④	総排出量削減率（令和4年度比、％）	**目標値**	**9**	
			現状推計値	9.0	
	⑤	家庭系ごみ原単位（g/人日）	**目標値**	**478**	
			現状推計値	332	
	⑥	再生利用率（％）	**目標値**	**26**	
			現状推計値	40.3	
	⑦	焼却量原単位（g/人日）	**目標値**	**580**	
			現状推計値	401	
都	⑧	再生利用率（％）	**目標値**	**37**	**40**
			現状推計値	40.3	39.7

④総排出量削減率＝令和4年度からの総排出量削減量÷令和4年度の総排出量

⑤家庭系ごみ原単位＝（行政回収量＋持込量（事業系可燃ごみを除く））
÷人口÷年間日数×10^6

⑥⑧再生利用率＝総資源化量÷総排出量

⑦焼却量原単位＝（可燃ごみ量（家庭系・事業系）＋粗大ごみ処理施設可燃残さ量）
÷人口÷年間日数×10^6

※　④～⑥は廃棄物処理基本方針より。
　　⑦は廃棄物処理基本方針及び第五次循環基本計画より。
　　⑧は東京都資源循環・廃棄物処理計画より。

※　網掛けは、達成見込みの目標値。

２　ごみ減量・資源化のための施策を実施した場合のごみ量推計（目標推計）

本市では、「第６節　ごみ処理基本計画」に基づき、ごみ減量・資源化のための施策を実施することとしています。

この施策を実施した場合の将来ごみ量（目標推計）について、前回計画や関連計画における目標の達成の見通しを以下に示します。

（１）前回計画の目標の達成の見通し（目標推計）

目標推計における、前回計画の各目標項目の達成の見通しを表 １－４１及び図１－２３～図 １－２５に示します。

いずれも目標は達成しており、現状推計よりもさらに減量・資源化がなされる見通しとなっています。

表 １－４１　前回計画目標の達成の見通し（目標推計）

目標項目			令和８年度	令和13年度	令和18年度
①	ごみ排出量（t/年）	**目標値**	**32,373**	**32,005**	**31,421**
		目標推計値	31,516	31,102	30,363
②	家庭ごみ原単位（g/人日）	**目標値**	**338**	**334**	**330**
		目標推計値	329	324	319
③	焼却残さ量（t/年）	**目標値**	**3,833**	**3,788**	**3,718**
		目標推計値	3,418	3,373	3,293

①ごみ排出量＝家庭系ごみ（行政回収）量＋持込ごみ量

②家庭ごみ原単位＝家庭系ごみ（行政回収）量÷人口÷年間日数×10^6

③焼却残さ量＝エコセメント化量

※　網掛けは、達成見込みの目標値。

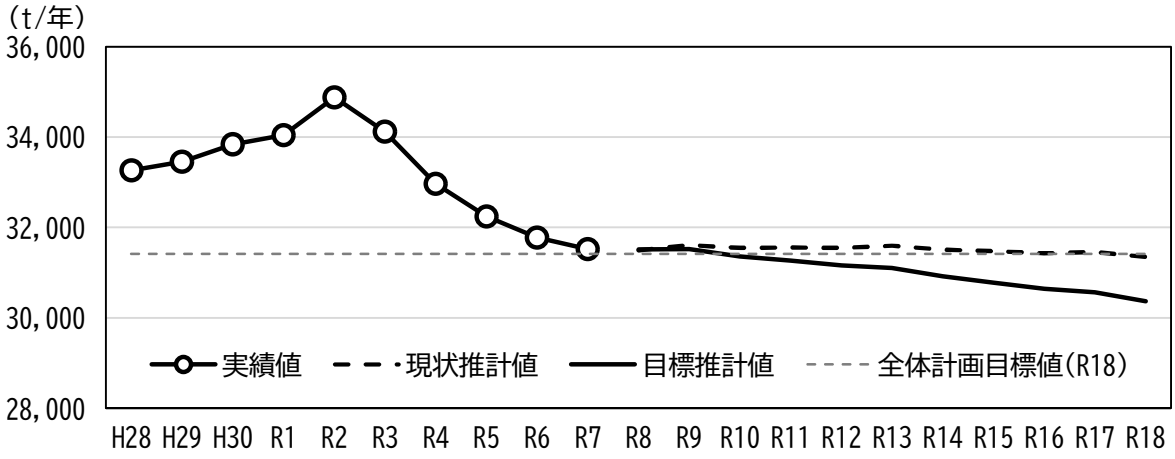


図　１－２３　ごみ排出量の達成の見通し

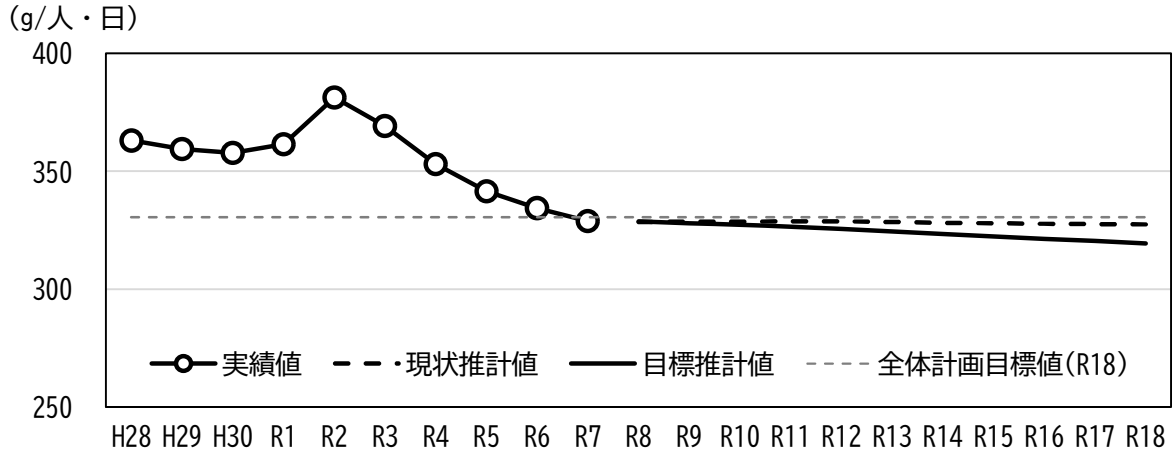


図　１－２４　家庭ごみ原単位の達成の見通し

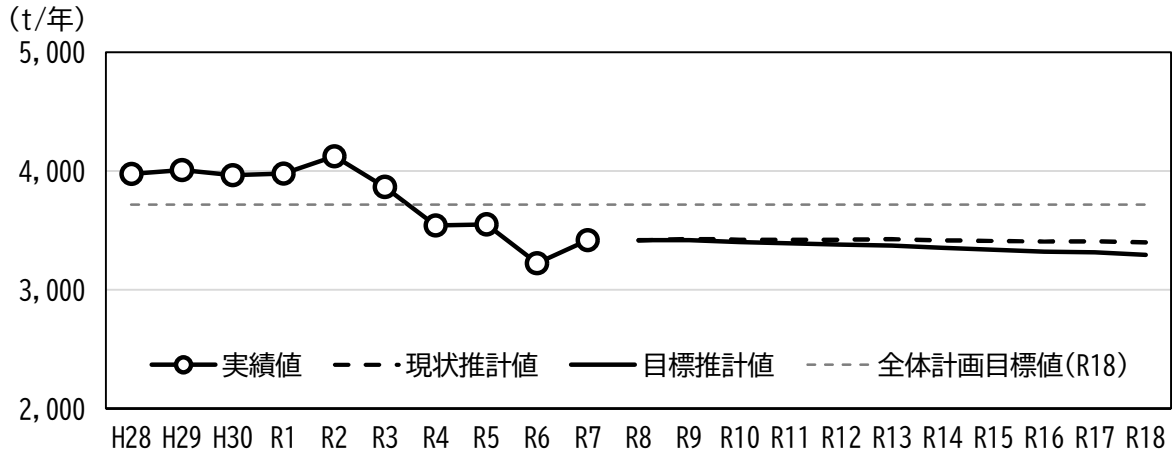


図　１－２５　焼却残さ量の達成の見通し

（２）国、都の目標の達成の見通し（目標推計）

目標推計における、国、都の各目標項目の達成の見通しを表 １－４２に示します。

資源化の取り組みにより、国の目標に加えて、都の目標も全て達成できる見通しとなっています。

表 １－４２　国、都目標の達成の見通し（目標推計）

目標項目				令和12年度	令和17年度
国	④	総排出量削減率（令和4年度比、%）	**目標値**	**9**	
			目標推計値	9.7	
	⑤	家庭系ごみ原単位（g/人日）	**目標値**	**478**	
			目標推計値	329	
	⑥	再生利用率（%）	**目標値**	**26**	
			目標推計値	40.6	
	⑦	焼却量原単位（g/人日）	**目標値**	**580**	
			目標推計値	396	
都	⑧	再生利用率（%）	**目標値**	**37**	**40**
			目標推計値	40.6	40.3

④総排出量削減率＝令和4年度からの総排出量削減量÷令和4年度の総排出量

⑤家庭系ごみ原単位＝（行政回収量＋持込量（事業系可燃ごみを除く））
÷人口÷年間日数×10^6

⑥⑧再生利用率＝総資源化量÷総排出量

⑦焼却量原単位＝（可燃ごみ量（家庭系・事業系）＋粗大ごみ処理施設可燃残さ量）
÷人口÷年間日数×10^6

※　④～⑥は廃棄物処理基本方針より。
　　⑦は廃棄物処理基本方針及び第五次循環基本計画より。
　　⑧は東京都資源循環・廃棄物処理計画より。

※　網掛けは、達成見込みの目標値。

３　目標の設定

本計画においては、前回計画の目標項目を踏襲するとともに、ごみ減量・資源化施策を実施した場合の推計値（目標推計値）を新たな目標値として設定します。これにより、前回計画以上のさらなる減量・資源化を目指します。

本計画における目標は表 １－４３のとおりです。

なお、本計画は概ね５年後に見直しを行うことから、社会・経済情勢の変化や技術革新、また国・東京都における方針や法律・制度の変更等、諸条件に変動があった場合には、必要に応じて目標を見直すこととします。

表 １－４３　本計画における目標

目標項目			実績	中間目標	最終目標
			令和７年度	令和13年度	令和18年度
①	ごみ排出量	（t/年）	31,524	31,102	30,363
②	家庭ごみ原単位	（g/人日）	329	324	319
③	焼却残さ量	（t/年）	3,418	3,373	3,293

①ごみ排出量＝家庭系ごみ（行政回収）量＋持込ごみ量

②家庭ごみ原単位＝家庭系ごみ（行政回収）量÷人口÷年間日数×10^6

③焼却残さ量＝エコセメント化量

【コラム：家庭ごみ原単位の目標達成に向けて】

○家庭ごみ原単位の目標とは…

本市の令和７年度の家庭ごみ原単位は329g/人日であり、令和18年度までに319g/人日にするためには、１人１日あたり約10gのごみの減量が必要となります。

○１人１日あたり約10gとは…

約10gは、おおよそ「オクラ１本」、「ポテトチップスの空袋１袋」、「Ａ４コピー用紙２枚」分です。

一人一人の努力の積み重ねにより、目標達成を目指しましょう。

第６節　ごみ処理基本計画

１　ごみ処理の基本方針

貴重な資源を有効に活用し、環境負荷を軽減した循環型社会の構築を目指し、西東京市における豊かな暮らしを次世代に引き継ぎ、持続的な発展を遂げるためには、本計画に定める取り組みの周知徹底や拡充を図り、更なるごみの減量・資源化を推進することが重要となります。

本計画における基本目標、及び目標の達成に向けた基本方針は次のとおりです。

＜基本目標＞
～　協働で築く　環境にやさしい　持続可能な循環型社会の推進　～

基本方針１：つくる責任、つかう責任（SDGs）の意識の醸成

持続可能な開発目標（SDGs）の目標12「つくる責任　つかう責任」の達成に向けて、行政による周知啓発や市民や事業者一人一人の行動変容の推進により、自然と調和した暮らしや、ものを大切にする意識を醸成します。

＜取り組み内容＞

（１）行動変容に向けた情報提供、意識啓発　（２）持続可能な社会を担う人材の育成

基本方針２：協働によるごみの発生抑制・資源化の推進

市民・事業者は発生抑制・資源化に向けた取り組みを積極的に行い、行政は市民・事業者の取り組みを促進するための施策を実施する等、三者の協働による取り組みを推進します。

＜取り組み内容＞

（１）市民・事業者・行政の協働体制の構築　（２）協働による環境保全活動の推進

基本方針３：環境負荷の少ない資源循環の推進

消費段階においてごみになるものを断るリフューズや、ごみの排出段階におけるリデュースやリユース、排出されたごみの処理段階における適正処理や資源化（リサイクル）の４Ｒ等、一人一人の行動変容によって、最終処分等にかかる環境負荷を低減するとともに西東京市やその周辺の豊かな自然を守ります。

＜取り組み内容＞

（１）生ごみや食品ロスの削減　（２）プラスチック類の発生抑制・資源循環
（３）リフューズ（Refuse）の推進　（４）リデュース（Reduce）の推進
（５）リユース（Reuse）の推進　（６）リサイクル（Recycle）の推進
（７）４Ｒの推進に向けた情報収集

基本方針４：安全・安定な適正処理・処分の実施

柳泉園組合における、清瀬市、東久留米市との共同処理により、適正処理・処分を推進します。また、安全かつ安定した処理を継続するため、柳泉園組合のごみ処理施設の適正な整備や維持管理について、検討を行います。

＜取り組み内容＞

（１）安全かつ効率的なごみ収集の推進　（２）広域処理の推進

２　基本目標達成のための各主体の役割

基本目標を達成するため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

（１）市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという認識と責任を持って、ごみの減量・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルを意識し、地域における、ごみ減量、リサイクル活動に積極的に参加するとともに、耐久性のある製品や再生利用しやすい製品を購入する等、自ら実践していくことが大切です。

（２）事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを認識し、発生・排出抑制、資源化によりごみの減量を図るとともに、適正処理を推進する必要があります。

また、製品の製造・流通に関わる者として、長持ちする製品の開発や容器包装の簡素化、修理体制の整備等、ごみの発生抑制やリユース・リサイクルに取り組む必要があります。

事業活動の中で廃棄物の有効活用を進め、ゼロエミッション社会の実現を目指していくことも求められています。*（→p.16【コラム：ゼロエミッション】参照）*

（３）行政（本市）の役割

市は、自ら率先してごみの発生抑制や資源化を維持するとともに、市民や事業者に対して、環境に関する情報や学習機会の提供に努めます。

市民・事業者の自主的な活動を支えるとともに、地域・市民団体・事業者がごみの発生抑制や資源化に向けた最適な手法を共有するための土台作りを進めます。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、地域や時代の変遷に応じて新たな施策を立案・実施します。

また、ごみの適正な処理・処分を推進するために、近隣市との広域的な協力体制を強化するとともに、災害対策についての検討を進めます。

基本方針１：つくる責任、つかう責任（SDGs）の意識の醸成

（１）行動変容に向けた情報提供、意識啓発

行政は環境に関する情報を提供し、市民や事業者は、ゼロカーボンシティの実現に向けた４Ｒを意識した行動を心がけます。

行政（市）	○環境を守り、資源を大切にする心をはぐくみ、効果的な行動を促すために、教育機関との連携を図り、学校での環境教育、啓発活動を充実します。 ・環境やごみの減量・資源化に向けた学習用資料の作成、配布 ・環境やごみの減量・資源化に関する環境講座の開催 ・電子紙芝居の作成、DVDの学校配布や市のホームページでの公開 ○市民に環境保全や資源循環に関する知識と行動を習得してもらうために、市民団体やNPO法人等と協力し、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みについて学び、参加する機会を充実します。 ・環境フェスティバル等のイベントの開催 ・環境やごみの減量・資源化に関する出前講座の開催 ・イベントや出前講座等での、ごみを１日１g減量する方策案等の募集 ・まだ使えるものを回収・寄付する様々な「○○ドライブ」活動の推進 ○市民・事業者が必要とする環境情報を提供します。 ・ECO羅針盤、市報、市ホームページ、ごみ分別アプリ等による情報の充実 ・不用品交換の情報収集・提供、及び不用品交換の場所の提供 ・外国人向けの外国語版「ごみ・資源物の出し方」等の提供 ・「事業者向け廃棄物処理の手引き」による排出方法等の周知 ・ごみ処理施設のイベント（施設見学会、えんとつのぼり等）の周知 ○地域の優れた取り組み事例を公表します。 ○エシカル消費やグリーン購入等、環境にやさしい消費行動を普及啓発します。

市民	○消費者として、４Ｒを意識した行動を心がけます。 *「p.68　基本方針３：環境負荷の少ない資源循環の推進」参照* ＜リフューズ（Refuse：ごみになるものを受け取らない）＞ ・「捨てる責任」を意識し、必要なものを必要な分だけ購入します。 ・マイバッグやマイボトルを使用し、簡易包装の商品を選択します。 ＜リデュース（Reduce：ごみ排出の抑制）＞ ・食品は「買いすぎない・作りすぎない・食べ切る」を心がけます。 ・レンタル、サブスクリプション、シェアリング等を活用します。 ＜リユース（Reuse：まだ使えるものの再利用）＞ ・まだ使えるものはフリマアプリやリユースショップを活用します。 ＜リサイクル（Recycle：ごみとして排出されたものの再生利用）＞ ・ごみ分別アプリや「ごみ・資源物の出し方」に基づき適正に分別することで、資源物の再生利用に協力します。 ○環境にやさしい商品の購入に努めます。
事業者	○販売者、製造者、排出事業者として、４Ｒを意識した行動を心がけます。 *「p.68　基本方針３：環境負荷の少ない資源循環の推進」参照* ＜販売者＞ ・簡易包装や詰め替え商品、ばら売り等を採用します。 ＜製造者＞ ・長く使える商品や、資源化しやすい商品を製造します。 ・使い終わった商品の自主回収による資源化に取り組みます。 ＜排出事業者＞ ・従業員教育により、ごみ排出量の削減や分別の徹底に取り組みます。 ・排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制や資源化に努めます。 ○環境にやさしい製品の購入に努めます。 ○環境に配慮した認証マークの取得に努めます。

【コラム：エシカル消費】

○エシカル消費とは…

エシカルとは「倫理的、道徳的」という意味で、「安くて良いモノ」や「自分にとってお得なモノ」ではなく、「人や社会、地球環境、地域にやさしいモノ」を購入することです。

人・社会：フェアトレード製品や、福祉施設で作られた製品を購入する

地球環境：省エネ製品を購入したり、レンタルやシェアリングサービスを利用する

地域：被災地産品や伝統工芸を購入したり、地産地消や応援消費をする

ほかにも、３Ｒを心がけたり、食品ロスを削減することもエシカル消費に含まれます。

○認証ラベル・マークとは…

様々な団体が設定した、安全性や品質等の基準を満たしている商品についているラベルやマークのことです。下に示すような環境ラベルのほか、フェアトレード商品やオーガニック商品であることを示す認証ラベル等もあります。

エコマーク　環境にやさしい商品

グリーンマーク　古紙を利用した商品

バイオマスマーク　バイオマスを利用した商品

エシカル消費をする際には、人や社会、地球環境、地域に関連する認証ラベル・マークが手掛かりになります。

（２）持続可能な社会を担う人材の育成

事業者や行政は持続可能な社会を担う人材の育成に取り組み、市民は、その取り組みに積極的に参加します。

行政（市）	○子どもたちへは教育・啓発活動の充実を、市民へは学習機会の充実を通じて、持続可能な社会を担う人材を育成します。
市民	○環境フェスティバル等のイベントや出前講座に積極的に参加します。
事業者	○出前講座や施設見学の受入等により、市民や子どもたちの環境学習・教育に参加・協力します。 ○従業員教育を通じて、ごみ排出量の削減や分別の徹底に努めます。

基本方針２：協働によるごみの発生抑制・資源化の推進

（１）市民・事業者・行政の協働体制の構築

意見交換等を通して市民・事業者・行政の意思疎通を図り、行政の行う事業について、市民や事業者は取り組みの実践や情報の発信を行う等、三者で協働しながらごみの減量・資源化に取り組みます。

行政（市）	○市民・事業者・行政の協働を促進します。 ・ごみの減量、資源化及び適正処理の推進に関して、市民・事業者・行政により審議する「西東京市廃棄物減量等推進審議会」の運営 ・「西東京市廃棄物減量等推進員」の活動支援 ・資源循環サミット等、子ども若者世代が施策の企画、立案、実践を通して、ごみの発生抑制・資源化等の資源循環における課題の解決に取り組むことのできる機会の充実
市民	○西東京市廃棄物減量等推進員は、行政のイベントや事業等へ協力するとともに情報を発信する等、地域レベルでの取り組みに向けて行政のパートナーとして協働します。 ○市民は、西東京市廃棄物減量等推進員の活動に協力し、ごみの減量・資源化に取り組みます。
事業者	○「西東京市廃棄物減量等推進審議会」等の、行政が開催する意見交換の場に積極的に参加します。 ○行政や市民団体、他の事業者等が実施するイベントや事業等へ協力するとともに、情報を発信します。

（２）協働による環境保全活動の推進

行政は環境保全活動の啓発を行うとともに、活動機会の充実に取り組み、市民や事業者は環境保全活動に参加・協力します。

行政（市）	○環境保全活動への参加意識を啓発します。 ・「にしとうきょう環境チャレンジ」（市民参加型事業）の普及啓発 ・市民団体やNPO法人等による環境活動の、広報による普及啓発 ・新規集合住宅や新興住宅地における、集団回収の周知 ○子どもから大人までが参加可能な環境保全活動の機会を充実します。 ・路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン、統一美化キャンペーン（ごみゼロ運動）、多世代交流型地域クリーン活動等の実施 ・「にしとうきょう環境チャレンジ」や事業者の取り組み等を活用した環境保全活動の検討 ・参加意欲を高めるインセンティブ等の仕組みづくりの検討 ○市民団体による環境保全の活動を支援します。 ・ボランティア活動に対するごみ袋の無料配布 ・エコプラザ西東京登録団体や、西東京市市民協働センター「ゆめこらぼ」等の連携支援 ・集団回収実施団体の意見交換会の定期的な開催、取り組みの改善 ・エコプラザ西東京における、市民及び市民団体等の環境学習・活動拠点や、市民のアイデアを活かした試行的な活動の場としての利用促進
市民	○地域の環境に興味を持ち、地域の環境保全活動に参加します。 ○個人や市民団体等の環境保全活動についての情報を行政に共有します。 ○環境保全や資源循環についてのアイデアを行政に共有します。
事業者	○清掃活動や自然環境保全活動等、地域の環境保全に参加・協力します。 ○事業者としての専門的な知識を生かし、行政や市民と協力して環境保全活動に貢献します。 ○事業者による環境保全活動についての情報を行政に共有します。

基本方針３：環境負荷の少ない資源循環の推進

（１）生ごみや食品ロスの削減【食品ロス削減推進計画】

食品ロスは食べられるのに廃棄される食品であり、資源の浪費や環境負荷の増大につながります。

市民・事業者・行政の協働により、生ごみや食品ロスの減量と有効活用を図り、「ゼロカーボンシティの実現」や「循環型社会の構築」を目指します。

行政（市）	○食品ロスを削減します。 ・西東京市社会福祉法人連絡会との連携や、市主催によるフードドライブ活動の実施 ・広報等によるフードドライブ活動に関する情報の提供 ・食べ切り協力店制度の導入と、協力店の情報公開方策の検討 ・事業者に対する「てまえどり」や食べ切り促進等の協力依頼 ○生ごみを削減・資源化します。 ・生ごみの分別回収及び資源化事業の実施及び周知啓発 ・生成した堆肥の学校への還元等、生ごみの削減・資源化の啓発 ○生ごみの減量のための取り組み周知を行います。 ・生涯学習、出前講座等での環境にやさしい調理法の紹介 ・市民が自ら生ごみの減量を図ることができる方策の周知啓発、支援
市民	○買い物時は「買いすぎない」ことを心がけます。 ・家にある食材を確認し、使い切れる分だけを購入します。 ・すぐに使う食品は、「てまえどり」や見切り品等を活用します。 ○調理・保存時は「作りすぎない・食べ切る」ことを心がけます。 ・食べられる分だけ作り、食べ切れなかった分はリメイクします。 ・環境にやさしい調理法により、食材を無駄なく使います。 ・生鮮食品や食べ切れない食品は、食材に応じて適切に保存します。 ・冷蔵庫を確認し、保存した食品を忘れずに食べ切ります。 ・「消費期限」と「賞味期限」の違いを理解します。 ・食べ切れない食品は「フードドライブ活動」を積極的に活用します。 ○外食時は、「食べ切る」ことを心がけます。 ・3010運動や持ち帰り容器の活用により、食べ切ることを意識します。 ○生ごみの減量・資源化に取り組みます。 ・生ごみ水切り用具や生ごみを濡らさない分別バケツ等を活用します ・市の生ごみ資源化事業やコンポストを活用します

事業者	○食品ロスの削減に努めるとともに、「フードドライブ活動」に積極的に参加します ○「消費期限」と「賞味期限」の分かりやすい表示や、持ち帰り容器、ばら売りの採用等、市民の食品ロス削減に寄与する方策を検討します。

【コラム：フードドライブ】

○フードドライブとは…

家庭や事業所で余っている食品を持ち寄り、フードバンク等を通じて必要としている個人や団体に届ける活動です。提供できるのは、缶詰類、レトルト食品、瓶詰類、乾物類、お米、乾麺、調味料等です。

本市では、西東京市社会福祉法人連絡会等がフードドライブ活動を実施しており、提供された食品は、市内の子ども食堂や中学校放課後カフェ、食の支援が必要な方等に配付し、「食が地域をつなげる」支援を目指しています。

フードドライブ活動に参加することで、ご家庭にある食べ切れない食品が、「食品ロス」から「地域の支援」に生まれ変わります。

本市のホームページなどをご確認の上、是非ご参加ください。



【コラム：消費期限と賞味期限】



○消費期限とは…

開封せず、定められた方法で保存していた場合に、**「安全に食べられる期限」**のことです。お弁当、サンドイッチ、生麺、ケーキ等、傷みやすい食品に表示されています。

○賞味期限とは…

開封せず、定められた方法で保存していた場合に、**「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」**のことです。スナック菓子、カップ麺、チーズ、缶詰、ペットボトル飲料等、消費期限に比べ、傷みにくい食品に表示されています。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。



ただし、一度開封した食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

【コラム：コンポストによる生ごみ堆肥化】

○コンポストとは…

家庭から出る生ごみや落ち葉を、ごみとして処理するのではなく、微生物の働きによって分解発酵させ、堆肥（肥料）として再利用する仕組みのことです。

本市では300世帯を上限に生ごみを回収して資源化（堆肥化）を行っていますが、コンポストを活用することで、ご家庭でも生ごみの堆肥化や、それに伴うごみの減量が可能となります。

市のホームページでは、ダンボールを使って自分で作ることができるダンボールコンポストについて紹介しているため、ぜひご覧ください。



（２）プラスチック類の発生抑制・資源循環

プラスチック類について、製品設計から排出、資源化までのライフサイクル全体において、市民・事業者・行政それぞれの取り組みにより発生抑制と資源循環を図り、「ゼロカーボンシティの実現」や「循環型社会の構築」を目指します。

行政（市）	○プラスチック類の発生抑制・資源循環のための取り組みを推進します。 ・マイバッグやマイボトル等の持参の推進 ・レジ袋の有料化やマイバッグ運動の展開 ・プラスチック製品のリユースの促進 ・詰め替え製品やリユース可能な製品の購入の促進 ・プラスチック容器包装類の分別収集による分別の促進 ○プラスチックの処理方法について柳泉園組合及び構成市と協議します。 ・汚れて資源化が難しいプラスチック容器包装類や軟質プラスチック等の分別方法の検討 ・プラスチック製品も含めたプラスチックの資源循環について、高度化や効率化の検討 ○バイオマスプラスチック等製ごみ袋の活用を検討します。
市民	○マイバッグやマイボトル等を利用します。 ○簡易包装や詰め替え製品を積極的に選択します。 ○プラスチック製品を購入する際は、再生利用されたプラスチックやバイオマス由来のプラスチックを使用しているものを選びます。 ○プラスチック容器包装類を適切に分別排出するとともに、まだ使えるプラスチック製品はフリマアプリやリユースショップを活用します。 ○プラスチック類を排出する際は、行政の分別・排出ルールを守ります。
事業者	○市民に対し、レジ袋やフォーク等の使い捨てプラスチックの使用削減を呼びかけます。 ○プラスチック製品を製造する際には、素材原料として再生プラスチックやバイオマス由来のプラスチックを採用し、製品設計に当たっては分解のし易さに配慮したりプラスチック使用量を削減する工夫を行います。 ○プラスチック類を販売する際には、自主回収等に努めます。 ○製品やレジ袋について、石油プラスチックから、環境にやさしいバイオマスプラスチックへの転換を図ります。

（３）リフューズ（Refuse：ごみになるものを受け取らない）の推進

４Ｒの入り口となるリフューズについて、事業者は簡易包装等の取り組みにより、行政はその周知啓発等により、市民のごみになるものを受け取らない行動を促進します。

行政（市）	○事業者との共同キャンペーンの実施等により、マイバッグ、マイボトル、マイ箸、マイ容器の利用を促進します。 ○イベント開催時におけるマイカップ、マイ箸、マイ容器等の利用を推進します。
市民	○マイバッグやマイボトル、マイ箸、マイ容器等を利用します。 ○ばら売りや量り売り、簡易包装を積極的に選択します。 ○必要なものを必要な分だけ購入し、できるだけごみとして出す量を減らします。
事業者	○行政と協働し、マイバッグ、マイボトル、マイ箸、マイ容器等の利用を促進する共同キャンペーンを実施します。 ○簡易包装やばら売り、詰め替え商品等を採用します。

（４）リデュース（Reduce：ごみ排出の抑制）の推進

市民や事業者の取り組みによりごみとなるものを減量し、行政は取り組みについての周知啓発や、その効果の確認を行います。

行政（市）	○ごみの減量に向けた消費行動の見直しを促進します。 ・*「p.68（１）生ごみや食品ロスの削減【食品ロス削減推進計画】」「p.71（２）プラスチック類の発生抑制・資源循環」参照* ・リユース食器や容器、レンタル、リース、シェアリング、サブスクリプション等の利用の普及促進 ・市民団体や事業者と連携、協力した、リユース食器・容器利用に係る調査研究の実施 ○事業系一般廃棄物の削減に向けて、事業者への減量・資源化等についての指導を行います。 ・多量排出事業者への、減量・資源化に向けた計画書の策定・履行要請 ・ペーパーレス化やリース活用等の促進 ・機密文書の溶融処理業者や食品廃棄物の資源化業者等の情報の提供 ○ごみ排出量、処理費、市民意識等の変化の分析・検証を行います。 ・ごみ処理有料化実施後や、ごみ減量・資源化施策を講じた場合のごみ排出量、処理経費、市民意識等の変化の分析、検証 ・ごみ処理有料化制度の効果的な活用に向けた適切な運用方法の検討
市民	○生ごみ・食品ロスの削減やプラスチック類の発生抑制・資源循環等、ごみの発生抑制に積極的に取り組みます。 ○ものを購入するのではなく、レンタルやシェアリング、サブスクリプション等のサービスを活用します。
事業者	○使い終わった商品の自主回収による資源化や、アフターサービスの充実等の商品を長期にわたって利用できるサービスの充実に努めます。 ○リユースショップやリース、レンタル、シェアリング、サブスクリプション等のサービスを提供します。 ○包装素材の統一化や緩衝材の使用抑制、包装資材の再利用等により、包装廃棄物の発生を抑制します。 ○製品の製造においては、製造工程においてできるだけ廃棄物が発生せず、かつ資源化しやすいように工夫します。 ○従業員教育を通じて、ごみ排出量の削減や分別の徹底に努めます。 ○多量排出事業者は、減量・資源化に向けた計画書を策定し、履行します。 ○事業所において、リースやレンタルを活用します。

【コラム：リデュースに関連するサービス】

○レンタルとは…

ユーザー（市民や事業者）がレンタル会社から短期間、モノを借りるサービスです。レンタル会社に返却されたモノは、また別のユーザーが借りる、ということを繰り返すため、基本的には中古品となります。モノの管理はレンタル会社が行います。

○リースとは…

ユーザーがリース会社から長期間、モノを借りるサービスです。リース会社が購入した新品を借り、返却後はリース会社により適切に資源化や処理・処分されます。ユーザーはモノを自分の持ち物のように使うことができ、日常の管理もユーザーが行います。

レンタルとの違いは、長期間であることや、新品であること、ユーザーが管理すること等です。また、料金は月々払いとなるため初期投資が必要ない点や、使い終わった後のユーザーによる処分が必要ない点で、購入とも違うサービスとなります。

○シェアリングとは…

シェアリング会社や個人のモノ等を、インターネット等を通じて複数のユーザーで共有するサービスです。個人のスキルや時間等、形のないものも対象となります。

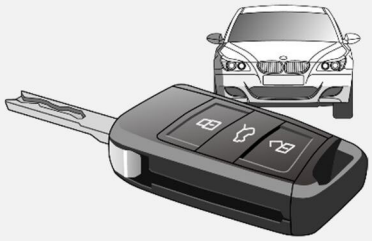
空間：貸会議室や、コワーキングスペース、空き部屋を貸し出す民泊、
　　空きスペースを駐車場として貸し出す駐車場シェアリング等

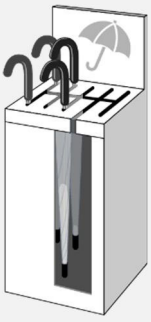
移動：相乗りや、車や自転車等を共有して使用するカーシェアやシェアサイクル等

スキル：生活スキルを活かした家事・育児代行や、企業が専門知識を持つ不特定
　　多数の人に仕事を発注するクラウドソーシング等

お金：目的のために、不特定多数から資金を集めるクラウドファンディング等







○サブスクリプションとは…



ユーザーが、モノやサービスそのものではなく、それらを一定期間利用する権利を購入するサービスで、いわゆる「定額制」のサービスを指します。

その都度ではなく、一定期間継続して利用するという点で、シェアリングとは異なるサービスとなります。

音楽や動画、ゲーム等のコンテンツや、アプリ等のソフトウェア、通い放題のジムやスクール等、身の回りの様々なものがサブスクリプションサービスとなっています。

（５）リユース（Reuse：まだ使えるものの再利用）の推進

ものを捨てずに再利用するために、市民間や事業者のリユースの取り組みを積極的に活用するとともに、行政は安全にリユースを行うための制度について検討します。

行政（市）	○まだ使えるものを有効に活用するための取り組み周知を行います。 ・フリマアプリやリユースショップの活用促進 ・「リユース祭り」やリサイクル家具等の販売の推進 ・粗大ごみ受付時のリユースショップ活用等への誘導（呼びかけ） ○市民間のリユース活動を促進します。 ・エコプラザ西東京で「譲ります／譲ってください」の情報を掲示する「リユース掲示板」の普及啓発 ・玄関先で不用品の譲渡を行う「０円均一」活動の普及啓発 ○先進事例を基に、リユースを推進する新たな取り組みを検討します。 ・不用品譲渡を仲介する民間事業者との連携の検討 ・マイボトル持参による割引制度等の検討 ・市民や事業者がリユース取引を行う際の信頼性を確保するための認証制度の整備等の検討
市民	○まだ使用することができるが不用になったものは、フリマアプリやリユースショップ、「リユース掲示板」、「０円均一」を活用します。
事業者	○市民がリユース活動をした場合の割引等、インセンティブ効果のある取り組みを検討します。

（６）リサイクル（Recycle：ごみとして排出されたものの再生利用）の推進

事業者や行政は資源物のリサイクルルートを拡充・強化し、市民は、資源化可能なものをごみとして捨てずに、事業者や行政のリサイクルルートを活用します。

行政（市）	○資源物の分別収集を継続するとともに、分別排出を促進します。 ・資源物や生ごみ、せん定枝等の分別収集の継続 ・可燃ごみや不燃ごみ中の資源物の分別排出の促進 ・「ざつがみばっぐ（雑紙収納袋）」の作り方の周知や公共施設での配布等、市民が取り組みやすい分別排出方法の周知啓発 ○市民団体や自治会・町内会、集合住宅等による資源物の集団回収活動、事業者と連携した店頭回収を推進します。 ・集団回収を行う団体への奨励金の交付 ・市と事業者の協働による資源物店頭回収事業の推進 ・資源物店頭回収事業の広報等による周知啓発 ○プラスチックの処理方法について柳泉園組合及び構成市と協議します。 ・*「p71（２）プラスチック類の発生抑制・資源循環」参照* ○使用済み小型家電等の再資源化を推進します。 ・回収方法や回収対象品目等の見直しの検討 ・家電小売店による店頭回収や買い替え時回収、小型家電リサイクル法に基づく認定業者による回収の利用推進 ○新たな資源化事業の導入等、資源化の拡充について検討します。 ・民間事業者による新たな資源化の、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認した上での積極的な活用の検討 ・障害者施設や作業所等へのリサイクル作業の協力依頼の検討
市民	○適正に資源化するため、分別区分を守って資源物を排出します。 ○事業者が実施する食品トレイ、ペットボトル、牛乳パック、飲料用缶、古着等の資源物の店頭回収を活用します。 ○市民団体や自治会･町内会、集合住宅単位等での集団回収を有効利用します。 ○使用済み小型家電について、行政や事業者による回収を活用します。
事業者	○資源物の店頭回収に積極的に取り組みます。 ・店舗や事業所において資源物の独自の店頭回収を推進します。 ・空きスペースを市民や行政との協働による資源物店頭回収等の活動拠点として活用します。 ○機密文書や食品廃棄物等について、資源化や適正処理に努めます。

（７）４Ｒの推進に向けた情報収集

市民・事業者・行政は４Ｒの推進に向けて積極的に情報を収集します。

行政（市）	○ごみの発生抑制や再資源化を促進する方法について、先進事例等を調査、検討します。
市民	○環境問題について関心を持ち、インターネットやテレビ、新聞等を通じて関連する情報を収集し、日常生活において、環境に配慮した行動を実践します。 ○行政や市民団体、事業者等が開催するイベントや活動の情報を積極的に収集し、参加します。 ○周囲の人と環境情報や学んだ知識について共有します。
事業者	○行政や市民団体、他の事業者等が開催するイベントや活動に積極的に参加・協力します。 ○行政や市民団体、他の事業者等が提供する環境情報を積極的に収集し、事業活動に活用します。 ○事業者同士のつながりを構築し、環境情報の交換等を行います。

基本方針４：安全・安定な適正処理・処分の実施

（１）安全かつ効率的なごみ収集の推進

行政は、市民や事業者に対し適正な排出方法の周知啓発を行い、市民や事業者は、ルールに則り適切に排出します。

行政（市）	○効率的かつ環境にやさしい収集運搬体制を維持します。 ○市民のごみの適正排出の促進と市民サービスの充実を図ります。 ・ごみの適正排出に向けたさらなる周知方法の検討 ・戸別収集方式の継続による排出者の責任の明確化 ・ふれあい収集による、高齢者や障害のある方等のごみ出しや分別が困難な世帯への支援及び適正排出の促進 ・ごみ収集作業員からの報告等に基づく、ルール違反が著しい集合住宅への個別指導 ・集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度の活用、周知啓発 ・新規集合住宅や新興住宅地、単身者、外国人、転入者等に対しての、地域コミュニティも活用した排出ルールの個別指導や事業者と連携した適正排出の促進 ○排出者責任や拡大生産者責任に基づく事業者のごみ排出ルールを徹底します。 ・「事業者向け廃棄物処理の手引き」による処理・処分方法の周知 ・小規模事業者が排出者責任を果たせるような方策の検討 ○不適正排出を防止します。 ・行政が収集しないタイヤ、バッテリー等は、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導 ・医療系廃棄物の医療機関・薬局等による回収等の促進と、市民への適正な処理・回収ルート活用の啓発 ・広報等による、ごみの不法投棄や散乱の防止啓発 ○収集車両や処理施設での火災の原因となる小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の分別徹底を促進します。 ・広報や市のホームページ等で分別徹底や回収場所の周知 ・リサイクル協力店や行政での回収場所拡大
市民	○「西東京市ごみの分け方・出し方」を確認し、ごみ・資源物の適正な分別を行い、ルールを守って排出します。
事業者	○事業系一般廃棄物は、家庭系ごみの分別区分に準じて、一般廃棄物処理業許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。

事業者（続き）	○排出者責任や拡大生産者責任に基づき、「事業者向け廃棄物処理の手引き」を活用し、ごみの発生抑制や資源化、適切な処理・処分を図ります。 ○収集運搬事業者は、収集運搬体制の維持に向けた方策を検討します。 ○行政が分別区分の見直しを行う場合には、収集運搬体制について、行政と協議します。

（２）広域処理の推進

効率的かつ安定的な広域処理を継続するとともに、災害時に備え、平時から災害廃棄物等の処理に備えます。

行政（市）	○柳泉園組合における、構成市との広域処理により、ごみ・資源の適正処理と資源循環、埋立量ゼロを継続します。 ・分別収集したごみを中間処理し、可能な限り資源化 ・資源化が困難なごみは焼却処理やガス化溶融により発電や余熱回収を行い有効活用（サーマルリサイクル） ・焼却処理に伴う発電電力は場内での利用や電力会社へ売電 ・焼却処理に伴い回収した余熱は室内プール、浴場へ熱供給 ○柳泉園組合及び構成市と、適正な処理の継続に向けた検討を行います。 ・柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設等の適切な維持管理、施設の更新について検討 ・ごみ処理事業の継続性や安定性を維持しつつ、効率的なごみ処理方法について検討 ○災害時に発生する廃棄物の、柳泉園組合及び構成市も含めた処理体制を構築します。 ・「西東京市地域防災計画」や「西東京市災害廃棄物処理計画」の策定 ・災害廃棄物等の処理に係る協定の締結、調整・協議の実施 ・「西東京市災害廃棄物処理計画」に基づく適切なごみ・し尿の処理
市民	○ごみの適正な分別・排出を行い、広域処理の安定的かつ効率的な運営に協力します。 ○平時から災害時のごみの分別方法や排出ルールについて理解するよう努め、災害時には市の指示に従い、適正に排出します。
事業者	○行政の資源化事業に協力します。 ○災害廃棄物等の処理に係る協定の締結や支援活動等に協力します。

第２章　生活排水処理基本計画

第１節　生活排水処理の体系

１　生活排水処理フロー

本市の生活排水処理の体系を図 ２－１に示します。

本市の集合処理施設としては、公共下水道が整備されており、し尿と生活雑排水の処理を行っています。また個別処理としては単独処理浄化槽があり、単独処理浄化槽、及びし尿汲取便槽から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設で処理を行っています。

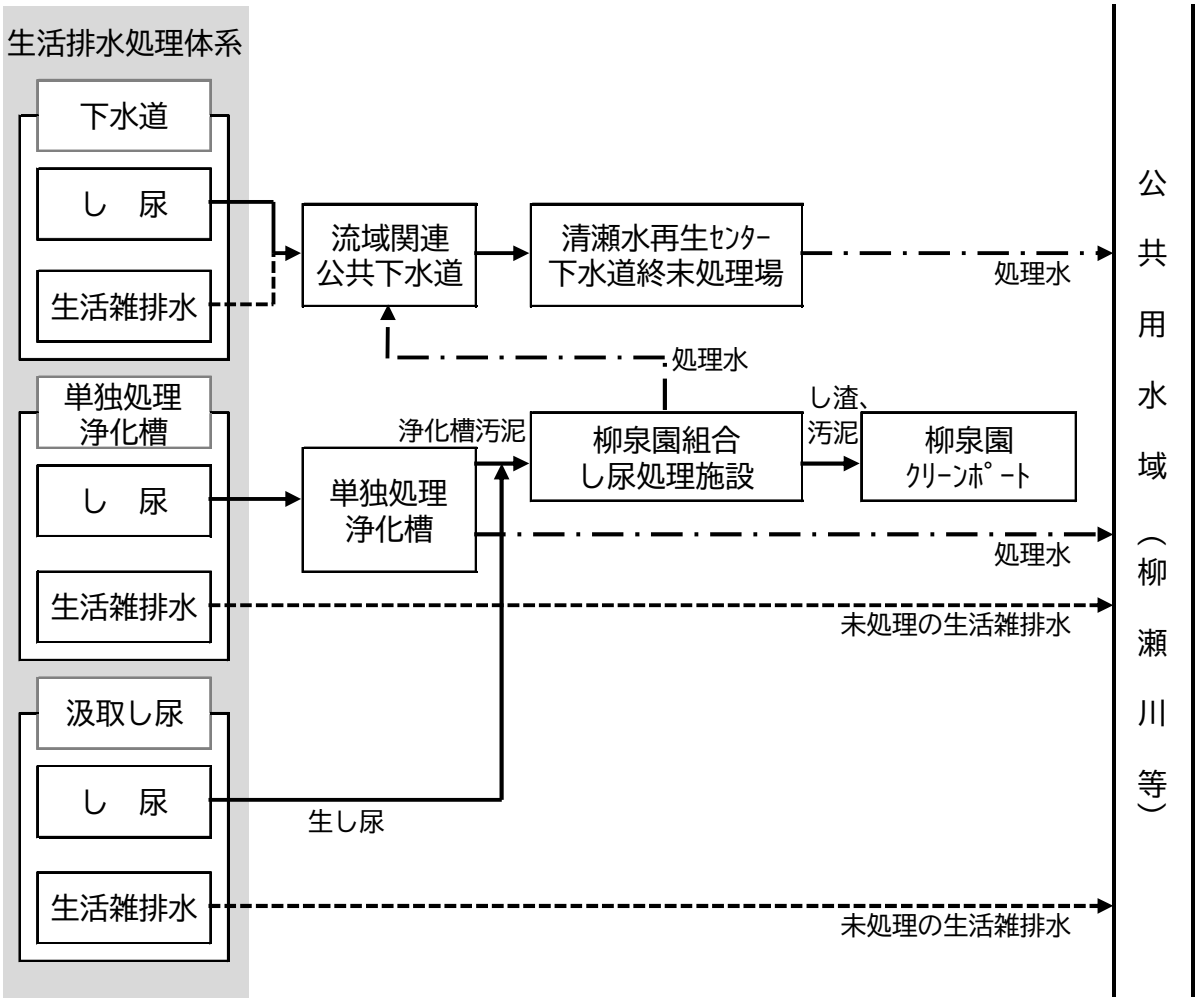


図 ２－１　生活排水処理の体系

２　生活排水の現状

（１）下水道普及率

公共下水道の普及率を表 ２－１に示します。

公共下水道の普及率は約 100％で推移しており、市域では、ほぼ全域に下水道が普及しています。

表 ２－１　下水道普及率

項目／年度	行政区域人口（A）人	処理区域人口（B）人	下水道接続人口 人	普及率（B/A）％
令和３年度	205,726	205,725	200,705	100.0
令和４年度	205,943	205,942	201,020	100.0
令和５年度	205,737	205,736	200,907	100.0
令和６年度	206,302	206,301	201,538	100.0
令和７年度	207,386	207,385	202,689	100.0

※資料：事務報告書（下水道課）（３月31日現在）

（２）し尿及び浄化槽汚泥搬入量

し尿及び浄化槽汚泥の、柳泉園組合への搬入量の推移を表 ２－２に示します。

し尿量は増減していますが、浄化槽汚泥量は概ね減少傾向となっています。

表 ２－２　し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の推移

項目／年度	搬入量				１日当たり搬入量（年間日平均）	
	し尿	浄化槽汚泥		合計		
		搬入量	混入率 ※１		搬入量	搬入率 ※２
	kL/年	kL/年	％	kL/年	kL/日	％
令和３年度	167	197	54.1	364	1.0	2.9
令和４年度	167	185	52.6	352	1.0	2.9
令和５年度	148	178	54.6	326	0.9	2.6
令和６年度	170	188	52.5	358	1.0	2.9
令和７年度	153	135	46.9	288	0.8	2.3

※１　し尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※２　柳泉園組合し尿処理施設の施設規模（35 kL/日）に対する比率を示します。

※資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

（３）収集・運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、市内全域の公共下水道未接続世帯を対象にしています。

し尿は委託業者が月に１回、浄化槽汚泥は許可業者が随時収集しています。収集したし尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設に搬入しています。

（４）処理方法

柳泉園組合し尿処理施設の概要を表 ２－３に、処理フローを図 ２－２に示します。

柳泉園組合し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、施設内で適正処理された後、下水道に希釈放流しています。なお、前処理工程から発生するし渣、及び脱水処理工程から発生する脱水汚泥は、柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で焼却処理された後、エコセメントの原料として再利用されています。

表 ２－３　し尿処理施設の概要

区　分	内　　容
施設名称	し尿処理施設
所在地	東久留米市下里 ４-３-10
建設年月	着工：平成７年６月 竣工：平成８年３月
種類	前処理脱水方式
処理能力	35kL/日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
主要設備	前処理設備：破砕機、ドラムスクリーン、スクリュープレス 脱水設備　：脱水機 脱臭設備　：洗浄塔、ミストセパレータ、活性炭吸着塔
総事業費	576,800 千円

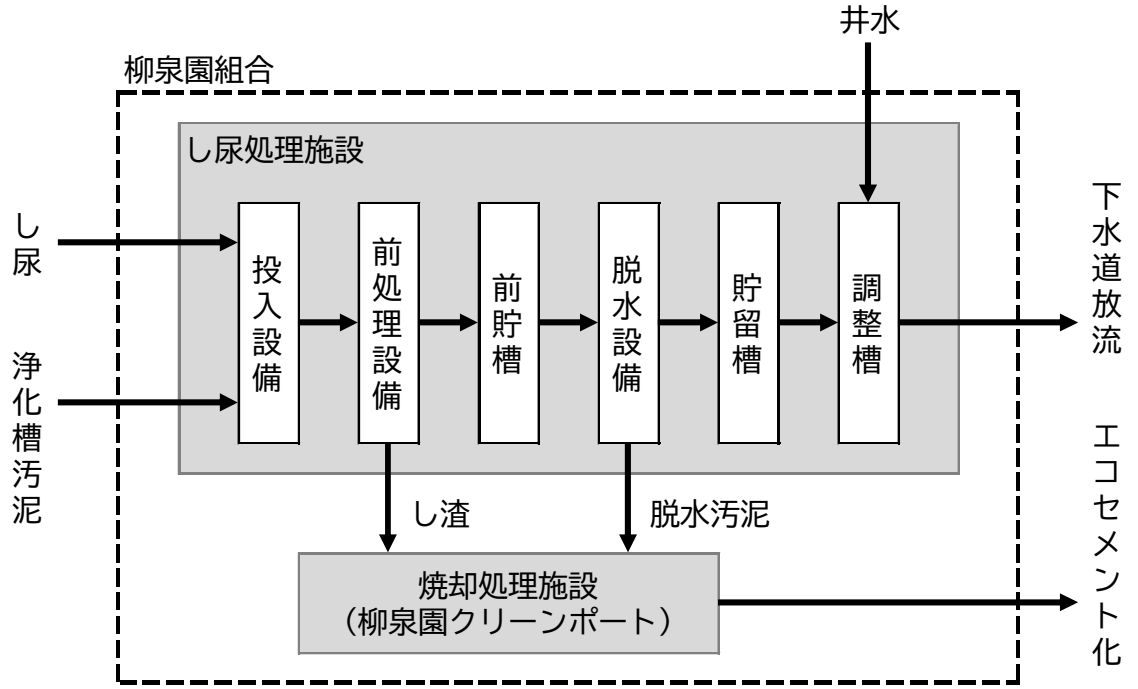


図 ２－２　生活排水の処理フロー

３　生活排水の処理における課題

「２　生活排水の現状」に基づく本市の課題は以下のとおりです。

（１）公共下水道への接続促進

公共下水道の普及率は約 100％であるものの、一部世帯が下水道未接続となっています。

そのため、下水道未接続世帯である浄化槽使用世帯、し尿汲取り世帯の、公共下水道への接続を促進する必要があります。

（２）処理量減少への対応

公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量及びし尿処理施設での処理量は減少します。

そのため、経済的、効率的な処理について検討する必要があります。

（３）バキューム車の維持

本市では、民間事業者に委託して、バキューム車によるし尿及び浄化槽汚泥の収集を行っています。し尿及び浄化槽汚泥の発生量は概ね減少傾向にありますが、工事現場や有事の際における仮設トイレのし尿収集もバキューム車で行うことから、バキューム車は必要不可欠となります。

そのため、バキューム車の保有、維持の方策について、検討する必要があります。

第２節　生活排水処理量の推計

し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果を表 ２－４に示します。

表 ２－４　し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

項目／年度		搬入量				１日当たり搬入量（年間日平均）	
		し尿	浄化槽汚泥		合計		
			搬入量	混入率 ※１		搬入量	搬入率 ※２
		kL/年	kL/年	%	kL/年	kL/日	%
実績	令和３年度	167	197	54.1	364	1.0	2.9
	令和４年度	167	185	52.6	352	1.0	2.9
	令和５年度	148	178	54.6	326	0.9	2.6
	令和６年度	170	188	52.5	358	1.0	2.9
	令和７年度	153	135	46.9	288	0.8	2.3
予測	令和８年度	138	130	48.6	268	0.7	2.0
	令和９年度	138	131	48.6	269	0.7	2.0
	令和10年度	131	130	49.8	262	0.7	2.0
	令和11年度	125	124	49.9	249	0.7	2.0
	令和12年度	119	124	51.2	243	0.7	2.0
	令和13年度	111	125	52.9	236	0.6	1.7
	令和14年度	111	124	52.9	235	0.6	1.7
	令和15年度	99	118	54.4	218	0.6	1.7
	令和16年度	91	118	56.4	210	0.6	1.7
	令和17年度	85	119	58.2	204	0.6	1.7
	令和18年度	79	118	60.1	197	0.5	1.4

※１　し尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。
※２　柳泉園組合し尿処理施設の施設規模（35 kL/日）に対する比率を示します。
※３　端数調整により合計が合わない場合があります。

第３節　生活排水の適正処理計画

１　基本方針

本市では、ほぼ全域に公共下水道が普及しており、生活排水処理はほとんどが公共下水道によりますが、汲み取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯も一部あります。

したがって、公共下水道への接続を促進するとともに、し尿処理事業が今後確実に規模縮小していくことを前提に、適正かつ合理的なし尿処理事業を推進することを基本方針とします。

２　目標年度

本計画の計画期間は、令和９年度を初年度とし、令和 18 年度を目標年度とする 10 年間とします。なお、本計画は５年後の令和 14 年度（第２期計画期間の計画目標年度）を目処として見直しを行います。

３　計画目標

完全水洗化を推進し、衛生的かつ合理的な処理事業を展開します。

４　収集・運搬計画

し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者による収集・運搬を継続します。収集件数は今後も減少すると想定されることから、適正かつ効率的な収集システムの構築を検討します。

５　中間処理計画

下水道の普及による汲み取り便槽や単独処理浄化槽の利用者の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は減少すると想定されます。

経済的かつ効率的にし尿及び浄化槽汚泥の中間処理を行うため、組合構成市とともに、柳泉園組合における共同処理を継続します。

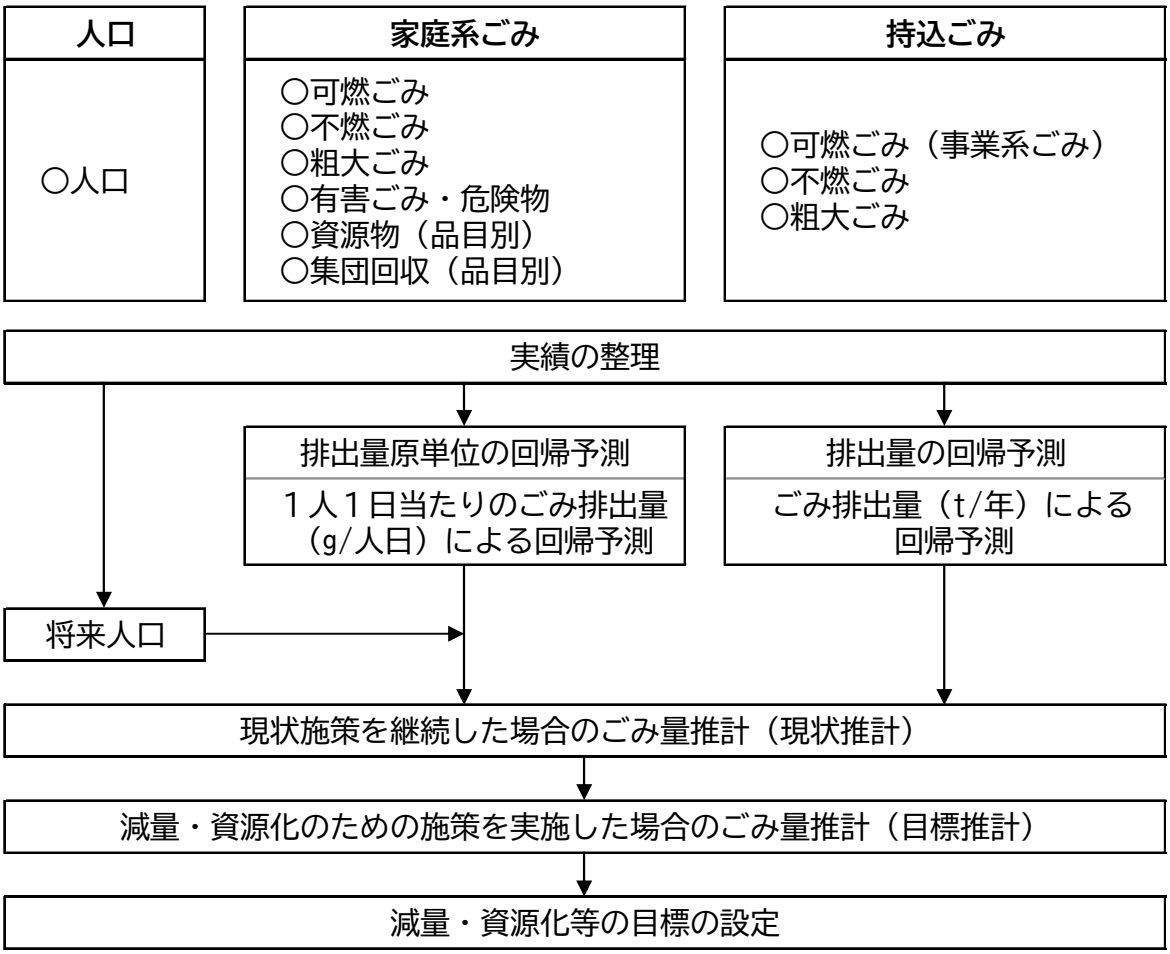
また、適正な処理を継続するため、柳泉園組合し尿処理施設における維持管理について、組合及び構成市で適宜検討を行います。

資　料　編

第１節　将来ごみ量の推計

１　推計方法

本計画の計画期間である令和９年度から令和 18 年度の 10 年間における人口及びごみ量については、前回計画の予測方法を基本とし、資料図１に示すフローに沿って推計を行います。



資料図　１　ごみ排出量推計フロー

２　将来人口推計

本市の将来人口については、本市が令和４年 11 月に策定している「西東京市人口推計調査報告書」（以下、「人口推計調査」という。）において将来推計人口（各年４月１日時点）を公表していることから、これを基に設定します。

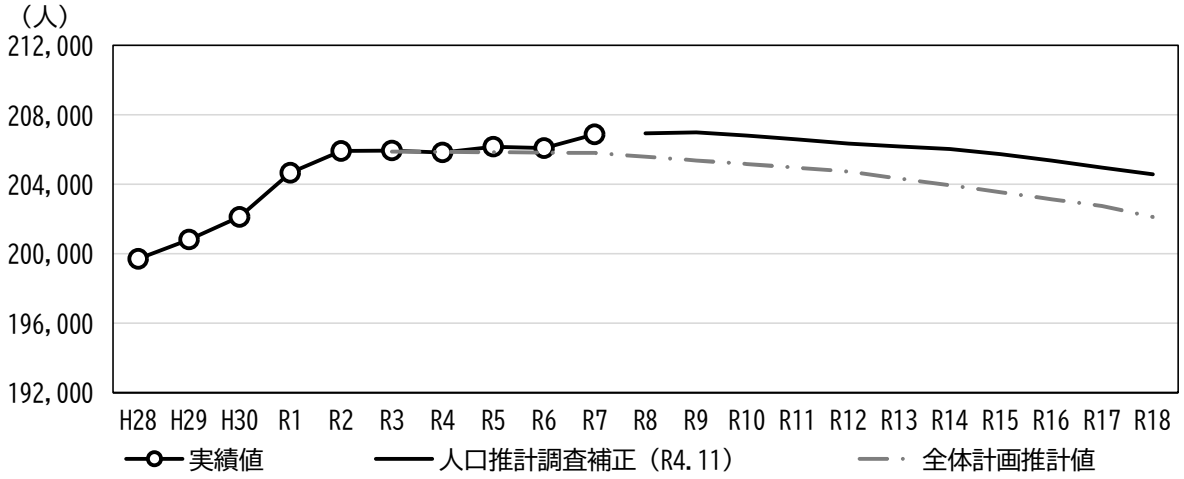
推計から３年が経過していることや、本計画で整理している人口と時点が異なることから、令和７年度の 10 月１日時点の実績人口を用いて補正した結果を、将来人口として採用します。

将来人口推計結果を資料表１及び資料図２に示します。前回計画と比較すると、人口増加の影響を受けて上方修正となっています。

資料表 １　将来人口の推計

年度	実績値	人口推計調査	人口推計調査補正（採用）
平成28年度	199,698		
平成29年度	200,817	**200,098**	
平成30年度	202,115	**201,292**	
令和元年度	204,658	**203,222**	
令和２年度	205,907	**205,653**	
令和３年度	205,943	**206,067**	
令和４年度	205,829	**205,726**	
令和５年度	206,156	**205,792**	
令和６年度	206,073	**205,801**	
令和７年度	206,872	**205,776**	
令和８年度		**205,843**	206,939
令和９年度		**205,877**	206,973
令和10年度		**205,697**	206,793
令和11年度		**205,479**	206,575
令和12年度		**205,242**	206,338
令和13年度		**205,084**	206,180
令和14年度		**204,940**	206,036
令和15年度		**204,635**	205,731
令和16年度		**204,268**	205,364
令和17年度		**203,854**	204,950
令和18年度		**203,479**	204,575

※１　実績値は10月１日時点、人口推計調査は４月１日時点。
※２　太字網掛けは資料の公表値・予測値。
※３　人口推計調査の将来推計人口について、令和７年度の
　　実績人口との差分（－1,096人）を用いて補正。



資料図 ２　将来人口の推計

３　将来ごみ量推計

ある変数（目的変数）について、別の変数（説明変数）を用いて将来の値を予測するための式を回帰式と言います。

将来ごみ排出量の推計に当たっては、ごみ排出量原単位、またはごみ排出量の実績値（＝目的変数）について、時系列（＝説明変数）に沿って将来ごみ量を予測する回帰予測を行います。

本計画では、アフターコロナとして、新型コロナウイルス感染症が発生した後のごみ量について検討を行うため、過去５年間（令和３年度～令和７年度）のごみ量実績値を基に回帰予測を行います。

本計画で用いる回帰式を資料表 ２に示します。品目ごとに、これらの式による予測値のうち、予測値としての整合性や実績値を踏まえ、採用する将来ごみ排出量を決定します。

資料表 ２　本計画で用いる回帰式

回帰式	
①　直線式	$Y = aX + b$
②　分数式	$Y = a/X + b$
③　ルート式	$Y = a\sqrt{X} + b$
④　対数式	$Y = \log X + b$
⑤　べき乗式	$Y = aX^{b}$
⑥　指数式	$Y = ab^{X}$

※　Ｙ：目的変数、Ｘ：説明変数
　　ａ，ｂ:実績値より定まる定数

家庭系ごみ（行政回収）、資源及び集団回収の各品目のごみ排出量については、1人1日あたりの排出量（排出量原単位）をそれぞれ回帰予測により設定し、将来人口及び年間日数を乗じることによって推計を行います。

また、持込ごみの排出量については、各品目別のごみ排出量そのものを、それぞれ回帰予測により推計を行います。

本計画で採用した回帰式を資料表 3に示します。

資料表 3　本計画で採用した回帰式

区分		採用式
家庭系ごみ（行政回収）	可燃ごみ	分数式
	不燃ごみ	分数式
	粗大ごみ	対数式
	有害ごみ・危険物	分数式
持込ごみ	可燃ごみ（事業系）	べき乗式
	不燃ごみ	分数式
	粗大ごみ	ルート式
資源	びん	対数式
	缶	対数式
	ペットボトル	分数式
	古紙・古布類	対数式
	プラスチック容器包装類	分数式
	金属類・非鉄類	対数式
	小型家電	分数式
	廃食用油	対数式
	一次処理・生ごみ	ルート式
	せん定枝	対数式
集団回収	紙類	対数式
	布類	分数式

4　推計結果

回帰予測による現状推計結果を資料表４～資料表７に、また、「第６節　ごみ処理基本計画」に示す施策を講じた場合の目標推計結果を資料表８～資料表１１に示します。

資料表 4　排出量の推計結果（現状推計）

区分	単位	実績値										予測値										
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
総排出量	**t/年**	**50,087**	**50,130**	**50,353**	**50,222**	**51,742**	**50,530**	**48,734**	**47,243**	**46,385**	**45,644**	**44,957**	**44,933**	**44,664**	**44,508**	**44,359**	**44,310**	**44,071**	**43,922**	**43,770**	**43,716**	**43,475**
ごみ量	**t/年**	**33,265**	**33,453**	**33,845**	**34,047**	**34,877**	**34,121**	**32,967**	**32,246**	**31,776**	**31,524**	**31,495**	**31,607**	**31,552**	**31,557**	**31,552**	**31,595**	**31,510**	**31,474**	**31,432**	**31,453**	**31,346**
家庭系	t/年	26,540	26,458	26,527	27,222	28,830	27,932	26,682	25,965	25,386	25,069	25,047	25,134	25,058	25,045	25,023	25,051	24,952	24,904	24,850	24,860	24,742
事業系	t/年	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047	6,189	6,285	6,281	6,390	6,455	6,448	6,473	6,494	6,512	6,529	6,544	6,558	6,570	6,582	6,593	6,604
家庭系ごみ（行政回収）	t/年	26,459	26,344	26,390	27,072	28,658	27,750	26,522	25,762	25,147	24,830	24,807	24,887	24,805	24,785	24,758	24,781	24,676	24,623	24,564	24,570	24,448
可燃ごみ	t/年	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183	23,658	22,735	21,922	21,232	20,983	20,990	21,051	20,975	20,953	20,924	20,935	20,839	20,786	20,731	20,730	20,622
不燃ごみ	t/年	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871	3,405	3,246	3,263	3,159	3,111	3,112	3,121	3,110	3,106	3,103	3,109	3,098	3,094	3,088	3,090	3,076
粗大ごみ	t/年	141	141	153	310	543	629	487	527	707	683	655	665	670	676	682	688	690	694	696	701	701
有害ごみ・危険物	t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53	50	50	50	50	49	49	49	49	49	49	49
持込ごみ	t/年	6,806	7,109	7,455	6,975	6,219	6,371	6,445	6,484	6,629	6,694	6,688	6,720	6,747	6,772	6,794	6,814	6,834	6,851	6,868	6,883	6,898
可燃ごみ（事業系）	t/年	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047	6,189	6,285	6,281	6,390	6,455	6,448	6,473	6,494	6,512	6,529	6,544	6,558	6,570	6,582	6,593	6,604
不燃ごみ	t/年	30	30	35	32	37	46	37	52	78	69	66	67	67	68	68	68	69	69	69	69	69
粗大ごみ	t/年	51	84	102	118	135	136	123	151	161	170	174	180	186	192	197	202	207	212	217	221	225
資源量	t/年	16,822	16,677	16,508	16,175	16,865	16,409	15,767	14,997	14,609	14,120	13,462	13,326	13,112	12,951	12,807	12,715	12,561	12,448	12,338	12,263	12,129
行政回収	t/年	13,606	13,561	13,442	13,296	14,096	13,777	13,258	12,621	12,361	12,020	11,363	11,253	11,086	10,964	10,853	10,787	10,666	10,579	10,495	10,439	10,332
びん	t/年	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852	1,801	1,688	1,620	1,547	1,500	1,477	1,452	1,422	1,398	1,376	1,361	1,339	1,322	1,306	1,294	1,276
缶	t/年	517	531	529	511	565	577	559	527	509	488	486	479	469	462	456	451	444	439	435	431	425
ペットボトル	t/年	634	652	732	741	789	810	782	797	807	800	798	800	797	796	795	796	793	792	791	791	788
古紙・古布類	t/年	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687	6,471	6,313	5,915	5,729	5,607	5,539	5,465	5,367	5,292	5,224	5,180	5,111	5,057	5,005	4,968	4,908
プラスチック容器包装類	t/年	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777	2,794	2,633	2,574	2,541	2,516	2,517	2,516	2,501	2,493	2,486	2,488	2,476	2,471	2,465	2,465	2,452
硬質プラスチック	t/年	45	47	45																		
金属類	t/年	379	388	392	406	490	401	370	369	338	307	307	301	291	284	277	272	265	260	255	251	246
非鉄類	t/年	70	68	68	39	28	15															
小型家電	t/年	352	345	349	251	224	231	240	233	236	241	239	240	239	239	239	239	238	238	238	239	237
廃食用油	t/年	52	50	51	51	51	46	44	41	38	38	37	36	35	35	34	33	33	32	32	32	31
せん定枝	t/年	500	600	600	600	600	600	600	515	587	495	495	497	495	493	487	482	476	471	466	463	457
一次処理・生ごみ	t/年	27	31	32	31	33	31	29	30	29	28	28	28	27	27	26	26	26	26	25	26	25
集団回収	t/年	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769	2,632	2,509	2,376	2,248	2,100	2,099	2,073	2,026	1,987	1,954	1,928	1,895	1,869	1,843	1,824	1,797
紙類	t/年	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424	2,313	2,234	2,103	1,968	1,831	1,832	1,807	1,762	1,724	1,692	1,666	1,635	1,609	1,584	1,565	1,539
布類	t/年	304	318	334	332	345	319	275	273	280	269	267	266	264	263	262	262	260	260	259	259	258
令和4年度に対する総排出量削減率	**%**	**-2.8**	**-2.9**	**-3.3**	**-3.1**	**-6.2**	**-3.7**	**0.0**	**3.1**	**4.8**	**6.3**	**7.8**	**7.8**	**8.4**	**8.7**	**9.0**	**9.1**	**9.6**	**9.9**	**10.2**	**10.3**	**10.8**

※端数調整により合計が合わない場合があります。

資料表 5　排出量原単位の推計結果（現状推計）

区分	単位	実績値										予測値										
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
人口（10月１日）	人	199,698	200,817	202,115	204,658	205,907	205,943	205,829	206,156	206,073	206,872	206,939	206,973	206,793	206,575	206,338	206,180	206,036	205,731	205,364	204,950	204,575
総排出量	g/人日	687	684	683	670	688	672	649	626	617	604	603	601	599	598	596	594	593	592	591	590	589
ごみ量	g/人日	456	456	459	455	464	454	439	427	422	417	417	417	418	419	419	419	419	419	419	419	420
家庭系	**g/人日**	**364**	**361**	**360**	**363**	**384**	**372**	**355**	**344**	**338**	**332**	**332**	**332**	**332**	**332**	**332**	**332**	**332**	**332**	**332**	**331**	**331**
事業系	g/人日	92	95	99	91	80	82	84	83	85	85	85	85	86	86	87	87	87	87	88	88	88
家庭系ごみ（行政回収）	**g/人日**	**363**	**359**	**358**	**361**	**381**	**369**	**353**	**341**	**334**	**329**	**328**	**329**	**329**	**329**	**329**	**328**	**328**	**328**	**328**	**328**	**327**
可燃ごみ	g/人日	315	310	309	311	322	315	303	291	282	278	278	278	278	278	278	277	277	277	277	276	276
不燃ごみ	g/人日	45	47	46	46	52	45	43	43	42	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
粗大ごみ	g/人日	1.9	1.9	2.1	4.1	7.2	8.4	6.5	7.0	9.4	9.1	8.7	8.8	8.9	9.0	9.1	9.1	9.2	9.2	9.3	9.3	9.4
有害ごみ・危険物	g/人日	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
持込ごみ	g/人日	93	97	101	93	83	85	86	86	88	89	89	89	89	90	90	90	91	91	92	92	92
可燃ごみ（事業系）	g/人日	92	95	99	91	80	82	84	83	85	85	85	85	86	86	87	87	87	87	88	88	88
不燃ごみ	g/人日	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.6	0.5	0.7	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
粗大ごみ	g/人日	0.7	1.2	1.4	1.6	1.8	1.8	1.6	2.0	2.1	2.3	2.3	2.4	2.5	2.6	2.6	2.7	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0
資源量	g/人日	231	228	224	216	224	218	210	199	194	187	186	183	181	179	177	176	174	173	172	170	169
行政回収	g/人日	187	185	182	177	188	183	176	167	164	159	158	156	154	153	151	150	149	148	147	146	145
びん	g/人日	25	24	23	23	25	24	22	21	21	20	20	19	19	19	18	18	18	18	17	17	17
缶	g/人日	7.1	7.2	7.2	6.8	7.5	7.7	7.4	7.0	6.8	6.5	6.4	6.3	6.2	6.1	6.1	6.0	5.9	5.9	5.8	5.7	5.7
ペットボトル	g/人日	9	9	10	10	11	11	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
古紙・古布類	g/人日	93	91	87	85	89	86	84	78	76	74	73	72	71	70	69	69	68	67	67	66	66
プラスチック容器包装類	g/人日	33	33	34	35	37	37	35	34	34	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
硬質プラスチック	g/人日	0.6	0.6	0.6																		
金属類	g/人日	5.2	5.3	5.3	5.4	6.5	5.3	4.9	4.9	4.5	4.1	4.1	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5	3.5	3.4	3.3	3.3
非鉄類	g/人日	1.0	0.9	0.9	0.5	0.4	0.2															
小型家電	g/人日	4.8	4.7	4.7	3.4	3.0	3.1	3.2	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
廃食用油	g/人日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
せん定枝	g/人日	6.9	8.2	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	6.8	7.8	6.6	6.6	6.6	6.6	6.5	6.5	6.4	6.3	6.3	6.2	6.2	6.1
一次処理・生ごみ	g/人日	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
集団回収	g/人日	44	43	42	38	37	35	33	31	30	28	28	27	27	26	26	26	25	25	25	24	24
紙類	g/人日	40	38	37	34	32	31	30	28	26	24	24	24	23	23	22	22	22	21	21	21	21
布類	g/人日	4.2	4.3	4.5	4.4	4.6	4.2	3.7	3.6	3.7	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5

※端数調整により合計が合わない場合があります。

資料表 6　処理量の推計結果（現状推計）

区分	単位	実績値										予測値										
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
焼却処理施設	t/年	32,489	32,824	33,281	33,277	33,896	33,202	31,921	31,103	30,444	30,140	30,123	30,226	30,171	30,173	30,166	30,203	30,119	30,082	30,039	30,057	29,953
	g/人・日	**446**	**448**	**451**	**444**	**451**	**442**	**425**	**412**	**405**	**399**	**399**	**399**	**400**	**400**	**401**	**400**	**401**	**401**	**401**	**401**	**401**
処理量	t/年	29,689	29,718	30,097	30,094	30,230	29,847	29,020	28,203	27,622	27,438	27,438	27,524	27,469	27,465	27,453	27,479	27,397	27,356	27,313	27,323	27,226
家庭系・可燃ごみ（行政回収）	t/年	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183	23,658	22,735	21,922	21,232	20,983	20,990	21,051	20,975	20,953	20,924	20,935	20,839	20,786	20,731	20,730	20,622
事業系・可燃ごみ（直接持込）	t/年	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047	6,189	6,285	6,281	6,390	6,455	6,448	6,473	6,494	6,512	6,529	6,544	6,558	6,570	6,582	6,593	6,604
選別残さ	t/年	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,355	2,901	2,900	2,822	2,702	2,685	2,702	2,702	2,708	2,713	2,724	2,722	2,726	2,726	2,734	2,727
不燃・粗大ごみ処理施設可燃残さ	t/年	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,355	2,901	2,900	2,822	2,702	2,685	2,702	2,702	2,708	2,713	2,724	2,722	2,726	2,726	2,734	2,727
処理内訳 埋立処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理内訳 資源化	t/年	4,104	4,136	4,090	4,105	4,262	4,014	3,683	3,700	3,365	3,574	3,573	3,585	3,578	3,579	3,578	3,582	3,572	3,567	3,562	3,564	3,553
処理内訳 **焼却残さ（エコセメント化）**	**t/年**	**3,975**	**4,008**	**3,965**	**3,978**	**4,122**	**3,866**	**3,540**	**3,551**	**3,222**	**3,418**	**3,416**	**3,428**	**3,421**	**3,422**	**3,421**	**3,425**	**3,415**	**3,411**	**3,406**	**3,408**	**3,397**
処理内訳 鉄分残さ	t/年	129	128	125	127	140	148	143	149	143	156	157	157	157	157	157	157	157	156	156	156	156
不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	3,562	3,722	3,722	3,921	4,603	4,233	3,908	4,005	4,116	4,044	4,018	4,044	4,043	4,052	4,060	4,077	4,074	4,079	4,080	4,091	4,081
処理量	t/年	3,518	3,684	3,697	3,897	4,586	4,216	3,893	3,993	4,105	4,033	4,007	4,033	4,033	4,042	4,050	4,067	4,064	4,069	4,070	4,081	4,071
家庭系・不燃ごみ	t/年	3,326	3,459	3,442	3,469	3,908	3,451	3,283	3,315	3,237	3,180	3,178	3,188	3,177	3,174	3,171	3,177	3,167	3,163	3,157	3,159	3,145
行政回収	t/年	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871	3,405	3,246	3,263	3,159	3,111	3,112	3,121	3,110	3,106	3,103	3,109	3,098	3,094	3,088	3,090	3,076
直接持込	t/年	30	30	35	32	37	46	37	52	78	69	66	67	67	68	68	68	69	69	69	69	69
家庭系・粗大ごみ	t/年	192	225	255	428	678	765	610	678	868	853	829	845	856	868	879	890	897	906	913	922	926
行政回収	t/年	141	141	153	310	543	629	487	527	707	683	655	665	670	676	682	688	690	694	696	701	701
直接持込	t/年	51	84	102	118	135	136	123	151	161	170	174	180	186	192	197	202	207	212	217	221	225
選別残さ	t/年	44	38	25	24	17	17	15	12	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10
リサイクルセンター不燃残さ	t/年	44	38	25	24	17	17	15	12	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10
処理内訳 可燃残さ	t/年	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,355	2,901	2,900	2,822	2,702	2,685	2,702	2,702	2,708	2,713	2,724	2,722	2,726	2,726	2,734	2,727
処理内訳 資源化	t/年	666	666	668	707	805	932	983	1,021	1,207	1,268	1,260	1,268	1,268	1,271	1,273	1,279	1,278	1,279	1,279	1,283	1,279
回収鉄類等	t/年	253	257	253	280	355	365	317	290	327	357	355	357	357	358	358	360	360	360	360	361	360
不燃残さ	t/年	413	409	415	427	450	567	666	731	880	911	905	911	911	913	915	919	918	919	919	922	919
リサイクルセンター	t/年	2,953	2,948	2,994	2,954	3,206	3,188	3,029	2,944	2,863	2,788	2,761	2,731	2,688	2,656	2,627	2,608	2,576	2,553	2,532	2,516	2,489
びん類	t/年	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852	1,801	1,688	1,620	1,547	1,500	1,477	1,452	1,422	1,398	1,376	1,361	1,339	1,322	1,306	1,294	1,276
缶類	t/年	517	531	529	511	565	577	559	527	509	488	486	479	469	462	456	451	444	439	435	431	425
ペットボトル	t/年	634	652	732	741	789	810	782	797	807	800	798	800	797	796	795	796	793	792	791	791	788
処理内訳 不燃残さ（夾雑物）	t/年	44	38	25	24	17	17	15	12	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10
処理内訳 資源化	t/年	2,623	2,642	2,671	2,618	2,861	2,815	2,725	2,632	2,544	2,456	2,433	2,408	2,372	2,344	2,320	2,305	2,277	2,258	2,240	2,227	2,203
ガラス類・屑ガラス	t/年	1,528	1,524	1,478	1,428	1,555	1,509	1,449	1,383	1,293	1,246	1,227	1,206	1,181	1,161	1,143	1,131	1,112	1,098	1,085	1,075	1,060
金属類	t/年	494	500	500	483	540	524	504	469	452	423	421	415	407	400	395	391	385	381	377	374	368
ペットボトル	t/年	601	618	693	707	766	782	772	780	799	787	785	787	784	783	782	783	780	779	778	778	775
保管施設	t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53	50	50	50	50	49	49	49	49	49	49	49
有害ごみ	t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53	50	50	50	50	49	49	49	49	49	49	49
内訳 資源化	t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53	50	50	50	50	49	49	49	49	49	49	49
内訳 有害ごみ	t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53	50	50	50	50	49	49	49	49	49	49	49

資料表 7　資源化量の推計結果（現状推計）

区分	単位	実績値										予測値										
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
総資源化量	t/年	21,262	21,173	20,943	20,651	21,587	20,982	20,129	19,406	18,862	18,630	18,527	18,417	18,199	18,044	17,898	17,814	17,647	17,528	17,410	17,342	17,188
直接資源化	t/年	10,653	10,613	10,448	10,342	10,890	10,589	10,229	9,677	9,498	9,232	9,162	9,083	8,955	8,863	8,773	8,720	8,625	8,555	8,486	8,444	8,356
古紙・古布類	t/年	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687	6,471	6,313	5,915	5,729	5,607	5,539	5,465	5,367	5,292	5,224	5,180	5,111	5,057	5,005	4,968	4,908
プラスチック容器包装類	t/年	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777	2,794	2,633	2,574	2,541	2,516	2,517	2,516	2,501	2,493	2,486	2,488	2,476	2,471	2,465	2,465	2,452
硬質プラスチック	t/年	45	47	45																		
金属類	t/年	379	388	392	406	490	401	370	369	338	307	307	301	291	284	277	272	265	260	255	251	246
非鉄類	t/年	70	68	68	39	28	15															
小型家電	t/年	352	345	349	251	224	231	240	233	236	241	239	240	239	239	239	239	238	238	238	239	237
廃食用油	t/年	52	50	51	51	51	46	44	41	38	38	37	36	35	35	34	33	33	32	32	32	31
せん定枝	t/年	500	600	600	600	600	600	600	515	587	495	495	497	495	493	487	482	476	471	466	463	457
一次処理・生ごみ	t/年	27	31	32	31	33	31	29	30	29	28	28	28	27	27	26	26	26	26	25	26	25
中間処理後資源化	t/年	7,393	7,444	7,429	7,430	7,928	7,761	7,391	7,353	7,116	7,298	7,266	7,261	7,218	7,194	7,171	7,166	7,127	7,104	7,081	7,074	7,035
焼却処理施設	t/年	4,104	4,136	4,090	4,105	4,262	4,014	3,683	3,700	3,365	3,574	3,573	3,585	3,578	3,579	3,578	3,582	3,572	3,567	3,562	3,564	3,553
焼却残さ（エコセメント化）	t/年	3,975	4,008	3,965	3,978	4,122	3,866	3,540	3,551	3,222	3,418	3,416	3,428	3,421	3,422	3,421	3,425	3,415	3,411	3,406	3,408	3,397
鉄分残さ	t/年	129	128	125	127	140	148	143	149	143	156	157	157	157	157	157	157	157	156	156	156	156
不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	666	666	668	707	805	932	983	1,021	1,207	1,268	1,260	1,268	1,268	1,271	1,273	1,279	1,278	1,279	1,279	1,283	1,279
回収鉄類等	t/年	253	257	253	280	355	365	317	290	327	357	355	357	357	358	358	360	360	360	360	361	360
不燃残さ	t/年	413	409	415	427	450	567	666	731	880	911	905	911	911	913	915	919	918	919	919	922	919
リサイクルセンター	t/年	2,623	2,642	2,671	2,618	2,861	2,815	2,725	2,632	2,544	2,456	2433	2408	2372	2344	2320	2305	2277	2258	2240	2227	2203
ガラス類・屑ガラス	t/年	1,528	1,524	1,478	1,428	1,555	1,509	1,449	1,383	1,293	1,246	1,227	1,206	1,181	1,161	1,143	1,131	1,112	1,098	1,085	1,075	1,060
金属類	t/年	494	500	500	483	540	524	504	469	452	423	421	415	407	400	395	391	385	381	377	374	368
ペットボトル	t/年	601	618	693	707	766	782	772	780	799	787	785	787	784	783	782	783	780	779	778	778	775
集団回収	t/年	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769	2,632	2,509	2,376	2,248	2,100	2,099	2,073	2,026	1,987	1,954	1,928	1,895	1,869	1,843	1,824	1,797
紙類	t/年	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424	2,313	2,234	2,103	1,968	1,831	1,832	1,807	1,762	1,724	1,692	1,666	1,635	1,609	1,584	1,565	1,539
布類	t/年	304	318	334	332	345	319	275	273	280	269	267	266	264	263	262	262	260	260	259	259	258
再生利用率	%	**42.5**	**42.2**	**41.6**	**41.1**	**41.7**	**41.5**	**41.3**	**41.1**	**40.7**	**40.8**	**41.2**	**41.0**	**40.7**	**40.5**	**40.3**	**40.2**	**40.0**	**39.9**	**39.8**	**39.7**	**39.5**
資源化率	%	33.6	33.3	32.8	32.2	32.6	32.5	32.4	31.7	31.5	30.9	29.9	29.7	29.4	29.1	28.9	28.7	28.5	28.3	28.2	28.1	27.9

※再生利用率＝総資源化量÷総排出量

※資源化率＝資源量（行政回収＋集団回収）÷総排出量

資料表 8　排出量の推計結果（目標推計）

区分	単位	実績値										予測値										
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
総排出量	**t/年**	**50,087**	**50,130**	**50,353**	**50,222**	**51,742**	**50,530**	**48,734**	**47,243**	**46,385**	**45,644**	**44,978**	**44,860**	**44,497**	**44,252**	**44,010**	**43,870**	**43,545**	**43,306**	**43,068**	**42,926**	**42,599**
ごみ量	**t/年**	**33,265**	**33,453**	**33,845**	**34,047**	**34,877**	**34,121**	**32,967**	**32,246**	**31,776**	**31,524**	**31,516**	**31,524**	**31,364**	**31,268**	**31,159**	**31,102**	**30,919**	**30,783**	**30,644**	**30,566**	**30,363**
家庭系	t/年	26,540	26,458	26,527	27,222	28,830	27,932	26,682	25,965	25,386	25,069	25,068	25,083	24,935	24,854	24,761	24,722	24,558	24,443	24,325	24,270	24,089
事業系	t/年	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047	6,189	6,285	6,281	6,390	6,455	6,448	6,441	6,429	6,414	6,398	6,380	6,361	6,340	6,319	6,296	6,274
家庭系ごみ（行政回収）	t/年	26,459	26,344	26,390	27,072	28,658	27,750	26,522	25,762	25,147	24,830	24,832	24,846	24,698	24,616	24,523	24,484	24,319	24,204	24,086	24,031	23,850
可燃ごみ	t/年	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183	23,658	22,735	21,922	21,232	20,983	20,990	21,005	20,883	20,815	20,740	20,705	20,564	20,466	20,366	20,320	20,168
不燃ごみ	t/年	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871	3,405	3,246	3,263	3,159	3,111	3,112	3,109	3,086	3,072	3,056	3,051	3,029	3,013	2,996	2,987	2,961
粗大ごみ	t/年	141	141	153	310	543	629	487	527	707	683	680	682	679	679	678	679	677	676	675	675	672
有害ごみ・危険物	t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53	50	50	50	50	49	49	49	49	49	49	49
持込ごみ	t/年	6,806	7,109	7,455	6,975	6,219	6,371	6,445	6,484	6,629	6,694	6,684	6,678	6,666	6,652	6,636	6,618	6,600	6,579	6,558	6,535	6,513
可燃ごみ（事業系）	t/年	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047	6,189	6,285	6,281	6,390	6,455	6,448	6,441	6,429	6,414	6,398	6,380	6,361	6,340	6,319	6,296	6,274
不燃ごみ	t/年	30	30	35	32	37	46	37	52	78	69	66	67	67	68	68	68	69	69	69	69	69
粗大ごみ	t/年	51	84	102	118	135	136	123	151	161	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
資源量	t/年	16,822	16,677	16,508	16,175	16,865	16,409	15,767	14,997	14,609	14,120	13,462	13,336	13,133	12,984	12,851	12,768	12,626	12,523	12,424	12,360	12,236
行政回収	t/年	13,606	13,561	13,442	13,296	14,096	13,777	13,258	12,621	12,361	12,020	11,363	11,263	11,107	10,997	10,897	10,840	10,731	10,654	10,581	10,536	10,439
びん	t/年	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852	1,801	1,688	1,620	1,547	1,500	1,477	1,452	1,422	1,398	1,376	1,361	1,339	1,322	1,306	1,294	1,276
缶	t/年	517	531	529	511	565	577	559	527	509	488	486	479	469	462	456	451	444	439	435	431	425
ペットボトル	t/年	634	652	732	741	789	810	782	797	807	800	798	800	797	796	795	796	793	792	791	791	788
古紙・古布類	t/年	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687	6,471	6,313	5,915	5,729	5,607	5,539	5,471	5,379	5,311	5,250	5,211	5,149	5,101	5,056	5,025	4,971
プラスチック容器包装類	t/年	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777	2,794	2,633	2,574	2,541	2,516	2,517	2,520	2,510	2,507	2,504	2,510	2,503	2,502	2,500	2,505	2,496
硬質プラスチック	t/年	45	47	45																		
金属類	t/年	379	388	392	406	490	401	370	369	338	307	307	301	291	284	277	272	265	260	255	251	246
非鉄類	t/年	70	68	68	39	28	15															
小型家電	t/年	352	345	349	251	224	231	240	233	236	241	239	240	239	239	239	239	238	238	238	239	237
廃食用油	t/年	52	50	51	51	51	46	44	41	38	38	37	36	35	35	34	33	33	32	32	32	31
せん定枝	t/年	500	600	600	600	600	600	600	515	587	495	495	497	495	493	487	482	476	471	466	463	457
一次処理・生ごみ	t/年	27	31	32	31	33	31	29	30	29	28	28	28	27	27	26	26	26	26	25	26	25
集団回収	t/年	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769	2,632	2,509	2,376	2,248	2,100	2,099	2,073	2,026	1,987	1,954	1,928	1,895	1,869	1,843	1,824	1,797
紙類	t/年	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424	2,313	2,234	2,103	1,968	1,831	1,832	1,807	1,762	1,724	1,692	1,666	1,635	1,609	1,584	1,565	1,539
布類	t/年	304	318	334	332	345	319	275	273	280	269	267	266	264	263	262	262	260	260	259	259	258
令和4年度に対する総排出量削減率	**%**	**-2.8**	**-2.9**	**-3.3**	**-3.1**	**-6.2**	**-3.7**	**0.0**	**3.1**	**4.8**	**6.3**	**7.7**	**7.9**	**8.7**	**9.2**	**9.7**	**10.0**	**10.6**	**11.1**	**11.6**	**11.9**	**12.6**

※端数調整により合計が合わない場合があります。

資料表 9　排出量原単位の推計結果（目標推計）

区分	単位	実績値										予測値										
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
人口（10月１日）	人	199,698	200,817	202,115	204,658	205,907	205,943	205,829	206,156	206,073	206,872	206,939	206,973	206,793	206,575	206,338	206,180	206,036	205,731	205,364	204,950	204,575
総排出量	g/人日	687	684	683	670	688	672	649	626	617	604	603	600	597	594	592	589	586	584	582	579	577
ごみ量	g/人日	456	456	459	455	464	454	439	427	422	417	417	416	416	415	414	412	411	410	409	407	407
家庭系	**g/人日**	**364**	**361**	**360**	**363**	**384**	**372**	**355**	**344**	**338**	**332**	**332**	**331**	**330**	**330**	**329**	**328**	**327**	**326**	**325**	**324**	**323**
事業系	g/人日	92	95	99	91	80	82	84	83	85	85	85	85	85	85	85	85	85	84	84	84	84
家庭系ごみ（行政回収）	**g/人日**	**363**	**359**	**358**	**361**	**381**	**369**	**353**	**341**	**334**	**329**	**329**	**328**	**327**	**326**	**326**	**324**	**323**	**322**	**321**	**320**	**319**
可燃ごみ	g/人日	315	310	309	311	322	315	303	291	282	278	278	277	277	276	275	274	273	273	272	271	270
不燃ごみ	g/人日	45	47	46	46	52	45	43	43	42	41	41	41	41	41	41	40	40	40	40	40	40
粗大ごみ	g/人日	1.9	1.9	2.1	4.1	7.2	8.4	6.5	7.0	9.4	9.1	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
有害ごみ・危険物	g/人日	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
持込ごみ	g/人日	93	97	101	93	83	85	86	86	88	89	88	88	88	88	88	88	88	88	87	87	87
可燃ごみ（事業系）	g/人日	92	95	99	91	80	82	84	83	85	85	85	85	85	85	85	85	85	84	84	84	84
不燃ごみ	g/人日	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.6	0.5	0.7	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
粗大ごみ	g/人日	0.7	1.2	1.4	1.6	1.8	1.8	1.6	2.0	2.1	2.3	2.3	2.2	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
資源量	g/人日	231	228	224	216	224	218	210	199	194	187	186	183	181	180	178	176	175	174	173	172	171
行政回収	g/人日	187	185	182	177	188	183	176	167	164	159	158	156	155	153	152	151	150	149	148	147	147
びん	g/人日	25	24	23	23	25	24	22	21	21	20	20	19	19	19	18	18	18	18	17	17	17
缶	g/人日	7.1	7.2	7.2	6.8	7.5	7.7	7.4	7.0	6.8	6.5	6.4	6.3	6.2	6.1	6.1	6.0	5.9	5.9	5.8	5.7	5.7
ペットボトル	g/人日	9	9	10	10	11	11	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
古紙・古布類	g/人日	93	91	87	85	89	86	84	78	76	74	73	72	71	70	70	69	68	68	67	67	67
プラスチック容器包装類	g/人日	33	33	34	35	37	37	35	34	34	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
硬質プラスチック	g/人日	0.6	0.6	0.6																		
金属類	g/人日	5.2	5.3	5.3	5.4	6.5	5.3	4.9	4.9	4.5	4.1	4.1	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5	3.5	3.4	3.3	3.3
非鉄類	g/人日	1.0	0.9	0.9	0.5	0.4	0.2															
小型家電	g/人日	4.8	4.7	4.7	3.4	3.0	3.1	3.2	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
廃食用油	g/人日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
せん定枝	g/人日	6.9	8.2	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	6.8	7.8	6.6	6.6	6.6	6.6	6.5	6.5	6.4	6.3	6.3	6.2	6.2	6.1
一次処理・生ごみ	g/人日	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
集団回収	g/人日	44	43	42	38	37	35	33	31	30	28	28	27	27	26	26	26	25	25	25	24	24
紙類	g/人日	40	38	37	34	32	31	30	28	26	24	24	24	23	23	22	22	22	21	21	21	21
布類	g/人日	4.2	4.3	4.5	4.4	4.6	4.2	3.7	3.6	3.7	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5

※端数調整により合計が合わない場合があります。

資料表 １０　処理量の推計結果（目標推計）

区分	単位	実績値										予測値										
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
焼却処理施設	t/年	32,489	32,824	33,281	33,277	33,896	33,202	31,921	31,103	30,444	30,140	30,137	30,145	29,993	29,901	29,799	29,743	29,568	29,437	29,304	29,229	29,036
	g/人・日	**446**	**448**	**451**	**444**	**451**	**442**	**425**	**412**	**405**	**399**	**399**	**398**	**397**	**397**	**396**	**394**	**393**	**392**	**391**	**390**	**389**
処理量	t/年	29,689	29,718	30,097	30,094	30,230	29,847	29,020	28,203	27,622	27,438	27,438	27,446	27,312	27,229	27,138	27,085	26,925	26,806	26,685	26,616	26,442
家庭系・可燃ごみ（行政回収）	t/年	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183	23,658	22,735	21,922	21,232	20,983	20,990	21,005	20,883	20,815	20,740	20,705	20,564	20,466	20,366	20,320	20,168
事業系・可燃ごみ（直接持込）	t/年	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047	6,189	6,285	6,281	6,390	6,455	6,448	6,441	6,429	6,414	6,398	6,380	6,361	6,340	6,319	6,296	6,274
選別残さ	t/年	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,355	2,901	2,900	2,822	2,702	2,699	2,699	2,681	2,672	2,661	2,658	2,643	2,631	2,619	2,613	2,594
不燃・粗大ごみ処理施設可燃残さ	t/年	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,355	2,901	2,900	2,822	2,702	2,699	2,699	2,681	2,672	2,661	2,658	2,643	2,631	2,619	2,613	2,594
処理内訳 埋立処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理内訳 資源化	t/年	4,104	4,136	4,090	4,105	4,262	4,014	3,683	3,700	3,365	3,574	3,575	3,575	3,557	3,546	3,534	3,528	3,507	3,491	3,475	3,467	3,444
処理内訳 **焼却残さ（エコセメント化）**	**t/年**	**3,975**	**4,008**	**3,965**	**3,978**	**4,122**	**3,866**	**3,540**	**3,551**	**3,222**	**3,418**	**3,418**	**3,418**	**3,401**	**3,391**	**3,379**	**3,373**	**3,353**	**3,338**	**3,323**	**3,315**	**3,293**
処理内訳 鉄分残さ	t/年	129	128	125	127	140	148	143	149	143	156	157	157	156	155	155	155	154	153	152	152	151
不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	3,562	3,722	3,722	3,921	4,603	4,233	3,908	4,005	4,116	4,044	4,039	4,039	4,012	3,999	3,982	3,978	3,955	3,938	3,920	3,911	3,882
処理量	t/年	3,518	3,684	3,697	3,897	4,586	4,216	3,893	3,993	4,105	4,033	4,028	4,028	4,002	3,989	3,972	3,968	3,945	3,928	3,910	3,901	3,872
家庭系・不燃ごみ	t/年	3,326	3,459	3,442	3,469	3,908	3,451	3,283	3,315	3,237	3,180	3,178	3,176	3,153	3,140	3,124	3,119	3,098	3,082	3,065	3,056	3,030
行政回収	t/年	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871	3,405	3,246	3,263	3,159	3,111	3,112	3,109	3,086	3,072	3,056	3,051	3,029	3,013	2,996	2,987	2,961
直接持込	t/年	30	30	35	32	37	46	37	52	78	69	66	67	67	68	68	68	69	69	69	69	69
家庭系・粗大ごみ	t/年	192	225	255	428	678	765	610	678	868	853	850	852	849	849	848	849	847	846	845	845	842
行政回収	t/年	141	141	153	310	543	629	487	527	707	683	680	682	679	679	678	679	677	676	675	675	672
直接持込	t/年	51	84	102	118	135	136	123	151	161	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
選別残さ	t/年	44	38	25	24	17	17	15	12	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10
リサイクルセンター不燃残さ	t/年	44	38	25	24	17	17	15	12	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10
処理内訳 可燃残さ	t/年	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,355	2,901	2,900	2,822	2,702	2,699	2,699	2,681	2,672	2,661	2,658	2,643	2,631	2,619	2,613	2,594
処理内訳 資源化	t/年	666	666	668	707	805	932	983	1,021	1,207	1,268	1,267	1,267	1,258	1,254	1,249	1,247	1,240	1,235	1,229	1,226	1,218
回収鉄類等	t/年	253	257	253	280	355	365	317	290	327	357	357	357	354	353	352	351	349	348	346	345	343
不燃残さ	t/年	413	409	415	427	450	567	666	731	880	911	910	910	904	901	897	896	891	887	883	881	875
リサイクルセンター	t/年	2,953	2,948	2,994	2,954	3,206	3,188	3,029	2,944	2,863	2,788	2,761	2,731	2,688	2,656	2,627	2,608	2,576	2,553	2,532	2,516	2,489
びん類	t/年	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852	1,801	1,688	1,620	1,547	1,500	1,477	1,452	1,422	1,398	1,376	1,361	1,339	1,322	1,306	1,294	1,276
缶類	t/年	517	531	529	511	565	577	559	527	509	488	486	479	469	462	456	451	444	439	435	431	425
ペットボトル	t/年	634	652	732	741	789	810	782	797	807	800	798	800	797	796	795	796	793	792	791	791	788
処理内訳 不燃残さ（夾雑物）	t/年	44	38	25	24	17	17	15	12	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10
処理内訳 資源化	t/年	2,623	2,642	2,671	2,618	2,861	2,815	2,725	2,632	2,544	2,456	2,433	2,408	2,372	2,344	2,320	2,305	2,277	2,258	2,240	2,227	2,203
ガラス類・屑ガラス	t/年	1,528	1,524	1,478	1,428	1,555	1,509	1,449	1,383	1,293	1,246	1,227	1,206	1,181	1,161	1,143	1,131	1,112	1,098	1,085	1,075	1,060
金属類	t/年	494	500	500	483	540	524	504	469	452	423	421	415	407	400	395	391	385	381	377	374	368
ペットボトル	t/年	601	618	693	707	766	782	772	780	799	787	785	787	784	783	782	783	780	779	778	778	775
保管施設	t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53	50	50	50	50	49	49	49	49	49	49	49
有害ごみ	t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53	50	50	50	50	49	49	49	49	49	49	49
内訳 資源化	t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53	50	50	50	50	49	49	49	49	49	49	49
内訳 有害ごみ	t/年	58	51	51	56	61	58	54	50	49	53	50	50	50	50	49	49	49	49	49	49	49

資料表 １１　資源化量の推計結果（目標推計）

区分	単位	実績値										予測値										
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
総資源化量	**t/年**	**21,262**	**21,173**	**20,943**	**20,651**	**21,587**	**20,982**	**20,129**	**19,406**	**18,862**	**18,630**	**18,536**	**18,416**	**18,189**	**18,027**	**17,874**	**17,781**	**17,609**	**17,483**	**17,359**	**17,285**	**17,125**
直接資源化	t/年	10,653	10,613	10,448	10,342	10,890	10,589	10,229	9,677	9,498	9,232	9,162	9,093	8,976	8,896	8,817	8,773	8,690	8,630	8,572	8,541	8,463
古紙・古布類	t/年	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687	6,471	6,313	5,915	5,729	5,607	5,539	5,471	5,379	5,311	5,250	5,211	5,149	5,101	5,056	5,025	4,971
プラスチック容器包装類	t/年	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777	2,794	2,633	2,574	2,541	2,516	2,517	2,520	2,510	2,507	2,504	2,510	2,503	2,502	2,500	2,505	2,496
硬質プラスチック	t/年	45	47	45																		
金属類	t/年	379	388	392	406	490	401	370	369	338	307	307	301	291	284	277	272	265	260	255	251	246
非鉄類	t/年	70	68	68	39	28	15															
小型家電	t/年	352	345	349	251	224	231	240	233	236	241	239	240	239	239	239	239	238	238	238	239	237
廃食用油	t/年	52	50	51	51	51	46	44	41	38	38	37	36	35	35	34	33	33	32	32	32	31
せん定枝	t/年	500	600	600	600	600	600	600	515	587	495	495	497	495	493	487	482	476	471	466	463	457
一次処理・生ごみ	t/年	27	31	32	31	33	31	29	30	29	28	28	28	27	27	26	26	26	26	25	26	25
中間処理後資源化	t/年	7,393	7,444	7,429	7,430	7,928	7,761	7,391	7,353	7,116	7,298	7,275	7,250	7,187	7,144	7,103	7,080	7,024	6,984	6,944	6,920	6,865
焼却処理施設	t/年	4,104	4,136	4,090	4,105	4,262	4,014	3,683	3,700	3,365	3,574	3,575	3,575	3,557	3,546	3,534	3,528	3,507	3,491	3,475	3,467	3,444
焼却残さ（エコセメント化）	t/年	3,975	4,008	3,965	3,978	4,122	3,866	3,540	3,551	3,222	3,418	3,418	3,418	3,401	3,391	3,379	3,373	3,353	3,338	3,323	3,315	3,293
鉄分残さ	t/年	129	128	125	127	140	148	143	149	143	156	157	157	156	155	155	155	154	153	152	152	151
不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	666	666	668	707	805	932	983	1,021	1,207	1,268	1,267	1,267	1,258	1,254	1,249	1,247	1,240	1,235	1,229	1,226	1,218
回収鉄類等	t/年	253	257	253	280	355	365	317	290	327	357	357	357	354	353	352	351	349	348	346	345	343
不燃残さ	t/年	413	409	415	427	450	567	666	731	880	911	910	910	904	901	897	896	891	887	883	881	875
リサイクルセンター	t/年	2,623	2,642	2,671	2,618	2,861	2,815	2,725	2,632	2,544	2,456	2433	2408	2372	2344	2320	2305	2277	2258	2240	2227	2203
ガラス類・屑ガラス	t/年	1,528	1,524	1,478	1,428	1,555	1,509	1,449	1,383	1,293	1,246	1,227	1,206	1,181	1,161	1,143	1,131	1,112	1,098	1,085	1,075	1,060
金属類	t/年	494	500	500	483	540	524	504	469	452	423	421	415	407	400	395	391	385	381	377	374	368
ペットボトル	t/年	601	618	693	707	766	782	772	780	799	787	785	787	784	783	782	783	780	779	778	778	775
集団回収	t/年	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769	2,632	2,509	2,376	2,248	2,100	2,099	2,073	2,026	1,987	1,954	1,928	1,895	1,869	1,843	1,824	1,797
紙類	t/年	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424	2,313	2,234	2,103	1,968	1,831	1,832	1,807	1,762	1,724	1,692	1,666	1,635	1,609	1,584	1,565	1,539
布類	t/年	304	318	334	332	345	319	275	273	280	269	267	266	264	263	262	262	260	260	259	259	258
再生利用率	**%**	**42.5**	**42.2**	**41.6**	**41.1**	**41.7**	**41.5**	**41.3**	**41.1**	**40.7**	**40.8**	**41.2**	**41.1**	**40.9**	**40.7**	**40.6**	**40.5**	**40.4**	**40.4**	**40.3**	**40.3**	**40.2**
資源化率	%	33.6	33.3	32.8	32.2	32.6	32.5	32.4	31.7	31.5	30.9	29.9	29.7	29.5	29.3	29.2	29.1	29.0	28.9	28.8	28.8	28.7

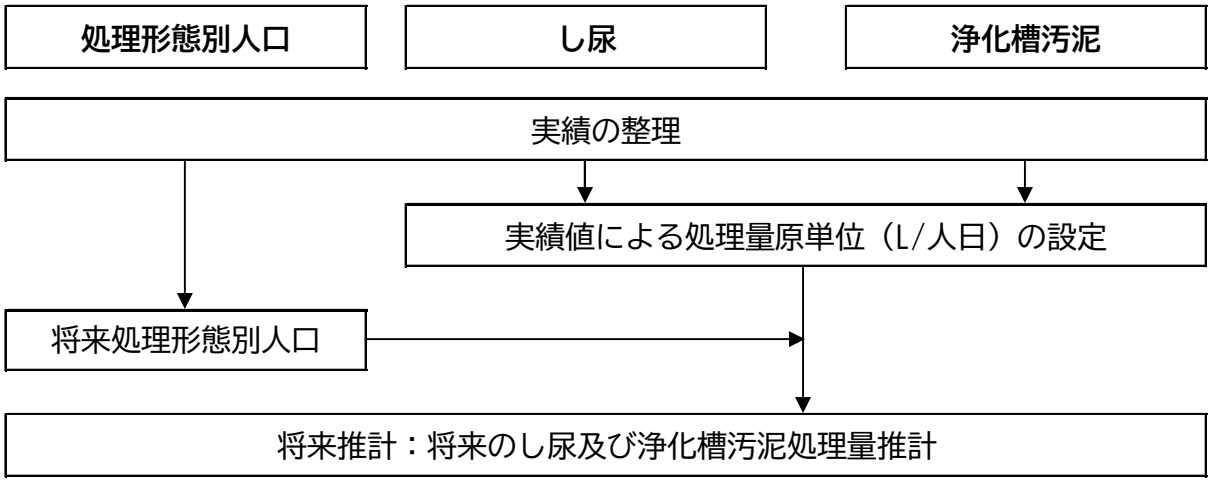
※再生利用率＝資源化量÷総排出量

※資源化率＝資源量（行政回収＋集団回収）÷総排出量

第２節　将来生活排水処理量の推計

１　推計方法

本計画の計画期間である令和９年度から令和 18 年度の 10 年間について、資料図３の生活排水処理量推計フローに基づき、し尿及び浄化槽汚泥処理量の推計を行います。



資料図　３　生活排水処理量推計フロー

２　将来生活排水処理量

生活排水処理量については、直近年度（令和７年度）の処理量原単位に、将来処理形態別人口を乗じることによって推計を行います。

推計結果は本編に記載しています。

第３節　西東京市廃棄物減量等推進審議会等

１　審議経過

回	日付	議題
第１回	令和８年 ５月８日	・諮問 ・計画改定の目的について ・審議会スケジュールと審議内容について ・計画の基本方針について
第２回	令和８年 ６月25日	・一般廃棄物（ごみ）の排出・処理実績及び課題について ・被害想定と災害廃棄物発生量について
第３回	令和８年 ８月20日	・一般廃棄物（ごみ）の目標値及び達成のための施策について ・一般廃棄物（生活排水）の現状と課題、施策について
第４回	令和８年 10月６日	・一般廃棄物処理基本計画（素案）について ・災害廃棄物処理計画（素案）について
第５回	令和８年 12月22日	・一般廃棄物処理基本計画（案）について ・災害廃棄物処理計画（案）について
－	令和９年 １月●日	・答申

２　委員名簿

役職	氏名	区分
会　長	山谷　修作	学識経験者
副会長	木村　きく子	市民
委　員	植村　利男	学識経験者
委　員	福田　雄二	学識経験者
委　員	小早川　輝明	学識経験者
委　員	平山　喜弘	事業者
委　員	澤野　良子	事業者
委　員	海老沢　シゲ子	事業者
委　員	恒成　美保	関係機関
委　員	衣川　直子	市民
委　員	福山　千香	市民
委　員	渡部　洋一	市民
委　員	安部　竹志	市民
委　員	田中　智子	市民
委　員	豊川　直樹	市民
オブザーバー	横山　雄一	関係機関

３　市民参加

パブリックコメント	実施期間	令和８年11月９日～令和８年12月８日
	意見提出	●件

西東京市一般廃棄物処理基本計画

発行年月：令和　年　月
発　　行：西東京市
企画編集：西東京市　みどり環境部　資源循環推進課
東京都西東京市泉町三丁目 12 番 35 号
電話：042-438-4043